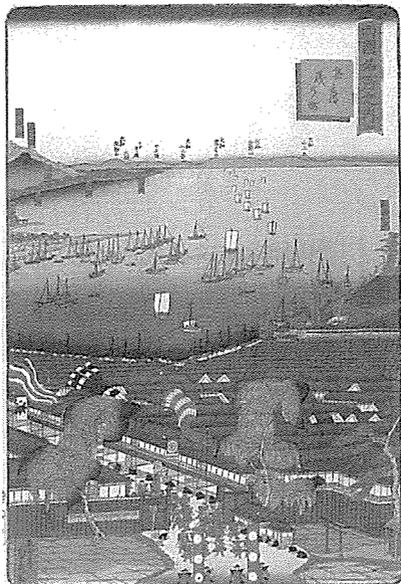


第九章 兵庫津と莊園



兵庫磯乃町（「西国名所之内」）

第一節 兵庫津の発展と兵庫北関

第二節 莊園・村・町

第一節 兵庫津の発展と兵庫北関

1 南北朝・室町期の兵庫

兵庫関の 関所設置は後醍醐による建武新政期に全面的に停止されていたが、建武三年（一三三六）八月
領有関係 建武新政を打倒した足利尊氏が擁立した光厳院政の発足とともに、回復が図られることになっ

た（新城常三『中世水運史の研究』）。東大寺兵庫関も返還は決定されたが、暦応元年（一三三八）十月十八日
になっても執行が行われておらず、神興動座をちらつかせて早期実現を東大寺宿老が訴えている（『東大寺文
書之二十』一三三八）。ここで興福寺に寄附された諸関はすでに関務を行っているとこの風聞が記されているが、
果たして十九日付で興福寺修造料所渡辺・神崎升米と「兵庫嶋商船目銭」について、「元の如く」行うよう
にとする、室町幕府の文書が春日社に伝来している（『真史』七「興福寺文書」（春日大社文書）六・七）。このう
ち渡辺・神崎は関停止以前には興福寺造営料に宛てられていたものだが、兵庫嶋目銭は第七章第三節3項で
述べたように東大寺大仏殿および住吉社に宛てられていたもので、興福寺・春日社とは無関係であった。そ
のため従来はこれを足利氏が保護した興福寺による割り込みと評価されてきた。

しかし鎌倉末期にあれだけ対立していたにもかかわらず、東大寺側がこれに反発した形跡は見られない。また鎌倉期は三カ津目銭を一括して律僧が徴収して収益が配分されており、兵庫嶋目銭のみが取り上げられる形式とは異なっている。さらに鎌倉末期に福泊関務が兵庫関で権限を行使しており、福泊そのものは修固されず湊としては衰微していった（戸田芳実『中世の神仏と古道』）。以上の点を考慮するなら、この兵庫嶋目銭は従来通りでも全くの新儀でもなく、鎌倉末期の権利関係が兵庫嶋を中心にして再編されたものといえるのではないか。幕府は暦応三年には泰地・塩崎一族に、周防国竈門関（下関市）から撰津国尼崎までの運送船・廻船を警固し、櫓別銭一〇〇文を兵糧料足として兵庫嶋で徴収することを認めているのも（『奥史』七「熊野那智大社文書」五）、一時的措置とは考えられるが、幕府による兵庫嶋の位置づけを示したものである。

一方で東大寺側の要求も暦応二年六月には叶えられたようで、年預五師はそれに功績のあったらしい右筆（文書執筆者）に対して、惣寺が管轄する三分の二のうちから毎年二〇貫文を与えることを決定している。なお残り三分の一を東南院檢校所が管轄するのも、鎌倉末期の体制を引き継いだものである。さらに東大寺は暦応三年十月に神興を大仏殿に動座させて、建武新政倒壊後から悪党活動が継続している伊賀国黒田荘の問題解決を働きかける（『東大寺文書之十』一三八）。この問題は翌暦応四年十月になっても解決せず、大仏殿に籠もる宿老は再び決議文書を作成したが、そこには前年の文書には記されていなかった兵庫関所雑船役および置石についての要求も記されている（『東大寺文書之五』九〇）。前者は勅定があり、後者は早くも建武四年八月十七日に聖断が下されたにもかかわらず、「乱訴」があり差し戻されたため寺門の面目を失ったと抗議している。2項以降で詳述されるように、室町期の兵庫北関では入港する船に対して商船からは高額の升

米、雑船からは低額の置石という二種類の税を徴収していた。そのうち前者が暦応二年に認められたもので、後者はこの暦応四年の要求が受け入れられたものということになる。置石について「乱訴」を行ったのは興福寺の可能性があり、結局は興福寺が商船目録および札符の徴収、東大寺が升米・置石徴収という形態で、落ち着いたのではないか。

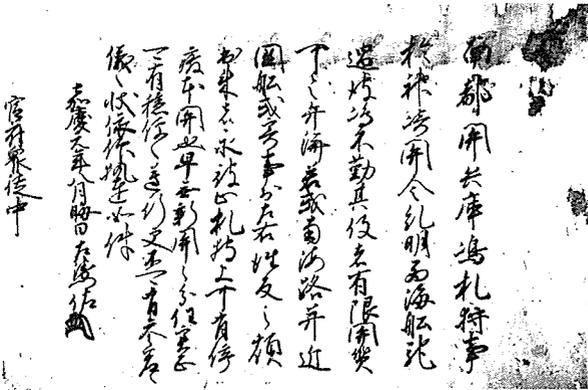


写真103 嘉慶元年八月晦日室町將軍家御教書（興福寺春日大社文書）

この東大寺・興福寺両関の関係について、それぞれに別種の船が通関したという説と（今谷明『日本国王と土民』）、同一の船に課税されたという説（新城常三『中世水運史の研究』）があり、一致していない。最新の研究では入港時に東大寺関で升米あるいは置石を徴収されるか低額の札料足が徴収され、出港時に興福寺関で前二者は商船目録を、最後は低額の札符が徴収されたとするが（有馬香織「兵庫入船納帳にみる関通過手続と経営」）、いまだ通説といえるものではない。なお貞治元年（一三六二）には広田社から、「漏船」が西宮に着岸したとして東大寺が升米を徴収しているのは、不入権を侵害するものであるとする越訴が行われている（『師守記』十二月十九日条）。また嘉慶元年（一三八七）には興福寺関「兵庫嶋札符」を神崎関で徴収するのは、南海路や近国船はだめだが西海船については問題ないと室町幕

官符衆位中

府が認めている『（県史）』七「興福寺文書」〔春日大社文書 一五〕。これらを見ると十四世紀段階では両関は別個に経営されていたようにみえる。

しかし大山崎油神人の津料免除特権を承認する文書は、明徳三年（一三九二）段階では東大寺関をさす「兵庫嶋升米」とのみ記されているのが、それを追認する応永十三年（一四〇六）のものでは「兵庫両関」と記される（『（県史）』八「離宮八幡宮文書」二八・二九）。年末詳だが応永三年（一三九六）出家、応永十三年に死去した曇寂（広橋仲光）を奉者とする、興福寺別当に宛てた文書が東大寺に伝来している（『（県史）』五「東大寺文書」〔撰津国兵庫関 一九九、以下兵庫関〕。その内容は兵庫問丸右衛門大夫の船鏡丸と枝舟二艘が運送する「座主宮御坊」（延暦寺天台座主）造宮材木について、「南都管領」の関所で違乱が行われており停止すべきであるというもので、両関が一括して扱われていることがわかる。応永三十年には、関税を免除された小早川生口因幡入道公実の船と称して瀬戸田（広島県尾道市）などの商船が通過しているので公実の免除を取り消すという幕府の命令が東大寺・興福寺両関奉行に宛てられ（『（東大寺文書之二十）』一三〇八）、それをうけて兵庫問丸孫太郎らが以前の未進分を関所沙汰人とともに徴収するとした文書に「兵庫北両関」とある（同上 一四一〇）。これらは十五世紀に両関が一体のものともみなされるようになったことを示しており、この史料を初見として東大寺領は兵庫北関、興福寺領は兵庫南関と呼ばれるようになる。これは経営が代官請負となり両寺は定額を受け取るだけとなり、実質的な関務を担う現地の問丸によって関銭徴収が整理されたためだと考えられる。寛正二年（一四六二）には免除特権を有する相国寺風呂材木が「南都両関」で差し押さえられたという事件があり（『（蔭涼軒日録）』十月十五日条）、南北関が一体となって機能していたことがわかる。

現地から遊離して得分権のみが幕府から保証される体制になると、両寺の立場は必然的に弱くなる。宝徳三年（一四五二）には一時的にしる兵庫関そのものが両寺から取り上げられ、両寺をはじめとする南都七大寺がそろって閉門して抗議したこともある（『県史』七「興福寺文書」〔大乘院文書〕一〇）。また得分権の一部は他の寺社の用途に恒常的に与えられていた。永享八年（一四三六）に兵庫北関を年七五〇貫文で請け負った代官は、うち四〇貫文を「北野御経」に宛て、残りの七一〇貫文を東大寺に納めるといふ請文を提出した（『東大寺文書之二十』一四三三）。「北野御経」は京都北野社で行われている一切経供養のことで、応永十九年（一四二二）には大規模な写経事業も行われて市域の寺院も加わっていた（第十章第二節3項）。いつから支出が行われるようになったのかは不明だが、永享段階の室町殿（室町幕府の最高指導者は將軍位と一致するとは限らないため、当時の史料用語から室町殿と呼ばれている）義教は北野社に冷淡とされるため、北野信仰に厚かったその前の室町殿義持没年（一四二八）以前に遡ることは確実だろう。

同じく永享八年には相国寺および等持寺の国料の兵庫北関分が未進になっているので、立て替え払いを行った興福寺雑掌に弁済するようという幕府の文書も残されている（兵庫関二二六）。相国寺は足利義満によって建立され、至徳二年（一三八五）に落慶供養が行われ、応永元年に焼失するもただちに再建が開始され、応永六年には高さ一〇八メートルの大塔が建立されている。等持寺は暦応二年以前に足利尊氏によって建立され、足利將軍家の菩提寺とされたものである。いずれも室町幕府の尊崇厚い寺院で、これも支出の開始時期は不明だが南北関に支出が命じられたのであろう。北野分は月俸料足と呼ばれ、月三貫三三三文が北関から南関に支払われ（年四〇貫文）、南関からまとめて支出されるようになった（兵庫関二三三など）。相国寺分

は国料と呼ばれ相国寺納所なつしよから北関奉行所に宛てられた受領書が伝来しているが、額はまちまちで定額は不明である。等持寺分も国料と呼ばれ、季節毎の一二貫五〇〇文の受領書が伝来しており、年間で五〇貫文が支払われたことになる。代官請文には相国寺・等持寺あわせて五〇貫文の「代官方沙汰分」を請負額とともに東大寺に支払うとした文書がいくつか伝来している（『東大寺文書之二十』一四三四など）。ただし別に「東大寺沙汰分」があったのか、南関分は北関が一括して支払うことになっていたのかなど詳細な状況はわからない。このような制約を受けながらも南北両関の経営は応仁おつにの乱まで続けられていたのである。

物資集散地と 兵庫への物資集散の具体像は、本節2項以後で「兵庫北関入船納帳」をもとに詳細に述べた。兵庫集散地としての兵庫 される。ここでは主に年貢輸送に関わる史料を紹介しながら、当該期の兵庫の位置づけをしておきたい。

兵庫嶋目銭が興福寺に与えられた暦応元年（一二三三）十月、撰津国務に携わったと考えられる沙弥円道しやみは、「撰津国諸庄園領主」に宛てて大嘗会米を段別三〇文の銭で湊川宿に納めるように命じている（『奥史』六「東寺文書」（その他所領関係等）一六）。湊川宿は第八章第一節2項で詳述された湊川合戦の舞台で、楠木正成は「湊川ノ西ノ宿」に陣を構えたとされる（『太平記』）。近世の西国街道は兵庫津に大きく迂回しているが、それ以前に兵庫嶋との接点になっていたのが湊川宿である。応安四年（一二七二）に陸路で京から九州に向かった今川了俊は、打出、生田川を経て湊川で宿泊して、翌朝に同行してきた友と別れて、須磨、大蔵谷へと進んでいる（『道行きぶり』）。ここには兵庫嶋は登場せず、陸路で宿泊地となっていたのは湊川なのである。京へ納入される大嘗会銭をわざわざ撰津西端の湊川に集積させたのは、恐らく湊としての兵庫嶋の機能と陸

上交通との接合を図ったためだと考えられる。結論を先取りすると、この湊川宿の機能が、近世兵庫津の岡方へと継承されたと思われる。

この湊川宿と兵庫嶋という呼称は兵庫両関と呼ばれるようになる十五世紀初めに姿を消し、兵庫という呼称が一般的となる(地名としての兵庫嶋の終見は応永二十二年(一四一五)、『県史』八「九条家文書」(撰津国所領関係 七一・七二)。水陸それぞれの拠点が集約され、西国荘園からの年貢の陸揚げ地となったためだろう。東大寺領周防国国衙領の場合、現地に派遣された目代が兵庫までの輸送責任を負い、兵庫以後は東大寺の責任とされていた(本多博之「中世後期東大寺の周防国国衙領支配の展開」)。そのうち仁井令(山口県防府市)から明德二年(一三九一)正月に到着した年貢輸送の詳細を示した文書が残されている(『東大寺文書之十六』八三三)。それによると米六〇石、代銭換算で七八貫文の年貢は、南関で一貫二三〇文(約一・六%)、北関で七八〇文(二%)、倉敷 \parallel 倉庫代七八〇文(二%)、荷揚げ船賃三六〇文(約〇・〇五%)、問による米の値付け二七〇文(約〇・〇三%)の計三貫四二九文(單純合計は四二〇文だが、銭計算では誤差が生じる)が支出されている。東大寺領年貢に対して東大寺領北関で課税が行われているのは、経営は代官に委ねられており別会計だったためで、ここでは南北両関に関銭が支払われ、南関のほうが高額である。これが一般的なものかどうかはわからないが、総額で入港した物資価格の約四・四%程度が兵庫で支出されていたことになる。関銭は領主に上納される分もあったはずだが、それを除いたとしても、多額の富が兵庫住人にもたらされていたことになる。そのほかに東大寺から派遣された使者二名の宿賃として一五〇文・酒代五一文も計上されており、不特定多数の顧客を当てにした旅籠屋があり、前代以来の遊女なども活動していただろう。使者は西国街道を山崎ま

で陸路で向かい、そこから奈良に戻っている。

応永二十六年には、東寺領周防国美和莊兼行名（山口県岩国市）年貢四〇貫文について、守護大内氏の家人が現地代官に任じられている所領では年貢を兵庫で引き渡すことになっていとされたため、東寺は使者六人を年貢受け取りのために派遣している（『県史』六「東寺文書」（その他所領関係等）四九〇～五二）。使者は二月十五日に京を出て、尼崎を経て十六日に兵庫に到着したが、船頭が尼崎に向かったということを知って慌てて兵庫に呼び戻すため一人を向かわせて、十八日に兵庫で銭を受け取り、西宮・山崎で宿泊して二十日に京へ戻った。この間に兵庫で二泊したため、「はたご」（旅籠）⇨朝晩の食事代一人二文、昼一〇文、酒・茶・肴・木（燃料代）などが支出されている。なお兵庫での支出に「しまのすゝめ」六文があるが、これは「嶋の勧め」と解釈でき、武庫川で支出される「はしちん」（橋賃）と同様に、嶋修固のための費用が訪れる人々から勧進として徴収されていたことがわかる（一人一文か）。また荷造りのための「からけなわ」（絡繩）・「せいのたわら」（銭の俵）、安全祈願のための「こふ」（昆布）なども購入されており、兵庫では多様な商品が販売されていたことが知られる。なお途中の御影では茶代が支出されており、西国街道沿いに茶店があったものとみられる。

このように京・奈良や、瀬戸内海各地から多数の人々が兵庫を訪れたことが知られるが、現地住人の状況が見られる史料も紹介しておく。貞治二年（一三六三）の文書によると、長田神社の馬上頭役（祭礼の負担）は、福原莊・輪田莊在家には賦課されておらず、近年の慣例により田所名と福嚴寺の「富有の仁」に負担させるべきであるという（『県史』一「長田神社文書」五）。ここで負担対象に想定されているのは兵庫住人のこ

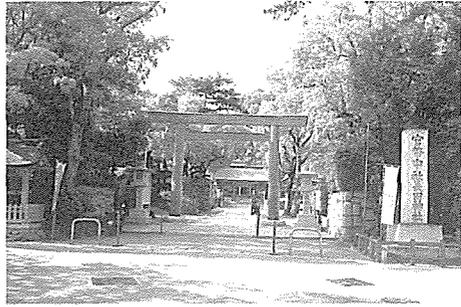


写真104 長田神社(長田区)

とで、外交使節も宿泊する有力な禅宗寺院福嚴寺には、富裕な都市住民が所属していたことを窺うことができる。また応永十六年に大徳寺領兵庫荘の田地を購入したのは「兵庫の市の辻の玄智」で、『大徳寺文書之三』一三七六、投資目的があったのだろう。

十五世紀半ばの兵庫住人の活動は「兵庫北関入船納帳」をもとに4項で詳述されるとおりで、東大寺領周防国衙領の年貢輸送も、目代に代わって兵庫・堺の間丸が担うようになるといふ。東寺領備中国新見荘(岡山県新見市)でも、京割符さいふはなく兵庫割符が用いられた例もある(『岡山県史家わけ史料』三四六、早島大祐『首都の経済と室町幕府』)。割符は室町時代に一〇貫文の約束手形として流通し、発給した商人のもとで換金することが

できた。新見荘の状況は瀬戸内海諸地域が兵庫を起点とした経済圏にあり、京都を中心とした構造から自立しつつあったことを示している。高野山領備後国太田荘(広島県世羅郡世羅町)の年貢にも、積み出し港である尾道の船だけでなく、兵庫住人の船が利用されていた(『高野山文書』『勸学院文書』一六五)。高野山からも兵庫に使者が派遣され、備後守護代犬橋氏以下には高額な礼銭が兵庫で支払われていた(同上183)。輸送船警固もしくは年貢収納の礼で、兵庫で備前国料船びぜんの管理もしていた可能性がある(佐々木銀弥『日本中世の流通と対外関係』)。あるいは瀬戸内海各地の守護代クラスの武士が、兵庫に拠点を置いていたのかもしれない。

このように兵庫は瀬戸内海交通の起点として大きな地位を占めたが、応仁・文明ぶんめいの乱後は競合していた堺に水をあげられてしまう。その様相は本節5項で述べられるが、変動をもたらした原因の一つと考えられるのが、室町期の兵庫が政治的に保護されていた点である。兵庫関の設定は幕府が保証したもので、鎌倉末期の大阪湾三カ津は兵庫嶋に一元化され、堺問丸が扱った太田荘の年貢輸送船も兵庫を経由しなければならなかったのである。そうした幕府の保護が失われると兵庫に停泊する必然性はなくなり、東大寺年貢船すら兵庫ではなく直接に堺に向かうものもあつたという（本多博之「中世後期東大寺の周防国国衙領支配の展開」）。室町幕府体制の下で繁栄を謳歌しすぎたことが、時代への対応力を低下させることになったのであろう。

日明貿易の
開始と兵庫

兵庫が室町幕府にとって重要なのは、瀬戸内海交通の玄関口として経済的な意味をもつととも、外交使節を迎える場にもなっていたことである。幕府は遣唐使断絶後、初めて中国の王朝と正式な国交を結んだ日本列島の政権であつた。第五章第三節3項で述べられた平清盛の日宋貿易は国家間の関係によるものというより、それ以前から存在していた宋商による交易活動を清盛側が組織化したものといえる。元（モンゴル）の通交要求にも日本側は応じず元軍の襲来すら招いたが、対外交易も積極的に進めたため、軍事対応の主体となつた鎌倉幕府周辺からも元への貿易船が派遣されていた。日元間を往来する禅僧も多数に及んでいるが、ついに正式な国交は結ばれなかった。さらに十四世紀半ばになり元が弱体化すると、元およびそれに服属していた高麗沿岸で、倭寇と呼ばれる海賊行為が頻発するようになった。倭寇は南北朝内乱が続く対馬・壱岐いちき・五島列島・博多などを基盤に、一部の中国・朝鮮出身の海民を吸収して、離合集散を繰り返しながら掠奪を行っていたとされる（関周「明帝国と日本」）。

一三六八年に貧農出身の朱元璋（洪武帝）によって金陵（南京）を首都に建国された明は、元を北走させ中国統一を果たした。しかし反対勢力が沿岸部の倭寇と結んで活動したため、洪武帝は沿岸部の民衆の出海を禁じる海禁政策を採り、周辺諸国に朝貢を呼びかけた。さらに一三七四年には民間交易の主体となっていた市舶司を廃止する一方で、朝貢国に対しては貢物の数倍の回賜を与え滞在費用を負担するという優遇措置が採られた。これにより朝貢国は明皇帝に形式的に封じられる「國王」という地位に甘んじさえすれば、膨大な貿易利潤を手にすることができるようになったのである。この明の要求を日本で最初に受け入れたのは九州で南朝勢力として独自の基盤を有していた懐良親王で、一三七一年に朝貢を行い日本国王「良懷」に封じられた。応安五年（一三七二）五月に洪武帝の詔書をもった明使が博多に到着するが、懐良親王はすでに室町幕府九州探題今川了俊によって逐われていたため、明使は翌年六月に上洛している。明使の一員である趙秩の記したものに博多から尾道・兵庫を経て京都という順路が記されており（雲門一曲）、兵庫を経由したことが知られるが詳細は不明である。応安七年四月に足利義満は帰国する明使に禅僧を使者として伴わせたが、義満の立場が明が対外関係の相手とした国王としてのものではなく、書の形式も不備であるとして受け入れられず、「日本国王良懷」名義が残存したため、九州の島津氏などがこれを利用して明に通航することもあった。

康暦二年（一三八〇）の義満による使者も明に受け入れられなかったが、すでに太政大臣を辞し、征夷大将軍を子の義持に譲って「自由人」となっていた応永八年（一四〇一）に、義満は博多商人肥富のすすめで遣明使を再び派遣した。これは諸大名による遣使の可能性を断ち切り外交権を一元化しようとする義満の

第一節 兵庫津の発展と兵庫北関

応永十年三月三日に兵庫を出立した（吉田家日次記）。使僧は建文帝を倒した永楽帝宛の国書のほうを提出

表15 室町殿の兵庫下向

番号	主体	出京	帰京	出典	目的
①	義満	康応1(1389)3/4	3/26	鹿苑院西国下向記	西国遊覧
②	義満	明德2(1391)7/19		兼宣公記	遊覧
③	義満	応永8(1401)9/16	9/26	迎陽記	朝鮮使着岸
④	義満	応永9(1402)8/3	8/9	吉田家日次記	明使着岸
⑤	義満	応永11(1404)4/27	5/7	真言院伝法灌頂記	明使着岸
⑥	義満	応永11(1404)7/8	7/13	真言院伝法灌頂記	明使出立
⑦	義満	応永12(1405)	4/25	東寺王代記	明使着岸
⑧	義満	応永12(1405)8/3	8/11	教言卿記	明使出立
⑨	義満	応永13(1406)5/9	5/18	教言卿記	明使着岸
⑩	義満	応永13(1406)5/20	6/7	教言卿記	明使着岸
⑪	義満	応永13(1406)6/15	6/17	教言卿記	遣使着岸*
⑫	義満	応永13(1406)8/5	8/12	教言卿記	明使出立
⑬	義満	応永14(1407)7/22	7/29	教言卿記	明使着岸
⑭	義満	応永14(1407)9/15	9/22	教言卿記	遣使出立
⑮	義満	応永15(1408)2/1	2/5	教言卿記	明使出立
⑯	義持	応永16(1409)6/25	6/29	教言卿記	明使着岸
⑰	義教	永享4(1432)8/17	8/25	看聞日記	遣使出立
⑱	義教	永享6(1434)5/21	5/25	看聞日記	明使着岸

*は尼崎

意志であるとともに、一三九八年に祖父洪武帝の跡を継いで即位したものの叔父燕王（永楽帝）と対立していた建文帝の積極的招請があったためとされている。建文帝は義満を「日本国王」に封じ、翌応永九年七月四日には明使を伴った使者が九州に戻ったという情報が京都に伝えられ、義満は八月三日に管領畠山持国らを伴って兵庫に下向して使者を迎え、九日に帰京している（表15④）。

義満は京の北山殿で明の権威を尊重した儀礼を行い、永楽帝即位の情報が届いたため、建文帝・永楽帝双方への国書を持った使僧が、

し、永楽帝もそれを受け入れ義満への返書と「日本国王之印」と遣明船への所持を義務づけた永楽勘合が与えられた。使僧は明使とともに翌応永十一年五月三日に兵庫に到着し（『大乘院日記目録』）、義満がそれを迎えている（表15⑤）。それに先立つ二月には摂津・播磨^{はりま}など三カ国の所領すべてから田数に応じて「兵庫の嶋之内」を掘るための人夫役が賦課されており、国交樹立後の正式な明使の来航に合わせて大々的な整備が行われている。残念ながら関連史料は乏しいが、東寺領播磨国矢野荘（相生市）のみで当初は一一〇人の人夫が命じられたことが知られ（『相生市史』八卷上六三二二）、相当数の人々が動員されたものと思われる。

その後は明使の帰国にあわせて勘合を所持した貿易船が幕府から派遣され、次に来朝する明使とともに帰国し、また派遣されるというサイクルが続くが、史料上確認される限り、義満は一例を除きすべてそれを兵庫で見送りかつ出迎えている（表15⑥⑦⑧、⑩のみ尼崎）。これは明使に敬意を示すとともに、来航を京都全体にアピールする意味があったとされる（関周一「中世後期における『唐人』をめぐる意識」）。義満期の勘合貿易は幕府が独占的に実施したものであることから、その主体を強調する意図も想定される。残念ながら史料はすべて京都で書かれたもので、義満に同行して兵庫の状況を実見したものはない。ただし応永十三年には遣明船六、七艘が兵庫に着岸したとあわせて「兵庫土蔵」の整備が行われ（『教言卿記』六月八日条、「倉預」式阿弥がそれを管理していたらしいことは（同上関六月十日条）、膨大な富がもたらされたことを示唆している）。

そもそも義満と兵庫との関わりは、幼少期に匿われた赤松氏の播磨国白幡城（赤穂郡上郡町）から帰京する際に、兵庫琵琶塚に宿泊して景色に感歎し、「汝らよろしくこの地を昇^かき京都に至るべし」と命じて周囲

を驚かせたという七歳頃の逸話が最初のものである（『翰林胡蘆集』『五山文学全集』）。義満百周忌の仏事で述べられたもので事実かどうか明らかではないが、義満と兵庫との深い関わりを前提として生まれたものだろう。康応元年（二三八九）に義満は瀬戸内海を巡見しているが（表15①）、この時にも兵庫に立ち寄っている。京を三月四日未明に出発して西国街道を進み、夕刻に兵庫和田浜に到着し、福護寺（福厳寺）に宿泊して、播磨国および摂津国西成郡守護赤松氏の接待を受けている。翌五日に供の数百艘、警固の海賊船（瀬戸内海島嶼部を根拠とする武士たちは、海賊行為の一方で、警固役を幕府から命じられてもいた）とともに出立しており、兵庫の港湾としてのスケールが知られるところである。このように義満は兵庫の状況を見知っており、自身による明使の最初と最後の接待場として兵庫が選択されたのである。前述した陸上交通路湊川宿と港湾兵庫嶋の機能集約も、義満によるものと考えられる。

朝鮮使節と

琉球商人

日明交渉のきっかけになった倭寇に最も苦しめられていた高麗も、禁圧を求めて使節を派遣し、貞治五年（二三六六）九月に出雲国杵築（島根県大社町）に上陸するが、持参した白芋・綿紬・豹皮・虎皮などの方物（土産物）を賊に奪われてしまった。その後の経緯は不明だが、翌年二月十四日に「福原兵庫嶋」に到着して、倭寇被害を訴える書を送った（『善隣国宝記』）。使節は幕府により洛中を避けて嵯峨天龍寺に迎えられ、朝廷は返書を拒否したが、將軍義詮の意を奉じる文書と餞別が贈られた。幕府が朝廷から外交権を接収する第一歩と評価されており（関周一「明帝国と日本」）、兵庫から書を送るという手続きも幕府が誘導した可能性がある。もっともこの当時の九州に対する幕府の影響力は充分なものではなかったため、高麗側は九州探題今川了俊や、周防・長門守護大内義弘らと直接交渉していた。

一三九二年には倭寇鎮庄に力を發揮した武將李成桂により朝鮮王朝が建国されるが、その後も義満との交渉は大内氏を介したものだ。しかし応永六年（一三九九）に大内義弘が義満に滅ぼされたことで、応永九年からは単独で義満の使者が派遣されるようになったという。大内氏の背後には將軍家の同族として幕府と敵対的な鎌倉公方足利満兼もいたが、そうした困難をあえて義満が打ち破ったのは、瀬戸内海を確保して明・朝鮮との対外関係構築の意図があったためとされている（村井章介『中世日本の内と外』）。義満にとって危機を乗り越えた節目となるのが、応永八年の朝鮮使節を迎えるための兵庫下向であり（表15④）、これは明使送迎の先鞭となるものであった。

もっともその後は義満の関心が対明関係に移行し、朝鮮側も対日関係を幕府に一元化することなく、西日本各地の通交者を受け入れていた。室町幕府側に一元化する意図も通交を禁じる実力もない中で、交易を認めることで倭寇を平和的通交者に変えようとするところに朝鮮側の意図があった。その一方で朝鮮側は倭寇を根絶させるために、一四一九年（応永二十六年）にその根拠地对馬を武力攻撃する作戦に出た。日本では応永の外寇と呼ばれる事件で、後述のように当時は対明関係を断絶していたため、明・朝鮮の共同作戦と受け止められ、京都では蒙古襲来の再来とする怪情報が乱れ飛ぶほどであった。室町幕府はその真意を探るために正使の禅僧無涯亮倪、副使の博多商人平方明久を朝鮮に派遣し、その翌年の応永二十七年に回礼使宋希璟らが日本を訪れたことで、一応の問題の決着を見た。

この宋希璟が日本滞在時に交わした漢詩文および観察記録を書き残しており、兵庫周辺についても触れられている（『老松堂日本行録』・村井章介「解説」）。一行は海路瀬戸内海を進み、一ノ谷が源平の古戦場である

という説明を受けて、四月十六日に兵庫に到着した。高低の板屋が蜂の巣のようにひしめき合っている町であるが、住人はよく礼儀を知っており、希璟に対しても懇懃に振る舞っていたという。翌日に同行した幕府正使亮倪が京に向かおうとしたところ代官に止められ、停泊を余儀なくされたという。代官は守護代ではなく幕府が派遣していたもので、希璟に酒の接待を行っている。この史料から、兵庫は博多・赤間関と並んで、幕府が外交使節を管理・接待する場になっていたとされる(関周一「朝鮮王朝官人の日本観察」・伊川健二『大航海時代の東アジア』)。希璟らが兵庫を発ったのは二十日で、西国街道を京に向かった。帰路は京から川船で淀川を下って尼崎から陸路で兵庫へ進み、数日の間は長福寺に滞在して風待ちをしてから船で出立している。このように外交使節の動きを見ても、兵庫が水陸の結節点にあったことが知られる。兵庫津・築島の名称は、一四七一年に朝鮮で作成された地理書『海東諸国紀』所収の地図にも畿内では日本国都(京都)とともに記されており、国都および尾道までの距離が記されている。また兵庫出身の通交者として平方民部尉忠吉の名前があり、応永の外寇後の幕府副使平方明久の子孫とされ、先祖は明からの渡来人陳外郎ちんがいろうだという。渡来人としての属性を活かして対外交易に従事し、一族で貿易港に居住していたのだろう。

明が海禁政策を採る中で、最多の朝貢回数一七一回を数え、各地との中継貿易によって繁栄したのが、一四二九年に中山王尚巴志によって統一された琉球王国である。統一以前の応永十一年(一四〇四)から琉球使節は室町幕府に派遣されていたが、幕府が明使のように丁重にもてなしていなかったため、兵庫でどのような対応がなされていたかは史料的に確認ができない。そうした中で、宝徳三年(一四五二)に兵庫津に到着した琉球船について、撰津守護細川勝元が人を派遣して対価を支払わずに商品を選び取った上、先年来に

も同様のことがあり四、五千貫文が未納になっていて、「嶋人」として耐え難いという幕府への訴えがあった。幕府が奉行を派遣して調べたところ、押し取られた商品が返却されておらず問題が長期化しているというところで、伝え聞いた中原康富は前管領として「希代の所行」であると非難している（『康富記』八月十三日条）。事件の背景はわからないが、兵庫津に商品を積んで入港した琉球船から守護が強制的に商品を買取り、対価さえ支払わなかったことになる。

応永二十六年（一四一九）には薩摩さつまに漂着した「南蛮船」について、幕府は兵庫津に送進するようにとの指示を出している（『旧記雜録拾遺家わけ七』「阿多文書」六・七）。当該期の「南蛮船」は東南アジアを指しており、東南アジアから来航する船もあった。

日明貿易の 日明貿易など対外関係を積極的に進めていた足利義満は、応永十五年（一四〇八）五月に急断絶と復活 死し、その翌年の明使着岸・遣明使帰国を後継者義持は兵庫で迎えている（表15⑩）。その

翌年には遣明使も派遣しているが、応永十八年に来日した明使は入京させずに、兵庫から帰国させた（『如是院年代記』）。義満の対明姿勢が従属的であるという批判が京都では根強くあったこと、さらに義持自身も弟義嗣をより寵愛した義満の政策を相次いで反転させていたことから、このような措置がとられたのである。明使は応永二十五・二十六年にも兵庫を訪れているがいずれも門前払いされ、日本側は朝鮮が対馬を攻撃した応永の外寇に明が関与したと疑っている。応永の外寇の際には兵庫福厳寺で鹿苑ろくおん院僧と明使との交渉もたれ、持参した書翰の写しが京都にもたらされるが、非礼であるとして蒙古襲来の記憶が呼び起こされ、追い返すように決定されている（『満濟准后日記』応永二十六年七月二十三日条）。ただしここで注意すべきなのは、

明使が博多で追い出されるのではなく、瀬戸内海を通って兵庫まで来航している点で、国交の有無にかかわらず兵庫が外交交渉の窓口になっていたことがわかる。

応永三十五年に室町殿義持が嗣子なく死去し、弟青蓮院義円（義教）が後継者に選ばれる。義教は逆に義満期を先例としたため、遣明船の派遣が計画され、永享四年（一四三三）八月の出港に合わせて、義教自身が諸大名を引き連れて兵庫に下向し（表15⑩）、あわせて明石・書写山への遊覧も計画されている（同上六月三日条）。遣明船は室町殿・相国寺・山名船・大名寺社十三寄合船・三十三間堂船の五艘で（橋本雄「遣明船の派遣契機」、義満・義持期のような公方直属ではなく、守護や寺社もそれに加わっていた。国交断絶期に明使が兵庫まで来港できたのも、西国守護に貿易再開の期待があったためだろう。

翌永享五年には明使の来日に合わせて、兵庫嶋の再整備が行われている。兵庫嶋については応永三十二年八月六日から九月二日までに、東大寺が石舟・大工・人夫・釘などの用途として一六一貫四三七文を支出しており（『東大寺文書之二十』一三五八）、義満の大改修から二一年を経てメンテナンスが図られたことがわかる。東大寺の修築から八年、前年には義教自身が実見しており、外交使節を迎える港湾としての不備を痛感したのでらう。五月二十八日付の文書で東大寺には次のように通告される（兵庫関二二三）。①兵庫北関代官が嶋修固をおろそかにしているのは大変問題である、②「御願」（関収入によって果たされる仏事）は厳密に執行されなければならない、③嶋修固は正実・定光に申しつけたので、関所を彼らの代官に引き渡すようにせよ、というもので、東大寺に一定の得分権は認めるものの、実質的経営権は幕府財政を管理する公方土倉の正実・定光に委ねられることになったのである。

それにあわせて応永時と同様に兵庫嶋砂堀人夫が賦課されている。法隆寺領播磨国いかるが 鶴荘（太子町）では、五月三十日に三六〇人の人夫提供が命じられ、種々の免除工作で一七〇人で決着し、七月十七日に奉行実報寺入道に率いられた一一九人が出向いている。現場から逃げた人夫があつたため、実報寺が一四人を兵庫で雇い入れ、閏七月七日に鶴荘へ戻り、未進五人分については銭で解決している（『県史』三「斑鳩寺文書」三〇）。東寺領矢野荘は賦課され、銭五貫文で解決（『相生市史』七卷一一二）、摂津国多田院領善源寺（大阪市都島区）は賦課されるも幕府が免除する（『県史』一「多田神社文書」二五九）など、摂津・播磨の寺社領も含めて賦課されることがわかる。鶴荘の事例では作業工程は二〇日弱で、各地から動員されてきた人夫とともに、兵庫周辺で雇い入れられた人々も多数あつただろう。荷揚げなどのために余剰労働力がプールされており、それが利用されたと思われる。作業は財政を公方土倉が担当し、それとは別に実務を指揮する勸進聖がいたと思われるが、詳細は史料が残存しておらず不明である。

そうした準備を経て永享六年に、義教は遣明使節が明使を伴って帰国するのに合わせて兵庫に下向した（表15⑩）。下向準備、明使の接待などは、初め土倉一衆（京都山門土倉の協同組織）に担当させようとしたが、先例ではなかったため、別の人物に宛てて費用は一衆に立て替え払いをさせて、あとで幕府御料所（兵庫荘か）年貢で決済することにした（『満濟准后日記』二月二十二日条）。結果的には義教近習の赤松満政に担当させることになったようで、土倉一衆は共通の代官を兵庫に持たず、万一の事態が生じた時のことが問題になったためである（同上二月二十五日条）。京都土倉には兵庫と日常的に関係しているものもあつたようだが、一般的ではなかったらしく現地の事情に通じていないと判断されたためだろう。それはさておき義教は兵庫へ

下向し、明使船は五月二十二日に「和田御崎」に到着し、二十四日朝に兵庫へ入ったようである(同上五月二十四日条)。義教は帰京後に「唐船島内に入る儀」を間近で見物して驚いたことを、側近僧の満済にわざわざ伝えている。二十二日段階で唐船に樽が贈られていることから、すでに兵庫の外海に停泊しており、準備を整えてから修造なった島内に方向転換をしながら入港したのではないか。兵庫の港湾機能にとって、島が重要な位置を占めていることを窺わせるものである。なお明使は三十日まで兵庫に滞在し、西国街道を上京している(同上六月一日条)。明使は八月二十一日に京を出発し(同上)、兵庫出港は九月三日で、『看聞日記』九月三日条)、帰国時も一〇日以上は兵庫に滞在していることになり、京都に次いで印象深い土地となったことだろう。

一方で明使とともに帰国した貿易船では問題が生じていた。三十三間堂勸進聖の瑞書記が將軍用として硫黄二〇万斤を委ねられたにもかかわらず、無断で山名船などに流用したとされるもので、積荷は「兵庫蔵」に差し押さえられ、瑞書記は流罪となり、兵庫で無実を訴えて餓死したとも無事だとも伝えられている(『満済准后日記』六月九日条、『看聞日記』六月十九日条)。貿易品の収支決算が兵庫で行われており、その過程で不正経理が発覚したため、解決されるまで物資は幕府管理下の倉に保管されることになったのだろう。その過程には兵庫津の問丸が関わっていたはずだが、具体的状況は不明である。

明使の来日はこれが最後となり、遣明船の派遣も義教の暗殺など幕府政治の混乱により、宝徳三年(一四五二)までずれ込むことになる。この時は正使東洋允澎まっとういんぱう自身の記録が残されており(『允澎入唐記』)、十月二十八日に兵庫に到着して永福寺を宿所とし、十一月五日夜半に東風に乗って出発している。兵庫での停泊は

準備とともに風待ちのためでもあった。船は翌年の正月五日に博多に到着するが、出航に手間取っている間に時機を逸してしまい、五島列島を東シナ海に向かって旅立ったのは享徳二年（一四五三）三月三十日となり、任務を終えて正使允澎が赤間関に戻ったのは享徳三年七月十四日になっていた。当時の室町殿義政は元服を済ませ十八歳になっていたが、自ら兵庫に下向することはなく、奉行人飯尾貞元・之清が使者として荷物の検知に兵庫まで派遣されている（『康富記』十月十五日条）。將軍権威の低下を示すものだろう。

続く遣明船は寛正の飢饉が落ち着いた寛正五年（一四六四）八月出發で予定され、明使の来日を予定したものだ。管領細川勝元は幕府外交を担っていた五山を統括する蔭涼軒主季瓊（けいしゅう）真薬のもとに被官寺町を派遣して、兵庫嶋修理の先例について「絵図」をもとにして尋ねている（『蔭涼軒日録』五月二十五日・二十七日条）。幕府には明使を迎えるための「絵図」（義教期の室町殿以下の位置関係を示した指図のようなものか）が保管されていたことがわかり、兵庫嶋修理の重要性が窺われる。もともと義教期の先例により土倉一衆に命じたところ、相次ぐ徳政一揆により打撃を受けたためか、拒否されてしまった。（同上六月二日・五日条）。一方で東大寺は自ら「島修補」を持ちかけ、「兵庫築嶋端板修補」を領掌した（同上七月五日・七月二十三日条）。知行権について幕府から制限を受けていたため、それを取り戻す意図があったのだろうが、すべて東大寺によって負担されたかどうかは不明である。使節の京都立立は翌年七月にずれ込んだようで、八月に福嚴寺が「唐船」を修理することについて京都に申し出ており（同上寛正六年八月五日条）、その後も何らかのトラブルがあったらしい。京から運ばれた將軍船積荷は兵庫で一旦は陸揚げされ、世善の倉に安置された（『戊子入明記』）。世善は幕府過書船（関銭免除特権を認められた船）を扱う問丸で（鈴木敦子『日本中世社会の流通構造』）

その関係の深さから利用されたものである。遅れに遅れ応仁二年（一四六八）に明に入った船は門司で用意されたものだが、将軍船には兵庫櫛屋・兵庫問丸左衛門四郎がおり（「戊子入明記」）、兵庫住人の参加が確認される。

もっともこの時、日本国内は応仁の乱に突入しており、兵庫津も壊滅的な打撃を受けることになる（第八章第二節4項）。明使の来航はおろか、帰国した遣明使すら兵庫を避け堺に戻り、二度と遣明船発着の地となることはなかった。戦乱と室町幕府の保護を失ったことにより、嶋修固ができなくなったのもその要因の一つとなったと考えられる。明使の入港に対応して行われた嶋修固は、兵庫津の港湾機能にとって定期的な再整備という意味を有しており、それが失われたことは貿易の利潤以上に、兵庫に打撃を与えることになったのだろう。

2 「兵庫北関入船納帳」の史料性格

注目される史料、東大寺が領有していた兵庫北関については、多くの史料が残され、その詳細が伝えられ「入船納帳」² ている。中でも注目されるのは、^{ぶんあん}文安二年（一四四五）「兵庫北関入船納帳」である。同納帳の詳細については後述に委ねるが、瀬戸内方面から京方面に向かった船、約一九五〇艘分のデータが、北関に入船した順に登録されている（翌文安三年に入船した二七艘分は除いた数値、以下同じ）。その船の所属地も記載されており、積載された物品名との関係で分析できる希有の史料なのである。

広く世界史の観点から探してみても、この史料に比肩しうるのは、北ドイツのハンザ同盟の盟主リューベックの二三六八年度の輸出入関税記録くらいだとされている（今谷明『日本国王と土民』）。これから詳細に検討する同納帳は、国際的な輸出入を示すわけではないが、決して誇張とは言えないであろう。

そこで、以下、主たる史料として同納帳を用いる。同納帳を指す場合、原則として「入船納帳」と略記することにする。

燈心文庫「入船納帳」の発見については、当事者の歴史学者林屋辰三郎自身が次のように述べ「発見の経緯」

「入船納帳」の発見については、当事者の歴史学者林屋辰三郎自身が次のように述べ「発見の経緯」

昭和三十九年（一九六四）の秋九月のことであった。わたくしは京都市内の古書肆の店頭において、偶然に一個の古文書櫃を見出した。その内容は全くの未整理の状態で、多数の古文書を収めていたが、一、二を瞥見しただけでも知られる年代の古さから、たちまち強く研究意欲をそそられてしまった。わたくしは文書の散逸をおそれ、大学の演習の教材にも使えると判断して、即座に購入を申入れたのであった。やがてわが燈心草庵の文庫の所有となりおもむろに内容を点検するに及んで、古文書群のなかから姿を現わしたのが本納帳であった。もとよりその旧蔵者や市場に放出された事情は、全く明らかではない。

文書櫃の形状は、函蓋で計って縦五二・〇^{センチメートル} 櫃、横四〇・三櫃、高五・〇櫃の合子箱で、側面は「尺牘類」の張紙が半ば破損したまま貼付されており、当初より文書櫃として用いられたようだが、蓋は明らかに後補で、函身には黒漆がかけられている。（中略）この古文書群はもと「東大寺文書」の一部であったことが明らかになった。それと同時にこの兵庫北関入船納帳の一部をはじめて公表したが、



写真105 「兵庫北関入船納帳」(京都市歴史資料館蔵)

それがさすがに最も多くの方の注目をあつめ、全容の公開を促されることになった。(ルビは引用者)

「入船納帳」自体は、紙を重ねて二つ折りにして、これを綴じた装訂(綴葉装と呼ばれる)の冊子本で、四四〇ページにわたる。紙魚の食い跡だらけの状態ゆえに、購入当初はページを開くにも困難な箇所が多かった。慎重に調査が重ねられた結果、巻首にあたる一・二月分(推定約四〇ページ)は欠くが、別本ながら、文安二年(二四五)一月二日～二月九日に至る部分が戦前から東京大学文学部に所蔵されており、いづれからも漏れ落ちる不明箇所は、二月十日以降三月二日に至る二〇日余だけであることが判明した。ちなみにこの東京大学文学部所蔵の「入船納帳」を最初に紹介したのは、大正十二年(一九三三)刊行の『神戸市史 資料一』であった。二つの「入船納帳」によって、文安二年はば一年分の兵庫津

における関税記録が明らかになったわけで、中世史研究の上でまれな大発見となったのである。

翻刻作業は困難を伴ったが、発見後二十年近く経った昭和五十六年(一九八一)によりやく公刊された(『兵庫北関入船納帳』)。この史料集には上記の林屋自身の文章のみならず、解説も載せられ、読者に便宜を与えて

いる。すべての史料が上段に写真版、下段に翻刻が載せられ、研究者には利便性の高い史料集となっている。

このように林屋が収集した「入船納帳」を含む史・資料は燈心文庫と命名され、彼の死後京都市歴史資料館に寄贈された。そのうち「入船納帳」は、林屋没後一〇年目に当たる平成二十年（二〇〇八）に重要文化財に指定されている。

文安二年分の兵庫 入港船数の推定
文安二年（一四四五）の兵庫の入港船数について今谷は以下のように指摘している
（『日本国王と士民』）。

林屋氏の発見の帳簿と別に、現在東大寺図書館には題簽（タイトル）を欠く、一四四四年（文安元）十一月から翌年十一月に至る、すなわち、北関升米納帳（入船納帳）とほぼ同時期の税関台帳が伝来している。税額は零細で木船・人船と称する薪炭と旅客用の船に課税したのだが、一船あたり四五文または一〇一文となっている。新城常三氏の研究によれば、この帳簿こそ林屋氏発見の升米納帳とセットになるべき『兵庫北関入船置石納帳』であり、北関入港船舶のうち、米・塩・鉄など一般商品には升米を課し、旅客または薪炭の場合は低率の置石を徴税したのである。（中略）升米納帳による、一四四五年（文安二）分の兵庫入港船数は一九三三隻、置石納帳による入港数が八〇三隻、計二七三六隻の船が兵庫北関に入ったことになるが、前述のように両納帳に約一か月分の欠落があるので、新城常三氏は同年の北関入港船総数を三〇〇〇隻前後と推定されている。なおこのほか、興福寺領兵庫南関にも多数の入港船が見込まれ、一四四五年の兵庫入港船数はおそらく五、六千艘に達するかとみられるのである。しかもこの文安二年という年は、播磨東三郡守護赤松満政が謀叛し、播磨守護山名持豊が討伐のために

沿海港湾封鎖をおこなって一〜三月の入港数が極端に低くなっているという特殊事情があるから、平時の兵庫入港数はおそらく右の数字の一、二割増加させたものとみられよう。

これに対し、一三六八年度のリュールベック入港船数はわずかに三八〇隻（出港数は五二〇隻）で、いかにデンマークとの戦争中とはいえ平時の数字が兵庫湊の数千隻という数に近づくとは、とうてい考えられない。室町時代の兵庫湊のにぎわいぶりが、ハンザ時代の北欧都市と比べて桁ちがいに大きいものだったことがわかる。（一）内は引用者

また、今合は、船荷の大きさは二、三百石積み前後であり、北欧の数字と大きな遜色はない。さらに、リュールベックの史料は、関税賦課当時の伝票や帳簿でなく、それらの原資料にもとづいて編集された二次的な記録であるのに対して、「入船納帳」は、日を追って入港船一隻ごとに、関税徴収のために必要な、後述する諸データを一行に記録した原帳簿である。そこで、なるほど古さの点では関税記録に譲るとしても、その帳簿としての精密さでは「入船納帳」の方が格段に優れている、と結論付けている。

文安二年の史料 この「入船納帳」は、兵庫北関で関税を徴収する目的から作成された帳簿であり、本来、
が残された意味 書き継がれたはずである。それでは、文安二年（一四四五）分だけが残ったのは、何故

であろうか。「入船納帳」にとつての文安二年の意味を次に考えてみたい。

この点については、宇佐見隆之の研究（『日本中世の流通と商業』）が明らかにしている。東大寺領兵庫関は、本来、東大寺手向山八幡宮に寄付されたが、収益は寺方（東大寺全体）三分の二、院方（東大寺の有力院家東南院）三分の一、の二つに分かれている。このうち、寺方は寺全体の庶務を扱う年預五師、院方は検校が管

轄していた。しかし、実際の支配は寺方が院方をも統括しており、兵庫関の支配の内容も、東大寺の衆徒の集会で決められ、年預五師が上意下達・下意上達の両方を行い、院方へ連絡する形をとっている。鎌倉時代においては、東大寺から現地へ関の管理を行う雑掌ざっしょうが派遣されていたらしいが、現地での関料徴収法などについては、残念ながら明らかではない。

明徳三年（一三九二）を最後に、雑掌が史料に見られなくなり、応永年間（一三九四～一四二八）以降、東大寺の関支配の方法が変わっていたことがわかる。「入船納帳」が記された前年、文安元年四月の史料（『東史』五「東大寺文書」（撰津国兵庫関）二二二）によれば、代官を請け負った上田重次と岡正清の二人は、年額九〇〇貫文を東大寺へ上納すると約束している。そして、毎月の納入が少しでも遅れたら、代官職しよを交代させられても不服を言わない旨が記されている。また、彼らはこの代官職を得るのに、敷錢二五〇貫文を払っている。もし毎月の寺納が遅れた場合、この敷錢から上納分が差し引かれることになっており、ここでの敷錢とは、現在の敷金の類で、保証金の性格を持っていた。

代官を請け負った二人の素性は明らかではないが、後にこの代官職を請け負ったのが守護被官や淀の商人らであり、彼らも同様の存在であったと見ることができるといえる。代官たちは、年預五師によって任じられており、雑掌による直務に代わって、代官による関所運営が行われるようになったことがわかる。そして、「東大寺法華堂要録」（『続々群書類従』）に見える「関屋」が、彼らが執務した施設の呼称であると考えられる。

また、「入船納帳」に当時の倉庫業者である問（問丸）名が記されているが、この問丸が各船から実際に関料を徴収する業務を担当した。各問丸からの関料をとりまとめたのが「関所沙汰人」（『東史』五「東大寺文

書」〔撰津国兵庫関〕二〇七〕とよばれる存在で、先の代官自身か、その配下の者と理解されている。

その後、寺の人間以外の代官による支配に失敗した東大寺は、関の収入額全体を把握するため、文安元年十一月に東大寺油倉（本来は大仏殿常燈の燈油保管所だが、金融、年貢なども扱う機関）の玉叡を代官に任じている。玉叡は、敷金は納めていないが、上田や岡とほぼ同文の請文を出して、八〇〇貫文で代官職を請け負っている。東大寺は外部の請負を一時的に休止して、関の直接掌握に乗り出したのであり、ここで東大寺の兵庫関支配は、新たな段階を迎えた。

こうして東大寺は油倉の玉叡を代官に任じ、兵庫関に出入りする船を徹底的に調査させた。その結果、本来地元の商人などに残るべき台帳が東大寺に伝えられたのである。林屋発見の「入船納帳」と東大寺図書館蔵の「置石納帳」の日付が、文安二年と一致している理由はこの点にある。

その後、油倉も代官を断念した。代官による関の支配形態も変わった段階の寛正四年（一四六三）における年間の上納額は六〇〇貫文に減少している。そして、延徳三年（一四九一）〜明応三年（一四九四）になると年間六〇〇〜一〇〇貫文へと激減し、東大寺領兵庫北関を示す史料は十六世紀初頭の永正年間（一五〇四〜二一）を最後として、それ以降絶えるのである。

「入船納帳」に記 史料とする「入船納帳」には延べ約一九五〇艘分に関するデータが、入船した順に登載された諸データ 録されている。そのデータとは、具体的には①入船月日、②船の所属地（船籍地）、③

物品名、④その数量、⑤関料（単位は文）とその納入月日、⑥船頭名、⑦問（または問丸）名、の七つである。

記載例として、左記を掲げる。

	①	十九日入(三月)			
	②	輛			
	③	米			
	④	拾石			
	⑤	九百文			
	⑥	石井			
	⑦	太郎二郎			
		大夫三郎			
		十五石			
		三月二十九日			
		四十五石			
		備後			

①三月十九日に入関した、②備後国輛の船が、③米・豆・備後を、④の数量分、計七〇石を積載して、⑤に示された関料九〇〇文を十日後の同二十九日に支払ったことがわかる。その船の船頭、すなわち船長は⑥の「石井太郎二郎」であり、責任を持って⑤を支払う当事者として記載され、⑦の間丸は、それを受け取ったと考えられる。そして、この船の場合、③のように複数物品が混載されている。

「入船納帳」記載の船に搭載された物品の総件数は約二六〇〇件になり、一艘当たり平均すると約一・三件という数値になるので、実は一艘に一品である船が多いことが示されている。船籍地を本拠地として活躍した船頭は、物品を積み出し、兵庫北関を通関して「入船納帳」に登録されたあと、多く京方面に向かった、と考えられている。

このうち関料は、通説的理解で説かれる価格の百分の一としての升米のみならず、それに加えて、一艘毎に定額で掛けられる置石をも合算した値であると考えている(藤田裕嗣「兵庫北関入船納帳にみえる関銭をめぐる考察―升米説の再検討―」)。すなわち、先の史料で関料九〇〇文とは、まず置石として四五文に加え、物品の価格の百分の一の升米八五五文が加算されたとの解釈である。したがって、この物品の価格は、八五貫五〇〇文であるということになる。その価格、すなわち換算率は、倉庫業者としての問丸が密集する兵庫津に

おける相場であったと推定される。なお、数量を記載する単位は、原則として石となっている。

「入船納帳」　そして、船籍地のデータは、西は下関・門司から東は堺まで一〇七カ所となる。これを示すの船籍地　のに、一覧は表16とし、地理的位置は主に武藤直による現地比定（中世の兵庫津と瀬戸内海水

運入船納帳の船籍地比定に関連して）に従って図69に表した。図で一つずつに地名を書き込むことで、かえって読みづらくなるのを防ぐため、一覧表である表16と共通のナンバーを使用した。ナンバーは、兵庫から近い順に数字を与える原則に則りつつ、関所が位置した兵庫とそれ以東の船には撰津国の頭文字（s）を付すこととした。他にアルファベットを加えたのは、太平洋岸に位置する点で特徴的な阿波国（a）と土佐国（t）である。

「入船納帳」に記載された船の所属地は、運搬される物品の生産地やそれを積み込んだ港とは必ずしも一致しない点に留意しなければならない。例として、物品名で「三原」と表記された物品を用いて説明する。所属地「三原」の船が運んでいる物品名の多くは「塩」と記載されている。このことから三原は塩の産地と判明し、物品名で「三原」と表記された物品は他の港に属する船によって積載された塩であり、三原で生産された塩にはかならないと考えられる。三原の船によって運ばれた場合も含め、「三原」塩を運んだ船について、その所属地毎に積載高を集計して表16に示した。表16にみられる所属地の地理的分布は、淡路付近に集中している。そこで、その製塩地は通説の備後三原ではなく、淡路三原と判断すべき点は、既に今谷明によって指摘された（瀬戸内海制海権の推移と入船納帳）「兵庫関納帳に見える『三原』について」。従うべき見解であり、主に武藤説に基づいた図69でも敢えて淡路三原とした。但し、淡路三原とは淡路国内の郡名であって、

表16 「兵庫北関入船納帳」に登録された船籍地の一覧

code	船籍地	所属国	距離 (km)	登録 船数	米 (石)	三原塩 (石)	備後塩 (石)						
s5	堺	摂津	28	5	3			50	八	備前	115	7	120
s4	杭	摂津	24	40	903	45		51	日	備前	118	10	205
s3	西	宮	21	91	2,243	469	160	52	香	讃岐	114	6	130
s2	魚崎 ¹⁾	摂津	14	1	15			53	宇	讃岐	129	47	5
s1	魚崎 ¹⁾	摂津	11	15	481.5			54	下	備前	130	33	285
s0	藤(徳)	摂津	0	293	4,576.5	1,191	2,590	55	西	備中	131	2	3
01	須	播磨	8	1				56	連	備中	132	45	540
02	垂	播磨	11	1		15		57	塩	讃岐	133	37	63
03	船	播磨	15	1				58	多	讃岐	138	12	10
04	岩	淡路	16	4	50	15		59	手	讃岐	140	1	
05	林	播磨	18	4	75.5			60	南	備中	145	9	1,240
06	松	江	19	50	407	1,620		61	平	備中	150	19	44
07	宮	播磨	23	7	240			62	さ	讃岐	146	2	
08	二	見	30	1	35			63	観	讃岐	154	4	40
09	室	津	32	9	25	395		64	笠	備中	155	3	15
10	伊	保	38	1				65	鞆	備後	168	17	20
11	福	泊	40	6	130			66	田	備後	176	19	90
12	別	所	42	8	283			67	薙	備後	177	8	1,315
13	松	原	44	12	174.5			68	尾	備後	182	61	4,970
14	跡	津	49	1	55			69	三	備後	188	11	9,410
15	今	在家	50	15	223			70	弓	備後	188	11	1,520
16	竹	口	41	2	60			71	岩	伊予	187	26	3,513
17	須	本	42	2	75	17		72	瀬	伊予	191	6	965
18	由	良	46	116		65		73	は	安芸	196	68	16,600
19	那	志	45	1				74	備	伊予	197	5	890
20	阿	賀	53	12	470			75	後	備後	193	1	30
21	網	干	57	63	746			76	高	安芸	209	13	2,200
22	伊	津	60	6	220			77	竹	安芸	210	6	273
23	齋	嶋	58	2	70			78	浦	安芸	235	14	1,200
24	家	嶋	59	1				79	丹	安芸	245	3	180
25	与	庄	55	2	34			80	大	周防	286	1	120
26	三	原	56	64	47	3,453	270*2)	81	柳	周防	291	2	500
27	あ	な	63	2	22	60		82	上	周防	297	7	2,060
28	室	播磨	62	80	22			83	野	周防	317	2	290
29	那	波	67	7	60			84	上	周防	317	2	290
30	坂	越	69	4				85	富	周防	320	3	1,220
31	中	庄	72	20	239	147		86	門	周防	390	7	4,704
32	日	成	82	1				87	下	豊前	390	7	4,704
33	中	嶋	85	21	23					長門	395	2	400
34	虫	上	88	5				a1	土	阿波	71	3	12
35	方	上	90	1				a2	佐	阿波	73	2	
36	引	田	87	21	10			a3	屋	阿波	73	2	
37	三	本	89	19	607			a4	別	阿波	86	1	
38	伊	部	91	24	15			a5	宮	阿波	86	1	
39	牛	窓	92	133	2,215	2,907		a6	平	阿波	94	21	
40	大	嶋	99	12	5	2,340		a7	嶋	阿波	101	3	
41	川	箸	93	4				a8	橋	阿波	101	3	
42	志	度	98	2	12			a9	牽	阿波	130	14	
43	菟	治	100	10				a10	海	阿波	142	56	
44	方	本	105	11	10			a11	部	阿波	142	56	
45	野	原	109	13	15			a12	海	阿波	147	20	
46	阿	津	106	1				aa	共	阿波	147	20	
47	番	田	107	13	11			t1	寺	阿波	147	20	
48	郡	備前	111	2	13			t2	智	阿波	147	20	
49	宇	野	113	2				t3	院	阿波	147	20	
								t4	甲	土佐	154	26	
								t5	先	土佐	169	4	10
								t6	直	土佐	175	10	
								t7	利	土佐	175	10	
								t8	安	土佐	178	1	
								t9	田	土佐	178	1	
								t10	前	土佐	186	1	
								t11	今	不明	1	1	
								t12	郷	不明	1	1	
								t13	椎	不明	2	105	

注*1) 「魚崎」については、ここでは武藤説に従い摂津としたが、結論的には播磨魚崎と判断すべきである。本文を参照。

注*2) ②には、「三原」とのみあり、ここでは淡路三原に算入したが、結論的には備後三原の船と判断すべきである。本文を参照。

第一節 兵庫津の発展と兵庫北関

備後三原をはじめ、他の船籍地と比べて広域レベルの地名である点は、留意する必要がある。

しかし、所属地は「三原」と表記され、物品「備後(塩)」を運んでいるケースがあるが、この場合の所属地は淡路三原ではなく備後三原と考えられる。

このように、船の所属地に記載された地名に、国名まで記されているわけではない。あくまで地名の記載に留まっており、それを比定するに当たっては、上述した「三原」のように意見の対立もある。後述する「魚崎」もその一つである。

神戸市域 「入船納帳」に記載された船籍地のうち、神戸の船籍地 区域のものについて検討する。

市域の船籍地の代表例としては、まず兵庫北関の地元、兵庫が挙げられる。「入船納帳」で兵庫自体は、地元を指す言葉、「地下」として登場し、「入船納帳」で登録された船の所属地としては最多の登場回数を誇っている。それだけ当時の瀬戸内水運で兵庫の船は活躍していたのである。地元の船に対しても、関料は当然かけられるが、徴収する相手である船

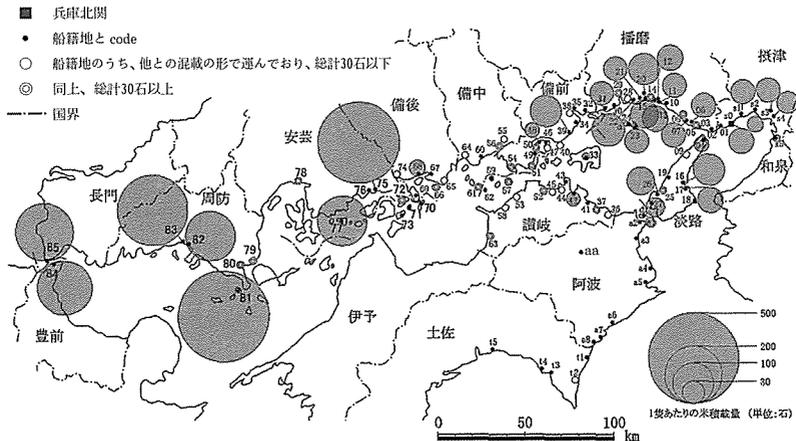


図69 米のみを運んだ船の所属地とその平均の量などの分布

頭も地元の間人であるためか、担当する問丸の項目は原則として空欄になっているのが特徴である。

ところで、入船納帳の八月十日入船分の記述では、関料の項目に「山田庄年貢」とあるだけで関料が記されていない。すなわち、この記述から年貢輸送の場合は関料が免除されたことがわかる。逆に言えば、商品の場合は原則として関料が徴収されたのである。他に、十一月三十日入船分の場合「六条八幡宮領山田年貢」とあり、先の「山田庄」とは京都の六条八幡宮（現在の若宮八幡宮）領であると知られる。この注記を伴う船三艘は、米一〇〇石と五〇石を運ぶ地下の船二艘に続き、杭瀬（尼崎市）の船一艘は三〇石、とのみで物品名は記載されていないが、前の船と同様、米と判断される。

山田荘は摂津国八部郡上谷上村（北区）など、山田川の最上流部に位置した荘園で、平清盛以来平氏の領地だったが、平氏滅亡後は源頼朝によって京都の六条八幡宮に寄進された。鎌倉時代に六条八幡宮は醍醐寺の管轄下に入り、実質的には醍醐寺領であった。その年貢は山田川・志染川（しじまがわ）を経て加古川を下って、京へと運ばれる途中の兵庫北関で登録されたと考えるのが妥当であろう。この山田荘と兵庫との結びつきは後述する。

兵庫を船籍地とする船の特色として、兵庫の船のみが運搬している物品が多いことを指摘できる。たとえば「豆米」など八品目については、史料全体を見回しても運搬しているのは兵庫に限られる。このことは、兵庫の船による活躍度が高いことを物語る。

次に、神戸市域のうち、兵庫津の西では、須磨と垂水が登場する。須磨は小鯛、垂水は「三原塩」を積載した船が一艘ずつ登録されるに過ぎない。二カ所については、いずれも運んでいる物品は海産物である。

さらに垂水の船が運んだ品が「三原塩」、つまり淡路三原で生産された塩である点にも注目したい。三原の船が積載した場合の「塩」を含めた三原塩全体の中で垂水の船が占める割合は、1%にも満たないのであるが、わざわざ淡路に渡って交易していたことになる。

ほかに地域の船籍地とする説があるのが、「魚崎」である。魚崎については、撰津国と播磨国のいずれとするか、見解が分かれている。

十二月七日に入船した尼崎船の船頭に関する注記にも「魚崎」が登場する。武藤は魚崎を現在の地名と結びつけて神戸市東灘区内に比定するが、尼崎とは直線距離で約一二キロメートル離れており、不自然な点は否めない。これに対して大物に南接する位置に比定する見解もある(『兵庫県の地名』)。一方、前田徹は、この船頭に関する注記のみ尼崎内「魚崎町」と見なし、船籍地としての「魚崎」は播磨国伊保崎(近世初頭は魚崎村)と考えている(前田「中世撰津・播磨の港津と海運」『兵庫北関入船納帳』を中心に)。後述するように撰津を船籍地とする場合は問丸名記載がないことを考えると、魚崎には原則として問丸名が記載されており、撰津に比定する論拠が弱く、残念ながら播磨説に傾く。

3 船籍地と兵庫との結びつき

「入船納帳」にみる主な積載物品

物品を主要なものに限って、その数量を船籍地ごとに集計した上で、全体に対するその分担率(%)を船籍地の所属国に集約して表17に示した。この表によって、各々の

表17 主な物品を運んだ船の所属国別分担率

国	農産物			海産物							その他		
	米類 米	麦類 大麦	豆	魚類 赤鯛	塩類 備後	嶋	小嶋	三原	塩飽	方本	詫摩	樽	材木
摂津	26	8	10		5	2	3	23	9	2		11	6
播磨	7	4	3			0		24					0
淡路	1	2	0					54				41	
備前	9	27	15		6	44	82		6		1	1	3
備中	2	16	4		3	18	10		5		35		2
備後	6	3	23	20	40								0
安芸	12	2	38	39	36								0
周防	13	3	1										
長門	1		2										
豊前	15												
讃岐	3	20	5	31	1	36	4		80	98	64		6
伊予	0	1		9	10								
阿波	0	1										40	27
土佐	0											8	55
総量(石)	31,287	2,894	5,484.5	1,940	51,493	12,597	11,072	7,492	6,925	6,600	6,155	36,005	5,180

物品について、国ごとの分担の状況が見て取れるであろう。

主要な物品を選定するに当たって、まずは単位の原則となっている石による単純な合算で、上位にランクされるものを基本とした。単純には一位が塩類の「備後」、二位は林産物の「樽」、三位が「米」である。さらに、総計が五千石を超える物品は、林産物の材木、農産物では豆、塩類では嶋塩、小嶋塩、三原塩、塩飽塩、方本塩、詫摩塩の六品である。農産物からは豆とそれに次ぐ大麦を補うこととした。さらに、海産物としての魚類は、多くは駄で丈量されており、石との換算率は不明で、上記の基準では挙げられない。魚類の中では最も量が高い赤鯛は、例外的に石で丈量されている。駄で丈量された他の魚類との比較は不明ながら、ウエイトは高いと推論して赤鯛を加えることにした。これで一三品目となる。

三原塩は製塩地であった三原が属する淡路国の分担割合が高い。表16には三原塩を運んだ船の所属地の分布が

示され、かつあわせて最大の物品「備後」についても記されており、三原塩に比べて、遠い港に所属する船が分担していることが容易に見て取れる。そして、国ごとに集計した表17によれば、備後と安芸国の分担率が高いことから、「備後」とは安芸国を含む備後国周辺の諸島で生産された塩を指すと考えられる。

第二位にランクされる「樽」は、林産物である板材と考えられている。摂津国の船に助けられながら、淡路・阿波・土佐国といった南海道の船が大量を運ぶ様子は、表17にも示されている通りである。後述する表18によれば、摂津国とは具体的には兵庫、淡路国とは実は由良に限られている。後者は紀淡海峡に位置する港であることから、生産地はあくまで阿波・土佐国で、それを補助したに過ぎないと考えられる。なお、分担が阿波と土佐国の船を主体とする状況は、同じく表17で「その他」にまとめた「材木」も似ており、その生産地は、いずれも主に両国なのである。

さらに、「入船納帳」に記載された関料が、一艘ごとに定額で掛けられる置石に加え、価格の百分の一である升米とを合算した値と考えられることは前項でも指摘したが、「樽」は定額の置石分（一艘ごとに四五文）を除いて計算すると、一石当たりの関料が低い。板材は、例えば米に比べると、一定量に対する価格が低くなると思われる。そのため、当時の価格から言うると、第三位の量を誇る米に逆転される可能性が高い。米を運んだ船の所属地の全リストは表16に示した通りで、その分布は分散している。

そして、米を単品で運んだ船の所属地とその平均の量を計算し、前述した図69に円の大きさで表示した。これによれば、地元の摂津国から備前・讃岐国までの比較的近い地からの船は、少量を運んでいるのに対して、安芸国以遠に所属する船は軒並み一〇〇石を超えている。これは、当時の航海には海賊に襲われるなど

の危険があるため、大量輸送によって距離を克服して経済効果を狙った結果と考えられよう。

米のような分散の様は、表17を見ると、大麦と豆でも同様に指摘できることがわかる。そして、この状況は他の物品では異なっている。三原(塩)はずで述べたように淡路が多く、これに加えて摂津・播磨国に限られている。これら三カ国に限られる物品は、表17では唯一の例である。既に指摘した樽と材木は阿波と土佐国が高く、その他の七品目(「塩類」)は、備前・讃岐国、ないしはそれ以西の船によって分担されているのである。

最後に「塩類」とひとくくりにした七品目でも、嶋塩、塩飽塩、方本塩、詫摩塩は、讃岐の比率が比較的高く、小嶋塩は備前国の船が八割以上を分担している。さらに、備後国と安芸国の分担率が高いと先に指摘した備後塩の分担状況は、実は赤鯛と似ている。後者は讃岐国の比率が高い点の特徴として挙げられるが、それでも上記の塩四品目ほど傑出してはいない。

主な物品を運んだ 主に船籍地について検討しよう。百カ所を超える船籍地すべては取り上げられないの船の所属地の特徴 で、表18で主要な船籍地に限って、特徴的な物品の数量について分担の状況を示した。

表18における数値は、数量を船籍地ごとに集計した上で、全体に対するその分担率(%)である。なお、表18で示した物品のうち、石を単位とする原則から外れているのは、魚類に分類される小鯛・海老・塩鯛の三品で、いずれも主に駄で丈量されている。小鯛の一部は石が単位とされているが、駄との換算率が不明なので、表は駄を単位としている場合の集計に基づく。

このように、物品を運んだ船の所属地の分布を表18で検討すると、物品ごとの特徴がより微細なレベルま

過半数を超えている。

さらに、海産物のうち魚類では、小鯛は播磨国の船が活躍している。そして、それを運ぶ船が所属する港の分布は、兵庫から、小鯛・海老・塩鯛・干鯛の順に遠ざかるのである。表18ではこのうち小鯛と海老・塩鯛を運ぶ船の所属地を示してあり、海老・塩鯛については、具体的には備前・備中・備後国の船が多くを分担していることがわかる。

次に、塩類の場合について指摘すると、三原塩や備後塩について表16に示されているのと同様、製塩地付近の船籍地間で輸送が分担されるのを原則としている。表18を見ても、三原塩、引田塩、塩飽塩のように、塩の銘柄として示された製塩地と同じ船籍地で多くが運ばれ、その近くで分担されている。これに対して嶋塩は異なり、船籍地としての「嶋」の船によって運ばれた「塩」の分担率は、表18に示された牛窓よりも低く一八%となっている。また、小嶋塩とは、近世初期に児島湾が干拓されて地続きとなるまで島であった児島半島で生産された塩を指す。小嶋は広域地名であり、同名の船籍地は認められない点が異質である。備後塩と同様、銘柄名として国名が採用された周防塩・阿波塩についても、その一端を示した。このうち阿波塩は、塩名に冠されていることから生産地は当然阿波国内と予想されるにも関わらず、阿波の船は担っており、淡路由良と兵庫が半分ずつ分担している。

一方、「その他」に分類した三品のうち、林産物の樽と材木は、既に前項で指摘したとおり、土佐と阿波国を主体とし、淡路（由良）・播磨（表18に出ていないが中庄）の船も分担している。最後に藍も、近世と同様に阿波が主産地と見なされるが、地下がほとんどを運び、表18には出ていないが阿波の船が分担する率はわ



写真106 室（現在の室津・たつの市）

ずか一〇％に過ぎない。

以上のように、納帳に登録されている物品は、いくつかの類型に分類される。各地の船籍地に分散する米、麦類と豆に対して、輸送を分担するのが摂津・播磨・淡路の三カ国にほぼ限られる小鯛・三原（塩）、阿波と土佐国が高い樽・材木、備前・備中・讃岐国の船によって多くが分担されている嶋塩・小嶋塩・塩飽塩・方本塩、備後・安芸両国の分担率が高い赤鯛、備後塩などが挙げられる。

兵庫と結びついていた港町

これら各物品を運ぶ船の所属地に関する分布状況を踏まえ、瀬戸内海に面して、兵庫と結びついていた港町について、特徴ある例を兵庫に近い順に示す。表16も併せ参照していた

きたい。

まず、兵庫が属する摂津国に西接する隣国、播磨国は魚を多く運搬していることが特徴となっている。このうち、室（たつの市）は、古く奈良時代に行基が設定したという五泊にも数えられる良港である（写真106）。そして表18で示されるとおり、小鯛の輸送が特筆される。ナマコでも四九％の分担率であり、漁船と有機的な関係を取り結びながら、兵庫まで輸送したのであろう。

次に、備前国では、牛窓（岡山県瀬戸内市）が、登場回数・運搬品目数ともに兵庫に次ぐ第二位にランクされる。牛窓に属する船は、塩、穀物類から海産物に及ぶ豊富な商品を輸送している。下津井（岡山県



写真107 現在の柳井（柳井市）

倉敷市）は、「小嶋」塩の産地となっている児島半島に位置し、同地はその約半数を分担している。さらに、「塩飽」塩については、その産地である南方の讃岐塩飽と分担している（表18）。表18をみると、他に分担している港として、兵庫とは遠く離れているが、讃岐国の宇多津、備中国の連嶋がある。このように、塩の輸送は、その産地の船籍地が主体となり、付近の港で分担していることが多い。

さらに備中の隣の備後国では、鞆（広島県福山市）が鯛漁で古来より有名であり、「入船納帳」でも塩鯛を輸送している（表18）。

周防柳井（山口県柳井市）（写真107）は、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されているように、今に伝えられた町並みにも特徴を有している。近世には塩田が立地していたが、表18によれば、周防塩も分担しているから、近世の塩田が中世に遡る可能性は考えられよう。鯖を輸送する唯一の港でもある。周防塩の輸送を柳井以上に担ったのは、柳井から南方に延びる熊毛半島の先、長島に位置する天然の良港、周防上関（柳井市）である。

本州の最西端に位置する長門下関（下関市）は、米の輸送に特化している。表18に示されている通り、米を運んだ総量こそ低いが、一艘当たりの平均では、関門海峡を挟んで対岸に位置する豊前門司（北九州市）とも実は遜色ない（図69）。

本項の最後に、近世に下る問題であるが、朝鮮通信使の寄港地を取り上げて朝鮮半島との関連性について

ふれることにしよう。朝鮮通信使とは朝鮮による遣日使を指し、寛永十三年（一六三六）以降、九回派遣された。慶長十二年（一六〇七）・元和三年（一六一七）・寛永元年の回答使を含めると、前後一二回となる。釜山から対馬にまず赴き、対馬の宗氏による護衛のもと、壱岐などを経て、下関から瀬戸内海に入った。瀬戸内海の寄港指定地は上関・鞆・牛窓・室・兵庫であり、大坂に至るまでの六カ所は、下関と兵庫とを含め、すべて「入船納帳」に登場することが注目されるのである。海を通じた大陸や朝鮮半島との連なりは、瀬戸内海の持つ地理的優位性として指摘できるが、その優位性が時代を超えて発揮された好例である。

4 十五世紀中葉の兵庫津とその住人

「入船納帳」から判明する瀬戸内流通で最大の貢献をしたのは、何と言っても北関の「入船納帳」にみる兵庫津の住人。地元としての兵庫である。備後塩のみならず、樽をも分担しているから、備後方面は

おろか、土佐・阿波方面にまでも確実に進出していたと考えられる。

兵庫には「入船納帳」に登録されている船頭と問丸をはじめとした港湾関係者が多数住んでいた。この兵庫を瀬戸内流通路に位置づけるならば、二つの特徴が指摘されよう。まず第一に、荷物を積み替えて、淀川という内陸水運で京に繋がっていたことから、京に対する求心的な強い志向性が特筆される。そして、第二に、その関係で問丸が発生し、関所が設定されたことが、兵庫が都市として発展する基盤になったと考えられる。当時の兵庫について、以下三つの方向から分析を加える。

「入船納帳」に見える兵庫津の住民としての船頭と問丸について、さらに詳細に検討する。次に、近世でも十七世紀初頭に作成された絵図に注目して、そこから中世を見通す。さらに、兵庫津でも考古学的な発掘調査が近年になって進展してきたのに伴い、検出されてきている中世の遺物に注目する。不十分ながら、以上の三方向から兵庫津とその住人について検討を順に試みる。

そこで、まずは「入船納帳」に見える船頭と問丸を検討する。このうち船頭は船長であり、「地下」と記された地元の船に乗り組んでいる兵庫津の住民を特に取り上げる。

「入船納帳」に示されている船頭は、関料を支払う責任者として記載されており、地下、すなわち兵庫の二〇人が船籍地別で最多となっている。ちなみにそれに次ぐのが七三人の備前牛窓であり、播磨室八一人、淡路由良四一人、尼崎三六人の順である（藤田裕嗣「中世瀬戸内水運に活躍する船頭の旅」。延べ船数の多さとほぼ対応しているが、五位の室が、船頭の数では三位に躍進している。何度も「入船納帳」に登録されている船頭が少ないことと裏腹の関係にある。

「入船納帳」に記載のある兵庫の船頭や問丸について、地名が添えられた例もあり、現地比定の試みが既になされている。武藤直の研究は、兵庫の町を描いた現存する最古の元禄九年（二六九六）の絵図に基づいて、「入船納帳」に登録された船頭の在所を照合している（武藤直「中世の兵庫津と瀬戸内海水運―入船納帳の船籍地比定に関連して―」。例えば、船頭名の彦二郎の前に「磯」と注記されている。この「磯」とは、現在の磯之町に当たると考えられ、近世の船溜まりに隣接した位置にある。このような注記が施されない彦二郎も十二月三日に登録されていて、関料免除を受けていることから、その彦二郎とは別人として区別するための

注記と判断するのが妥当であろう。このように「入船納帳」に登場する同一人名が複数いる場合、他の同名者と区別できるように何らかの形で書き分ける工夫がなされている。地名のほか屋号で区別する場合が多い。次に、「入船納帳」で⑦の欄に記された問丸は、兵庫に在住した当時の倉庫業者であり、船頭、すなわち船長から関料を受け取る立場にあったと考えられる。

船の所属地が地下、すなわち地元の兵庫の船であれば、問丸名はほとんど記されていない。これは兵庫に限らず、それに近い地域が関銭取次の問丸を必要としなかったためと考えられ、問丸名記載を欠くことが多い船籍地が、摂津国内であると見なすことができる点は、魚崎の現地比定に際しても述べた。この点を利用すれば、問丸名の記載の有無で、船籍地の現地比定も厳密化できるのである。

「入船納帳」に記載されている問丸を検討した既往の研究として、徳仁親王『兵庫北関入船納帳』の一考察「問丸を中心にして」がある。

この研究は、問丸に関して「入船納帳」の記載を十分に活用し、登録されている人数を五二名と確定した上で、(1) 個々の問丸が取り扱った船と物資の状況、(2) 船籍地との関係、(3) 輸送業者の側面、の三点について検討した内容である。

まず、(1) では、取り扱い船数と数量の二つを指標にして、問丸を五つに分類した。すなわち、他の問丸とは隔絶した存在である道祐、塩・米・木材の品目別で一万五千石前後という規模の木屋など四人、先の品目別で千石を超える程度の孫太郎など五人、取扱量は同程度ながら、船数が三〇艘以下の孫五郎など一〇人、取扱量が数百石以下と少量で、船数五艘以下の太夫四郎など、である。次に(2) については、一人

の間丸が特定の船籍地の船を独占して取り扱った例（道祐による淡路由良など）のほかに、独占的な関係を持つ一人を核としつつ、二〜三人の間丸が補佐している例（播磨室）、九名もの間丸が関係した尾道の例など、特徴的な事例に注目しながらも、先の分類ごとに間丸の事例を紹介している。最後に（3）の論点では、間丸が配下に船頭を抱え、輸送に当たらせている例、間丸自身が輸送に当たっている例の二つに大きく分けて考察している。

徳仁親王はさらに、「入船納帳」における間丸の登録状況を整理している。この成果に依拠しながら、若干の考察を加える。同一名区分のために間丸の右肩に記された注記は、先に検討した船頭に比べると少ない。そもそも絶対数自体が五二名であり、船頭に比べると半数にも満たないため、名前が同一である場合に区別するという機能を発揮する可能性が低いのであろう。同名の最高値は「二郎三郎」の三人であり、注記のない者と区別するため、単に「北」と記された例が他にもう一件、「南」は二件である。同名の間丸が複数いる場合、注記のない代表的な人より、住んでいるのが漠然と北部か南部か、メモ代わりに記されたと思われる。近世の北浜・南浜にも通じるのかも知れない。ほかの事例も注記のない者とセットになっており、彼と区別するための注記とわかる。その一例としての「嶋上」は近世の島上町、「ツジ」は「辻子町」で終わるいずれかの町に比定できるのに対して、「風呂屋」については該当する近世の町名は見当たらず、注記のない「太夫三郎」と区別するために屋号を採用したのであろう。以上、船頭に比べると、残念ながらこの注記から得られる成果は少ないのである。

第一節 兵庫津の発展と兵庫北関

近世兵庫津絵図 次にも、近世絵図に注目から中世を探る して中世の兵庫津を復原したい。既に冒頭で紹介したように、武藤の論考は、現在残されている兵庫津の地図で最も古い元禄九年（二六九六）の絵図と、「入船納帳」に見える地名をもとに景観の復原を試みている。武藤による成果のように、「入船納帳」に見える船頭の在所を単に地図上に落とすのみならず、彼らが登録された延べ船数のデータをもさらに加えて、図70に表現した。大きな黒丸が五艘を、小さな黒丸は一艘を示していて、例えば、最大の嶋上（近世絵図では嶋上町）は二一艘を数える。これに対して、松や辻子（近世絵図では松屋町）は一艘に過ぎない。この図を見ると、「入船納帳」に登録された兵庫

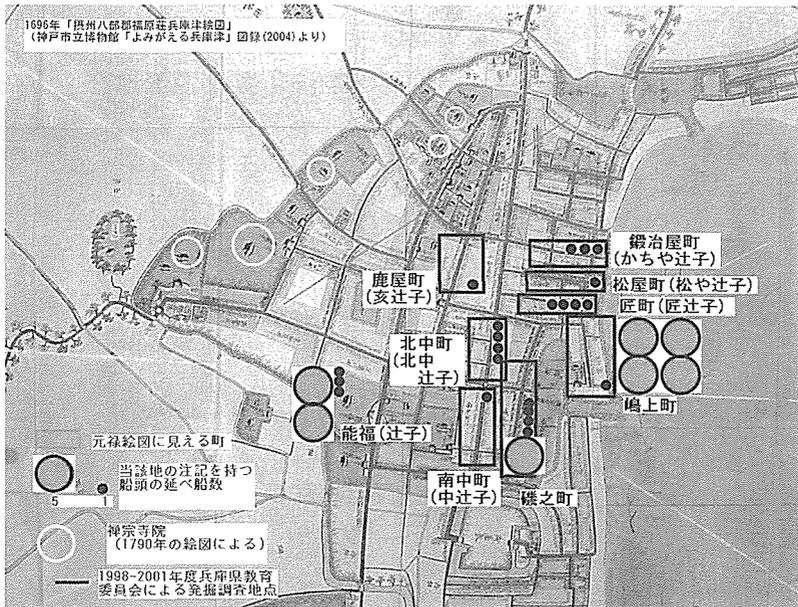


図70 兵庫の船頭に注記された地名と元禄九年「摂州八部郡福原荘兵庫津絵図」(神戸市立博物館蔵)との対照

の船頭は、舟入江（元禄絵図では「内海」）の周辺に多くが登場し、彼らが活躍していたことがわかる。

さらに、このような国内流通のみならず、大陸との関係について見るために、寛政二年（一七九〇）「兵庫津寺社方絵図」（神戸市立博物館蔵）に従って、禅宗寺院に白丸印を付した。この禅宗寺院は、藤田明良によって中国文化流入の窓口として迎賓館や対外交流センターの機能を果たすものも多かったとされており（禅宗寺院と中世神戸の国際交流）、とくに福厳寺は、鎌倉末に開かれており、「入船納帳」より古い起源をもつてゐる。

慶長の裁許絵図に描かれた兵庫津と陸上交通

上述した地図の原図は、兵庫津を描いた最古の絵図であるが、あくまで元禄期に下る。これに対し、描出の対象を兵庫津の内部にこだわらなければ慶長期の裁許絵図でも兵庫津は描かれている。続いてこれに注目してみよう。

この絵図は、神戸市北区役所山田出張所旧蔵文書に含まれる慶長十年（一六〇五）「福原荘山田荘中一里山相論裁許絵図写」である。絵図のトレース図は、「神戸の中世再発見」と題された神戸市文書館の展示（平成二十年（二〇〇八）二月開催）に際して神戸大学大学院人文学研究科地域連携センターが作成したもので、図71として掲げる。これを見ると、兵庫津は海に開かれていただけでなく、陸上交通路も充実していたことが看取される。中世においても瀬戸内沿岸から中央に向けられた最終目的地である京に向け、海から陸路へと積み替えが行われたのであった。

また先述の図70にも明らかのように、近世兵庫津は、中央を西国街道が縦貫し、札の辻で西に折れ柳原口へと出ていた。しかしこの陸上交通路が中世ではどうなっていたか、という点については、発掘調査は微細

第一節 兵庫津の発展と兵庫北関

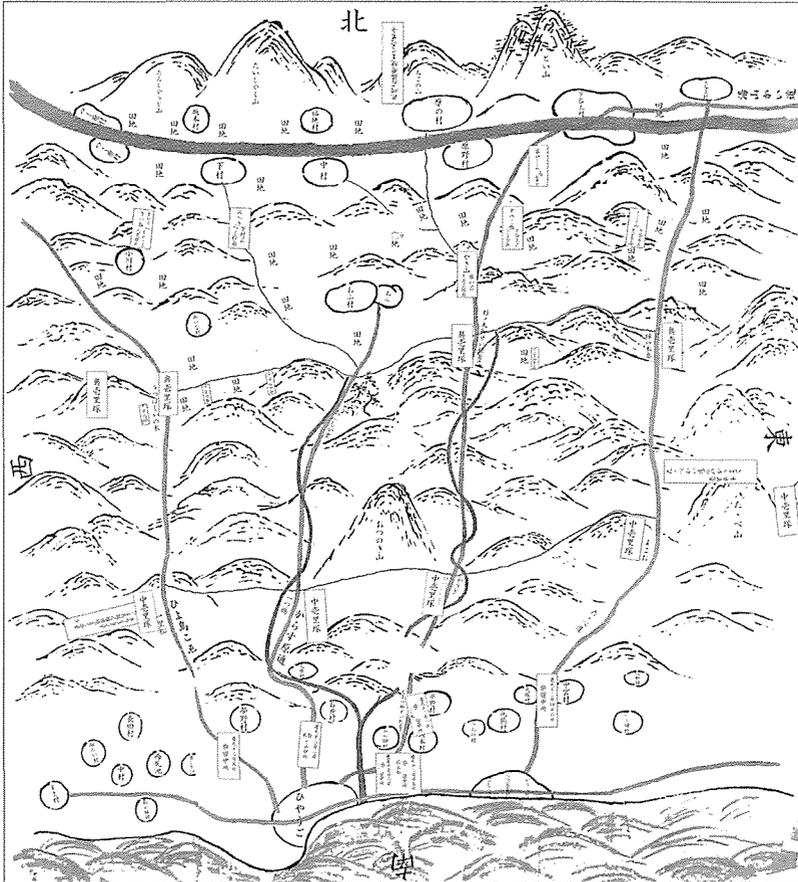


図71 福原荘山田荘中一里山相論裁許絵図写(山田出張所旧蔵文書)のトレース図
(神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター作成)

なレベルに過ぎ、
フォーローができな
い。残念ながら中
世の絵図は伝えら
れていないから、
その意味でも慶長
の絵図を援用する
価値がある。

絵図が描かれた
事情の要点は、山
田荘が、福原荘を
中心とする海側の
村々と山野の利益
をめぐって争った
点にあるが、ここ
では、下部にした
ためられた海沿い

の兵庫津付近に注目する。道路は朱線で太く描かれ、そのうち西国街道に当たる道路は海に沿って横断しているのに対し、「ひやうご」^{兵 串}からは二本の朱線が山に向かっている。西は「ひよ鳥こゑ」、中央は「からす原通」と注記するが、東寄りの道は、さらに絵図の北端にまで延びて「湯山かい道」と書かれているので、いわゆる有馬街道を描いていることは明らかである。西の道は鶴越^{ひよどりこゑ}であるのに対して、中央の道は現在の鳥原貯水池から鈴蘭台方面に抜ける道に当たる。

なお、「ひやうご」から暫く西国街道を東に進むと、「はしうと」^{走 本}、「二つ茶屋村」「かうべ村」^{神 戸}の三つの地名を括る形で大きく枠取りされている。近代には神戸市街地に発達した部分であり、近世初期にも大きな集落を形成していたと見られる点に注目されるが、ここでは、西国街道から山に向かって分岐する朱線に「たべ道」と注記されていることも確認したい。「たべ山」の西を走った後、「たべかい道」^{野 香}よりのかうまで「里半斗」と書かれた貼り紙がある。この「たべ山」とは再度山の別称であり、沿道の村とも矛盾しない。

裁許にまで至った山論との関係では、上述した四本の道について、例えば「からす原通」には「慶長九年二月二日 柴・米とめ申す所」との貼り紙が付けられており、慶長九年十二月二日に柴と米とを荷留めしたことがわかる。紛争時の状況が示されているが、これは普段から柴・米が鳥原通りを往来していたことを示しているのである。荷留めの対象として柴がいずれにも挙がっており、山田荘にとっての重要性が納得させられる。さらに荷留めされた延べ日数が最多なのは「湯山かい道」であり、最も重要な街道であったと見られよう。そして、山田荘は、兵庫津との間で「引立松」なども含めた物資が往来していたことも判明する点で貴重である。

第一節 兵庫津の発展と兵庫北関

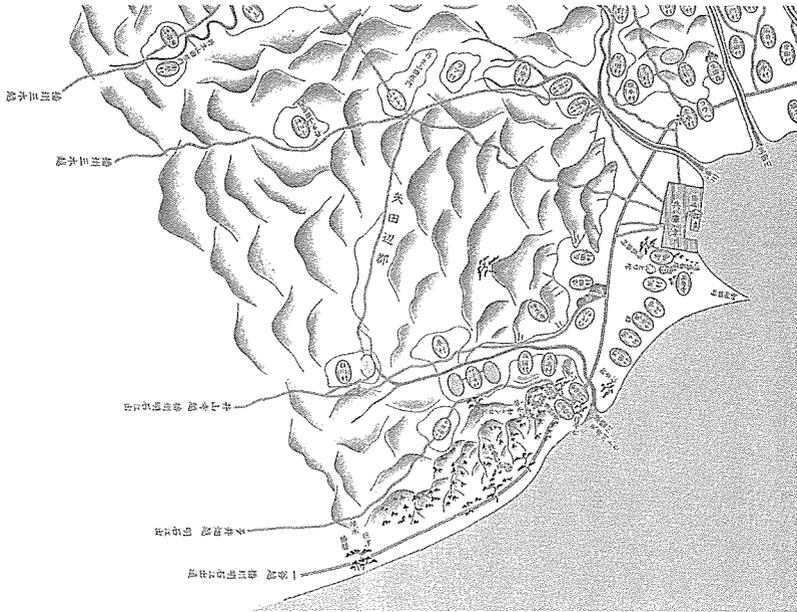


図72 撰津国絵図(西宮市立郷土資料館蔵)のトレース図
 (『兵庫県史史料編近世一』より転載)

さらに慶長年間(一五九六〜一六一五)に描かれたとされている西宮市立資料館所蔵の「撰津国絵図」(図72)では、上述した四本の道はいずれも確認されるとはいえ、若干の相違を伴っている。すなわち、「兵庫津」を貫通する形で西国街道に当たる道が描かれている(街道名としては国内については注記がなく、絵図本体から外れる播磨国に出るところで「一谷越 播州明石江出道」とある)。そして、「兵庫津からは西国街道を含め、五本の道が描かれ、北方の「アイナ村」に至る道が、裁許絵図の「ひよ鳥こゑ」に当たる。「からす原通」に該当するのは、石井村・烏原村を経て「ヲブ村」を通る道であり、さらに「アイナ村」で「ひよ鳥こゑ」と合流している。さらに、「裁許絵図」における「湯山かい道」すなわち有馬街道は、

国絵図では兵庫津から西国街道を経て、「走水村」に至る直前に分かれる道であり、「平野村」を経て、「下谷上村」へと至っている。「下谷上村」付近には「丹生山田庄内」との文字注記も認められる。そして、「走水村」から分岐して北方に至る道も描かれ、これが裁許絵図の「たゞべ道」と同様、「上谷上村」で志染川沿いに走る道に合流している。この道は、「湯山」から発して、播磨国に出た地点で「播州三木越」との注記が施されており、湯山街道に該当することが明らかである。これらの太い朱線から枝分かれする道では、有馬街道から分岐して「原野村」へと至る道は裁許絵図と同様に認められる。

近世に下るが、絵図によって兵庫津と結ばれた陸路を確認できた。中世における兵庫津の繁栄は、今日の神戸市域などの後背地によって支えられていたことがわかる。

なお、この山田荘については、先に紹介した「入船納帳」で八月十日に登録された地下船に関する関料の項目に「山田庄年貢」とあることを、最後にもう一度問題にしたい。ほかにも、十一月三十日に入船した船三艘の場合「六条八幡宮領山田年貢」という注記を伴っており、米一〇〇石と五〇石を運ぶ地下の船二艘に続き、杭瀬（尼崎市）の船一艘は三〇石、とあるのみで物品名は記載されていないが、前の船と同様、米と判断される。その一方で、十一月十三日に入船した杭瀬船は、関料の欄に「山田物」とあり、こちらは米一五石五斗と明記されている。同じく杭瀬船であるが、登録された船頭は異なる。なお、杭瀬も、先述した尼崎と同様、兵庫以東に位置している。

そこで、十五世紀中葉段階における山田荘の年貢は、山田川・志染川を経て、加古川を下って、京へと運ばれる途中の兵庫北関で登録されたと考えるのが妥当であろう。その年貢を運んだ船五艘のうち、杭瀬の船

が二艘、兵庫は三艘であった。このうち杭瀬が関わった事情については不明ながら、兵庫については、慶長の裁許絵図から、山田荘が兵庫津と陸路で繋がり、その間に頻繁な物流があったと確認できたことを想起したい。このような密接な関係を「入船納帳」の時代まで遡れるとすれば、その関係から兵庫の船が山田荘の年貢を運ぶ権益を持つに至ったと考えても、あながち無理はなからう。

兵庫津遺跡

最後に考古学的データに注目する。兵庫津でも特に阪神・淡路大震災以後、発掘調査の成果が増えていることは、明るい材料である。遺物との対話によって、都市的発展の状況を具体的に押さえることができる期待されるからである。

兵庫津の発掘調査については、昭和六十年（一九八五）度の神戸市教育委員会による調査を皮切りに、大手前女子大学（現大手前大学）、兵庫県教育委員会などによって実施されてきた。

ここでは、特に県教育委員会による成果と最新の市教育委員会による成果を補うこととする。

まず神戸市教育委員会による発掘成果については、平成十五年（二〇〇三）六月に発見された奈良時代後半と考えられる遺構について、大輪田泊である可能性が示唆された点が注目される。中世の兵庫津を考察するに当たっても、古代における「大輪田泊」の位置は重要である。第十一章第三節1項の「兵庫津遺跡」で言及されており、上述した元禄絵図の中央付近に描かれた入り江からは南西方に位置する。明確な結論を出せる段階にはまだ至っておらず、今後における発掘調査の進展が期待される。

一方、兵庫県教育委員会による発掘調査について述べると、中世における遺構が兵庫津遺跡で初めて明確な形で出土したのは、平成九年（一九九七）度における浜崎地区の発掘である。元禄絵図に描かれた範囲の

北西部で北東から南西方向にほぼ二八〇メートルの範囲で密集した形で検出された。

発掘所見によると、溝、井戸、土器廃棄坑などの遺跡群が調査区西側の二三区周辺を中心に見られる。遺物から十三世紀後半以降の掘立柱建物を中心となっている。中央部から南西側の一七〜二三区では十五世紀までをピークとする遺跡群もみとめられ、その外縁部に十六世紀後半以降の近世遺構が指摘されている。さらに、道路遺構が明確な形では検出できなかったが、絵図に見える元禄期の道路は、中世も道路であった可能性が示唆されている。さらに、十六世紀の前半〜後半は、遺物も空白期となっている。そして、近世兵庫における町場の中心は、中世段階の北東方向に移行していったらしい。ただし、一般国道二号共同溝整備事業に伴う発掘であるため、トレンチが幅六メートルと細長く、町場の地割構造については不分明なことは残念である（『兵庫津遺跡Ⅱ』）。

これらを総合し、考古学的データを主にしながら、地図資料も援用して都市遺跡としての兵庫津について考察した藤本史子によれば、兵庫津における町場としての整備は北部中心部で十三世紀後半代から始まり、地点によっては十五世紀から十六世紀にかけて本格化し、開発・整備が進められた。十五世紀中頃以降、国際貿易港として成長した堺との関係で、兵庫津の衰退傾向が説かれてきたが、少なくとも発掘データに限り、その見解を絶対視する必要はないという（『都市遺跡兵庫津の復元的研究』）。

今後とも、発掘調査は続くであろう。遺物の研究により、供給され、流通したモノ自体（現物）による分析が考古学の強みであり、産地が判明する可能性に期待したい。

「入船納帳」
と瀬戸内流通

ここで主な史料とした「入船納帳」は、兵庫南関とともに北関での強制着岸が命じられていたがために、作成されたのである。もちろんこれを拒み、脱税を試みるものもいた。とはいえ、「入船納帳」を見る限り多くの船が支払いに応じており、脱税は特殊な事例であったことがわかる。その背景には、支払う側にとっても、関料を出してまで着岸すること自体にメリットがあった事情を考えるべきであろう。長時間を海上で暮らし、遭難や難破・海賊の来襲など、絶えず危険と隣り合わせの船乗りにとってそのメリットとは、荷の積み替えを含む、都市で供給されるサービスや商品であったと思われる。

その魅力自体を文献から押さえることはかなり難しい。「入船納帳」自体のような、新たな史料が発見されることにも大きな期待はできない。この点で、発掘調査は、流通したモノ自体が遺構から発見されるわけであって、その意味でも今後の発掘調査と研究の進展に期待したい。

主な史料とした「入船納帳」の特徴は、畿内に向かって瀬戸内海を航行する流通について、文安二年（一四四五）一年間の全容を反映している可能性が高い点にある。「入船納帳」に示された地名は単に船の所属地に過ぎず、銘柄名で登録されている塩を除けば、生産地が不明なのは残念である。しかし、ある程度の推察は可能であると考えている。

最後に、瀬戸内流通路の特徴について、日本全国に位置づけると、次の四点が指摘できよう。すなわち、第一に重要な流通路としての歴史の古さ、第二に流通の活発さに加え、第三に兵庫などで積み替えることで、淀川という内陸水運で京に繋がる点から、強い求心性を指摘できる。そして、何よりも、海を通じて、そのまま大陸や朝鮮半島とも連なる点を特筆しておきたい。これが第四点目である。兵庫は、本節1項でも説明

した通り、日明貿易の拠点とされており、その重要性が看取されよう。このような海外への進出は、本節2項以降でその一端を跡づけた国内向けの流通が基盤になっていたのである。そして、それは兵庫津における都市発展にとっても重要であった。

5 応仁・文明の乱以後の兵庫津

兵庫經由の 文明元年（二四六九）十月、^{おにん} 応仁・文明の乱にもなう合戦により、兵庫津の南北両関を一年貢米輸送 じめ、寺院、在家がごとごとく焼亡したことは先に書いたとおりである。この年八月、帰朝

途上の遣明船は瀬戸内を航行できず、四国の南を廻って堺に着岸した。以後、堺が遣明船の発着地となり、兵庫津は海外交易港としての地位を失った。しかし、それによって兵庫津そのものが完全に衰退してしまつたわけではない。

応仁・文明の乱以前、兵庫津は西国の荘園から京都、奈良の荘園領主に送られる年貢の中継基地であった。むろん、大乱以後荘園領主による支配そのものがいちだんと後退していくわけだが、それでも十五世紀末期に兵庫津經由で年貢が送られる例がみられる。

たとえば、延徳（一四八九〜九二）の頃、東大寺学侶領周防国東仁井令（山口県防府市）地頭方の年貢は、代官側の責任で兵庫津まで輸送され、そこで東大寺側に引き渡されることになっていた（兵庫関三三三）。

同じ周防国の宇佐木保（山口県平生町）や得地保（山口市）の年貢は、応仁・文明の乱以前、兵庫經由で京

都に輸送されていたが、明応（一四九二〜一五〇二）頃にも同様であった。官務家領宇佐木保の場合、兵庫には「兵庫役人」と呼ばれる担当者がおり、周防から兵庫までの船賃などの輸送経費と、それを差し引いた年貢残高を書上げた送り状を作成して壬生家に報告している（『県史』八「壬生家文書」七四）。

明応九年四月に兵庫に着いた東福寺領地保の年貢米一五石は、いったん問丸の倉庫に保管された。その後、保管料三斗を差し引いた一四石七斗が一石あたり一貫五〇文で売却され、錢一五貫四三五文になった。さらに、そこから諸経費が引かれ、一一貫二〇〇文が東福寺に送られている。問丸は、米の保管だけでなく売却も引き受けていたのであろう（『県史』八「東福寺文書」二一八）。わざわざ兵庫まで米を運ぶのは、現地よりも兵庫で換金するほうが有利だからである。錢は為替にして領主のもとに届けられる場合もあり、六条八幡宮領撰津国山田荘（北区）の明応三年分の年貢は、少なくともその一部が兵庫から割符（為替）で京都に送られた（神戸市立博物館蔵「原野村文書」）。応仁・文明の乱以後においても、兵庫が為替取引の信用ネットワークに属していたことが確かめられる。

また、善法寺領九州五カ所の明応三年分の年貢も、兵庫を経由して寺まで送られた（『八幡善法寺文書』）。少し後になるが、天文六年（一五三七）の東大寺領大部荘の年貢も兵庫経由で堺に運ばれている（『県史』五「東大寺文書」〔播磨国大部荘〕三二八）。

兵庫は、さまざまな旅の記録にも現われる。十五世紀後半から十六世紀中頃までのいくつかの

旅の事例
例をあげておこう。

文明十九年（一四八七）二月二十日、湯山（有馬）に向かう興福寺大乘院の僧尋尊は、尼崎で船に乗り兵庫

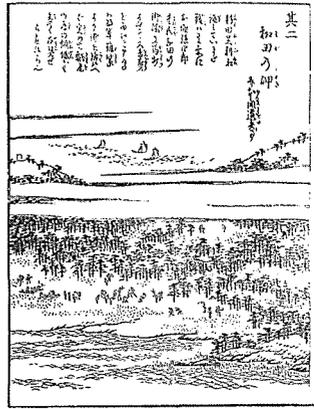


写真108 『撰津名所図会』に見える和田岬

津に着いた。翌日は和田岬や八棟寺の清盛画像などを見物し、二十二日に湯山に着いた(『大乘院寺社雜事記』二月二十〜二十二日条)。同じ年、小早川弘平の命をうけ、將軍へのあいさつのために上洛する使者は、兵庫で借銭などの形で礼銭にあてる資金の調達をしている(『県史』九「小早川家文書」一一)。

延徳二年(一四九〇)、播磨国 鶴荘(太子町)の政所として現地に赴任する法隆寺僧快訓の一行は、初日天王寺(大阪市)で一泊し、二日目は船で西宮に着き昼食、その日兵庫の旅籠に宿泊した。翌日は大蔵谷(明石市)で昼食、加古川泊。四日目は国府(姫路市)で昼食をとり、鶴荘に着いた。宿泊料は天王寺が七〇〇文、兵庫・加古川は八〇〇文だが、兵庫・加古川は元七〇〇文であった。ほかに庭敷銭という付加料金が必要で、これは一律一〇〇文である(『太子町史』第三卷「法隆寺文書」二二八)。つまり、主要な宿場間で料金協定が結ばれており、兵

庫もその一員だったのである(石田善人『鶴御庄当時日記』について)。なお、快訓一行は、帰路も兵庫で宿泊している。

筑前宮崎宮(福岡市)の神輿が兵庫に立ち寄ったこともある。明応三年(一四九四)三月、神輿が石清水八

幡宮を出発し、橋本から船に乗って淀川を下り、尼崎を経由して兵庫津に到着した。神輿は八日間兵庫に留まり、再び船に乗せられて室（たつの市）へ向かった（『大日本古文書』「石清水文書」（田中家文書）四六〇附載）。連歌師の来訪もある。永正十三年（一五二六）、宗碩は、九州に向かう旅の初めに兵庫津に立ち寄り、田守主計助なるものの主催する連歌会に参加した（余語敏男『宗碩と地方連歌』。その前年、天王寺領賀古荘（加古川市）をめぐる訴訟担当者は、播磨に向かう途中兵庫にしばらく滞在し、関係方面との連絡調整を行っている（『県史』七「葛川明王院文書」三五）。

天文十九年九月、周防国に下向する東福寺の僧梅霖守龍は、堺で塩飽船（現香川県の塩飽諸島を拠点とする船）に乗り、一〇時間ほどで兵庫津に着いた。三〇〇人以上の乗船者で、船中はいへんな混みようであったという。翌年四月、都に帰る守龍は、再び兵庫津に寄港し、二日後に出船して堺に上陸した（『山口県史』史料編中世一「梅霖守龍周防下向日記」）。

内海航路の
要港兵庫津

このように、兵庫は京都・奈良と西国を行き来する旅行者の経由地でもあった。文明十八年のとき、備中と九州から来ていた巡礼者二人だけが助かったという（『庶軒日録』九月十二日条）。遠方からの旅行者を含め、瀬戸内海をさまざまな人びとが行き交っていたのである。むろん船も年貢輸送にだけ従事していたのではなく、塩飽船などの廻船が物資と人の輸送に活躍していた。「近年廻船等これ無」しと記す当時の史料もあるが（兵庫関三三三）、未進を常とする武家代官の言葉であることにも留意する必要がある。一四七一年に朝鮮で撰進された『海東諸国紀』の地図には、淀川から兵庫を経て博多へ向かう海路だけでは

く、九州南東部からさらに南の島々と兵庫を結ぶ海路や四国から淡路島の両岸を経て兵庫に向かう海路が描かれている。兵庫に寄港せず堺に直行する船もあったようだが、これらの内海ルートが、大乱以後、一気に消滅したとは考えられない。

これまでみてきたように、十五世紀後期以降の兵庫にも、問丸があり、物資を保管する倉があり、米を換金できる市があり、為替取引が行われ、旅宿があった。永正十七年（一五二〇）、近江^{おうみ}の六角定頼が岡山城（近江八幡市）攻めに用いた兵庫の船は大船であったという（『水記』八月十一日条）。これは、兵庫津の流通規模と港湾機能を物語るものである。従来の研究では、応仁・文明の乱以後、交通量が減少し、年貢・商品・人の流れが兵庫から堺へと移動したとされてきた（新城常三『中世水運史の研究』）。しかし、それらによって堺などの相対的な比重に変化はあったとしても、兵庫津が重要な港であったことに変わりはないのである。また、近年の発掘調査でも、応仁・文明の乱以降の衰退という通説的理解にみなおしをせまる成果がえられている（大手前大学史学研究所『兵庫津の総合的研究』）。今後は考古学による実態の解明にも期待したい。

南関の復活と

では、文明元年（一四六九）に焼失した兵庫両関は、その後はどうなったであろうか

庄主藤春房高隆

（以下、新城前掲書参照）。興福寺の南関では、文明十年初め頃まで関料の収入がなく、有名無実の状態であった。その回復のために尽力したのが、唐院坊主本源房とその侍者で南関庄主（代官）の藤春房高隆である。唐院とは、室町期以来南関を所管していた興福寺の寺内組織である。

唐院坊主の本源房は、「細川方有縁」の者であった。つまり、幕府の実力者である細川政元とコネがあったのである。本源房はそれを利用して、塩飽船に認められていた関料免除の特権を停止させることに成功し

た。一方藤春房は、安富氏の足軽などを仲間につけ、関料を払わずに通過する船一〇艘を奪い取った。また、藤春房は、塩飽の住人が関料免除の復活を求めて政元のもとへ参上したとき、自ら上洛して政元に訴え、塩飽側の要求実現を阻止した（『多聞院日記』文明十年二月二十七日条）。安富氏は細川氏の有力内衆（当主に近侍する被官）であり、藤春房はその親類であつたらしい（『県史』九「吉川家文書」五二）。このような、縁故関係を利用した本源房や藤春房の働きによって南関はともかくも復活し、文明十年二月には二〇貫文の関料収入があつた（『多聞院日記』二月二十七日条）。さらに藤春房は、安富氏と結託し、国人の支配下にあつた摂津国内の春日社領の回復をはかっている（同上文明十年十月十七日条ほか）。

藤春房と

藤春房は、赤松分国内にある興福寺領の回復にも貢献した。播磨では、文明十五年（一四八三）

赤松氏

末に守護赤松政則が山名軍に大敗し、それ以来、赤松軍と山名軍の戦いが続いていた。藤春房

は、没落して兵庫に逃れた赤松牢人を扶持し、さらに関所から船を仕立てて反撃を援助した。これは、藤春房が赤松方と知音であつたことによる私的な措置であつた。また、政則は春日大明神に祈念し、その冥助により文明十七年閏三月の大きな戦闘に勝利することができた。そこで、政則は、これらに対する礼として、分国（播磨、備前、美作）内で不知行となつている興福寺領を還付し、あわせて備前国内の一所を寄進したのである。このことは、唐院坊主本源房が赤松氏と由緒のある家筋であつたこともあり、唐院をとおして興福寺に披露された（『多聞院日記』文明十七年四月十日条）。

このように、興福寺に対し多大な貢献をした藤春房であつたが、同じ年の七月、藤春房の追放が寺内評定にかけられた。藤春房が赤松方として出陣したため、興福寺との関係を断つておかなければ今後、面倒なこと

になる、というのがその理由であった（『大乘院寺社雜事記』七月十五日条）。時期は不明確だが藤春房の参戦は事実であり、明石城をことごとく破却したと自ら証言している（『県史』九「吉川家文書」五一）。

藤春房はまた、吉川氏の播磨出陣にも関与していた。吉川氏の惣領経基にあてて参陣をうながす書状を送り（同上）、あるいは安芸（広島県）に下向して吉川氏と交渉し、その結果を浦上則宗に報告しているのである（同上五〇）。浦上則宗は赤松氏の宿老である。幕府中枢の信任も厚く、安富氏とも親しい。おそらく、藤春房は以前より安富氏を介して則宗とつながりがあったのであろう。「赤松方知音」とはそのようなことであつたと思われる。

吉川氏は、鎌倉時代に播磨国福井荘（姫路市）の地頭職をえて一族が来住したが、南北朝期には支配権を喪失していた。則宗や藤春房の吉川氏あて書状では福井荘が話題になっており、赤松側は福井荘の回復をもちかけたらしい。こうして、文明十八年の末頃、吉川氏の播磨出陣が実現したのである（同上三二）。

月俸銭をめぐり、結局、文明十七年（一四八五）には藤春房は追放されなかつたらしい。ところが、二年後の長享元年（一四八七）十月、興福寺による処罰が下された（『大乘院寺社雜事記』十月二十九日

条）。しかし、藤春房は、衆議に従わず勝手なふるまいを続けた。そこで、興福寺が幕府サイドに訴え出ることを検討していたところ、越智家栄が介入してきた。越智家栄は、南大和を勢力下におく最有力国人である。

家栄は、もし藤春房が関料を無沙汰したならば越智方が弁済すると申し入れて興福寺に圧力をかけ、処罰を取り消させた（同上長享元年十二月二十六日条）。家栄による弁済保証は、逆に藤春房による関料未進を示唆

している。事実、文明十六年以降、興福寺の関料収入は激減していた。おそらく、藤春房は関料納入に関して不正をはたらき、そのために処罰されたものと思われる。しかし、藤春房は、越智氏とのつながりによってその地位を守ったわけである。

ところで、兵庫両関は、室町期から等持寺、相国寺、北野社に月俸銭と呼ばれる銭を納めることになってきた(以下、永島福太郎「兵庫関を繞る寺社の軋轢」、『神戸市史』第二輯参照)。しかし、興福寺は將軍から寄付を受けたとして納入を停止していたため、これらの寺社が幕府に訴え、文明十七年、三寺社の取得権を認める裁定がくだった(同上七月一日条)。その後、幕府から興福寺に有利な裁定が出たが、等持寺・相国寺は承服せず、長享二年二月、こんどは両寺の権利を認める裁定がくだった(『鹿苑日録』二月六日条)。これは東大寺の北関に関しても同様であって、両寺は国の郡代を語らい北関をはげしく責めたてたという(兵庫関三二二)。

そこで興福寺は、越智家栄に助けを求め、その推挙により雑掌(訴訟担当者)として藤春房が上洛した。家栄が幕府要路に対する計略をめぐらし、藤春房が使者として活動した。その結果、月俸銭は興福寺に与えられることとなった。興福寺大乘院の尋尊は、「以前は何かと問題のあった者だが、今は忠節者か」と藤春房を評価している(『大乘院寺社雜事記』長享二年十一月二日条)。しかし、藤春房にとって、興福寺の利益を守ることは自分の利益を守ることであった。前年の経過をみても、藤春房がほんとうに忠節者であったかどうかはきわめて疑わしい。

南北両関

藤春房は、明応九年（一五〇〇）四月、兵庫で入滅した（『大乘院寺社雜事記』四月十四日条。藤の終焉）

春房は、最後まで南関の代官であった。藤春房は時の有力者に人脈をもち、自力で動員できる兵力をもっていた。さらに、局面を打開できる行動力と交渉力も備えていた。当然、それらを支える経済力も有していたはずである。藤春房とかかわりをもったある人物は、「法量なき仁（とんでもないやつ）」と彼を非難している（『県史』七「興福寺文書〔春日大社文書〕四一」。これは、彼のしたたかさ伝えることばであろう。応仁・文明の乱後の時代、ここにあげたすべてを兼ね備えていなければ、兵庫関の代官をつとめ続けることなどできなかったのである。

藤春房の没後、兄である福家兵部ふくやひょうぶなるものが兵庫南関を違乱した（『県史』七「興福寺文書〔大乘院文書〕一五」。南関は、その後まもなく武家が支配するところとなった。翌文龜元年（一五〇二）六月、興福寺は、兵庫関に武家の輩ともがらが入部することを禁じる幕府の裁定を獲得した（『県史』七「興福寺文書〔春日大社文書〕四三など）。しかし、幕府がいくら裁定をくだしても、守護による執行命令の下達はおこなわれず、裁定が有名無実におわることは興福寺側も承知していた（『大乘院寺社雜事記』文龜元年五月二十六日条）。もはや、幕府に頼って関を維持できる段階ではないのである。南関は、この後ほどなく興福寺の手を離れていくことになる。

一方、東大寺の北関では、延徳から明応年間（一四八九〜一五〇二）にかけて関銭の納入が行われている。東大寺では、興福寺と異なり、長塩氏や薬師寺長盛ら細川氏の内衆を代官に補任おぎやくして関務にあたらせていた（『県史』五「東大寺文書」〔摂津国兵庫関〕三三八など）。薬師寺長盛は摂津守護代で、この後、兵庫関がある福

原莊を押領おさうりょうしている（『宣胤卿記』永正四年七月三日条）。細川氏被官の勢力は関周辺にも確実に浸透しており、もはや彼らに依存しなければ、関銭徴収を維持できないのである。先に述べたように、興福寺が南関を回復できたのも、唐院の本源房や藤春房が細川氏とつながりをもっていたからであった。

しかし、一般の莊園同様、武家による代官請負は、未進の繰り返しから領主側の支配の後退をまねくのが常である。そのうえ、南北両関の関銭を支払わない船も増えていた（同上三三七）。こうして、東大寺でも北関からの関銭収入が滞ることになる。文龜二年、摂津の国人である原田氏を代官に補任したとき、契約寺納額は年一〇〇貫文であった（同上三三二）。これは、応仁・文明の乱の直前、寛正四年（一四六三）の契約額五六〇貫文にくらべて大幅な減少である（同上二八四）。こうして、北関も永正初年（一五〇四）頃を最後に東大寺の史料から姿を消すのである。

ただし、これらの経緯は、興福寺や東大寺による関支配が消滅したということであって、兵庫津そのものが消えたわけではない。兵庫津には、問丸があり、興福寺から関所沙汰人に補任されるような在地の有力者もいた（森田竜雄『関屋町』と中世の港湾管理）。天文年間（一五三二〜五五）になると、彼らのなかから極井きま家のような豪商が現われ、兵庫津の繁栄を担うようになるのである。

兵庫津の

白髭番匠

戦国時代、兵庫津には寺社の造営に従事する番匠集団がいた。番匠とは、木造建築の職人、いまでいう大工である。兵庫津の番匠はおもに播磨で活動しており、関与した寺社の墨書銘や文献史料にその足跡を留めている（以下、若林泰「よその市町村史などにみえる神戸（一）」、問屋真一「中世兵庫津の番匠」、『兵庫県史』第三巻参照）。



写真109 徳光院多宝塔
(中央区)木部銘

現在知られている兵庫津の番匠による最も古い作例は、中央区葺合町の徳光院多宝塔である。この塔は本来、文明五年(一四七三)、兵庫大工左衛門光早によって播磨国明石郡の明王寺(垂水区名谷町)に建てられたものであった(多宝塔木部銘『県史』四「造像銘・棟札等」(撰津国)一六〇)。

永正八年(一五一一)には、備前国安養寺(岡山県)の宮殿を兵庫津の棟梁が建てており、宗衛門尉、藤次郎、光重(五十歳)、原四郎の四人の名がみえる(『岡山県古文書集』第一輯「安養寺文書」)。

兵庫津の番匠は、書写山田教寺(姫路市)の修造事業にも関与しており、天文十三年(一五四四)、金剛堂の造営に「撰州兵庫津白髭番匠新少衛門尉光重兄弟」以下が参加している(金剛堂木部銘『県史』四「造像銘・棟札等」(播磨国)二二〇)。安養寺の光重の年齢からみて、この光重は後嗣であろう。このように、兵庫津の番匠は白髭を称し(「白髭」と表記する史料もあるが「白髭」に統一する)、白髭番匠、あるいは白髭大工と呼ばれた。また、本姓は藤原を名乗っていた。

光重は、同じ頃播磨国揖東郡香山荘(たつの市)にある天満神社本殿の修造にも従事していた。この事業には光重のほか三名の大工衆が参加しており、いずれも兵庫住人であった(本殿木部銘(同上七七))。同社の墨書銘によれば、光重は書写山大塔(五重塔)の棟梁でもあるという。この頃書写山で五重塔が造営されていたことを示す史料はほかにないのだが、あるいは再建に着手されていたものであろうか。

円教寺では、永禄二年（一五五九）に護法堂乙天社・若天社の造替が行われた。このときも、地元書写坂本や鶴荘（太子町）の大工とともに、棟梁飛驒守藤原光重やその子息清左衛門尉をはじめとする多くの白髭番匠が参加している（護法堂乙天社棟札〔同上二八〕など）。

この頃、鶴荘では、天文十年に堂舎を焼失した斑鳩寺の再建事業が進められていた。斑鳩寺の記録によれば、諸堂の多くは兵庫の白髭大工が建てたという（『太子町史』第三卷「斑鳩寺文書」三三〇）。この記述にもとづき、当時建造の堂舎として唯一現存する三重塔（永禄五年）は、光重の作であると考えられている。

ところで、斑鳩寺の再建事業では、龍野城主赤松下野守家の庇護のもと、同家と関係の深い湯浅氏、内海氏といった有徳人が多額の奉加をおこなっている。また、円教寺護法堂の造替でも両氏が大檀那であった。西播磨における白髭番匠の活動には、湯浅・内海ら下野守家周辺との関係が窺われるのである（大村拓生「鶴荘における造営事業の展開と番匠大工」）。

このほか、白髭番匠の活動としては、白髭飛驒守満重と清左衛門が、弘治二年（一五五六）に立柱し永禄七年に上棟した播磨国加東郡の佐保神社（加東市）を建て（『兵庫県神社誌』、天正五年（一五七七）には白髭伊賀守満重が同国多可郡の春日神社（西脇市）を造営している（同上）。おそらく、佐保神社の飛驒守満重と円教寺護法堂の飛驒守藤原光重は同一人物であろう。清左衛門の名も護法堂に光重の子としてみえている。そして、春日神社の満重は、飛驒守満重の受領名が伊賀守に変わったものと思われる。斑鳩寺再建の大工名が白髭伊賀守京阿弥とされているのも、これと関係がありそうである。

このように、光重ひきいる番匠集団は、永禄から天正年間（一五五八〜九二）にかけて、東西播磨で同時並

行的に複数の寺社造営にたずさわっていた。白髭番匠による寺社造営の事例はほとんどが播磨であり、兵庫津を拠点とする番匠集団がなぜ播磨を主たる活動の舞台としたのか、その疑問に対する明確な答えはまだえられていない。

第二節 莊園・村・町

1 赤松七条家と撰津輪田莊・福原莊

領家職相論以

撰津輪田莊では、元亨四年（一二三四）、九条家の支配を認める後醍醐天皇綸旨が出され、

後の輪田莊

円真と九条家との間で争われた長い相論に終止符が打たれた（第七章第二節2項。なお、輪

田莊は西方・東方に分かれていた。ともに九条家領ではあるが、西方は地頭請、東方は下地中分と、支配の在り方が異なっていた。本項で主に話題となるのは西方であり、煩雜を避けるため、以下、本項でただ輪田莊と記す場合は、西方のことを指すことをことわっておく。東方については別述する。これによって九条家は円真を排除し、ようやく輪田莊における支配の実権を回復した。やや時代は下るが、応永三年（一三九六）に記された九条経教遺誠（『九条家文書』二八）には、経教が譜代の「政所」（下家司）である祐賢（親賢）を輪田莊の奉行とし、祐賢は年貢八〇〇〇疋（八〇貫）のうち二八〇〇疋（二八貫）を与えられていたと見える。円真排除後、九条家は信頼できる家人を奉行に任じ、輪田莊の支配を行わせたことがわかる。

しかし、九条家による輪田莊支配はその後も一向に安定しなかった。時代も内乱期に入り、九条家の支配

権は地頭として入部した武士たちにより次第に奪われていくのである。もともと輪田荘の地頭職しきを持っていたのは佐久間氏（長盛）で、その後、娘婿となった薬師寺氏（義清・貞義）へと伝えられていた（同上三三五―五）。第七章第二節2項で見たように、輪田荘では、地頭との相論を経て、地頭が毎年七〇貫文の年貢銭を納めることで現地支配を請け負う地頭請の契約が結ばれた。ところが、元弘三年（正慶二・一三三三）五月、後醍醐天皇の倒幕活動によって鎌倉幕府が滅亡し、建武新政権が誕生すると、薬師寺氏に代わり、突如新たな地頭として赤松範資が入部してくる。第八章第一節1項で見たように、赤松氏は後醍醐の挙兵後、いち早くこれに呼応し挙兵した功臣で、播磨国はりまを本拠としていたが、建武元年（一三三四）四月の輪田荘ざつしやう雑掌重申状案（同上三四―一）によれば、範資は「薬師寺左衛門三郎貞義の跡」を拝領したという。後醍醐は元弘三年六月、京都に帰還すると幕府方の人物の所領しやうりやうを朝敵領ちやうてきりやうとして没収しているから、おそらく薬師寺氏は幕府方と見なされ所職を失ったものと思われる。範資はこの薬師寺氏の跡を恩賞として拝領し、輪田荘に進出してきたのである。

いうまでもなく輪田荘は兵庫津に接し、中央と西国を結ぶ交通・流通の要衝であるから、こうした地域の地頭職を範資が拝領したことは、ただ恩賞を得たというだけでなく軍事的な意味ももっていたと思われる。事実、これより後のことだが、建武三年五月の湊川合戦の後、湊川には範資によって要害が築かれ、建武五年には南朝方との交戦が行われているのである（『泉史』一「余田文書」一）。それだけに、この地域は赤松氏の強力な支配の下に置かれたようで、九条家の荘園支配は停滞を余儀なくされた。右に見たように、後醍醐が敵方所領の没収命令を出したのは元弘三年六月のことである。だが、早くもその翌月、後醍醐は九条家の

訴えを受けて、赤松範資の輪田莊での濫妨停止を命じる諭旨を下している。範資は地頭職獲得とともに、それまで薬師寺氏のもっていた權益だけでなく、莊園領主である九条家の權益まで侵害していたのである。

翌建武元年二月九日、ようやく範資は「預所」の前備後守安倍親勝との間に地頭請の契約を結ぶ（『九条家文書』三四二付）。この「預所」がどのような職務だったのかは不明だが、前に見た「奉行」と同様、九条家の下で莊園支配の実務を執り行ったものと見ていいだろう。赤松氏は薬師寺氏の先例にならって年九〇貫文の年貢金を支払うことで、薬師寺氏と同様、輪田莊の支配を委任されたのである。

しかし、輪田莊をめぐる赤松氏と九条家の対立はこれ以後もつづいた。地頭請契約からわずか二カ月後、九条家は輪田莊の田所職・預所給田について訴えを起こしている（同上三四一一）。田所職・預所給田とは、九条家から莊官に給付された所領のことで、これらの所領は地頭請以後も、薬師寺氏の時期までは、地頭の支配地域とは区別され、年貢が莊官に納められるようになっていたらしい。ところが、範資はこれらの所領についても地頭の支配下にあるとして、これを押領し、莊官への年貢を抑留したのである。この相論の結末は定かでないが、田所職や預所給田の存在はこれ以後史料に見えなくなるから、これらに対する九条家の支配権は回復しなかったと見ていいだろう。

しかも、契約されたはずの年貢金についても、これ以後、滞納することが多くなっていったようである。この後、南北朝期の状況は史料がないため全く不明だが、これより六〇年後の応永五年（一三九八）、九条家雑掌は輪田莊の年貢が年々滞るようになっていけると幕府に訴えている（同上三四八）。契約された年貢金さえ確保できず、輪田莊における莊園領主としての九条家の地位はますます有名無実となっていたのである。

港の荘園・福

輪田荘と境を接する荘園に、福原荘や兵庫荘（上荘・中荘・下荘）がある。第七章第二節2

原荘と赤松氏

項で見たように、平安末期には、輪田荘の荘域内に兵庫荘の加納があったり、輪田荘の一

部は福原荘に押領されたりするなど、これらの荘園の支配は入り組み、相互に密接な関係にあったので、赤松氏の支配も輪田荘だけでなく、兵庫津周辺の地域全体に及んでいた。ここでは、このうち比較的史料の残っている福原荘について見ていこう。

福原荘について、まずその特質として目を引くのは年貢額の多さである。輪田荘の年貢は七〇〇九〇貫程度であったが、福原荘の年貢は荘園領主の一条家が文明十二年（一四八〇）に作成した「桃華囊葉」〔群書類従〕に四五〇貫文とある。福原荘の年貢は輪田荘の五〇六倍もあったのである。では、なぜ福原荘の年貢はこれほどまでに多かったのだろうか。この理由として、ここで注目したいのは、福原荘と兵庫嶋との関係である。兵庫嶋が鎌倉時代以来、港湾都市として発展を遂げていたことは第七章第三節1項でみた通りだが、『大乘院寺社雑事記』文明十八年七月一日条によれば、福原荘は陸方と嶋中にわかれ、嶋中からは「地子・入船諸公事銭」が年貢として納入されており、この嶋中とは兵庫嶋のことと考えられる（今井林太郎「撰津国輪田荘の一考察」）。この時期、兵庫津では南北の関が、入港してくる船舶からの関銭の徴収権をもっていた。それとの関係は不明だが、福原荘も兵庫嶋の地子や、船舶から公事銭を徴収するなど、都市としての兵庫嶋や港湾の支配に関する一定の権限を有していたのである。しかも、右の『大乘院寺社雑事記』によれば、文明十六年分の年貢は、陸方が五九貫一四〇文であるのに対し、嶋中は二三一貫二六〇文となっていた。ここから考えれば、福原荘の年貢額が輪田荘に比べはるかに多かったのは、兵庫嶋からの収益が多かったからで

あったといえるだろう。福原荘は兵庫津という港に関わった特別な莊園だったのである。

では、この福原荘の支配はどのようなようになっていたのだろうか。まず、福原荘で最上級の領主として確認されるのは、五撰家の一つである一条家で、その所職は史料上、領家として見える（「桃華葉」）。もともと福原荘は平氏領であったが、平氏滅亡後、源頼朝の妹婿である一条能保（撰関一条家とは別）の所領となることが確認される（『吾妻鏡』建久三年（一一九二）十二月十四日条）。この後の伝領過程は不明だが、撰関一条家の祖である一条実経の祖母（父九条道家の母）が一条能保の娘で、彼女を通して一条家に伝領したのらしい。

輪田荘では、九条家が家人を奉行に任じていたが、福原荘では外記清原氏が一条家から「御恩の地」として下司職を与えられていた。『康富記』嘉吉二年（二四四二）九月九日条によれば、鎌倉時代、清原氏では大外記頼尚が一条実経より讃岐国に所領を与えられ、それより五代の間、これを相伝してきた。ところが、南北朝の内乱以後、讃岐の年貢収入が途絶えたため、一条家はその替地として、福原荘の下司職を給付したという。外記は朝廷において文書を作成したり、先例を調査するなど重要な役割を担った実務官人であり、基本的に在京していたから、この下司職とは、本来の荘官としての役職そのものというより、下司名など、下司に関する得分（収入）を与えられたと考えた方がいいだろう。

一方、福原荘に赤松氏が入ってきた時期についてははっきりしない。地頭として赤松氏の存在が確認されるのは輪田荘と比べてかなり下り、後で見る永享四年（一四三二）の相論について記した室町幕府裁許状（『県史』九「御前落居記録所収文書」三）が最初である。だが、延文五年（正平十五・一三六〇）十一月二日、

興福寺別当は同寺東西両金堂律学衆の訴えを受け、「赤松信（信忠）の大夫判官」（光範）に宛て、福原荘の中にあつて春日社神供や律学の料所に設定されていた正元・清友名（みよと）のことについて申状を送っており、『県史』七「大乘院文書」七）、光範がこれらの所領について何らかの問題を起こしていたことが窺える。また、右の幕府裁許状によれば、赤松氏は福原荘の公文職などを進止する根拠として、至徳元年（しとく）（元中元（げんちゅうげん）・一三八四）九月四日の「地頭請所御判」をあげているから、赤松氏の地頭請は福原荘では十四世紀後半には成立していたようである。

輪田荘と同じく、福原荘でも赤松氏と荘園領主ははげしく対立した。前述した室町幕府裁許状は、永享四年、一条家と地頭の赤松阿波入道性宗が、福原荘の支配権をめぐる争ったときのものであるが、これによれば、貞応元年（じやうおう）（二二二二）と暦応二年（りやうおう）（延元四（えんげん）・一三三九）にも同様の相論があつたことが記されているのである。永享四年の相論で具体的になつたのは、福原荘の公文職や「検断人夫」であつた。このうち公文職については、建武元年の輪田荘相論と同様、公文職に附属する給田などの所領の支配をめぐる問題だつたのだろう。一方、もう一つの「検断人夫」（幕府裁許状には「人足」とも見える）については、具体的には不明とせざるを得ないが、右に見た福原荘の特質から考えれば、兵庫嶋の支配に関わつたものだったのかもしれない。いずれにしろ十五世紀後半の摂津国寺社本所領并奉公方知行等注文（『原史』九「蜷川家文書」九）にも、年貢とならび「検断人足」が見えるから、一条家の支配にとつてはかなり重要なものであつたらしい。

さて、永享四年の相論では、一条家雑掌は、この「検断人夫」について地頭性宗が領家人足を支配し、所職を押領して検断に干渉するのはいわれがないと主張した。これに対し、赤松側は、近年では地頭と一条家

がそれぞれに支配を行っているが、本来はすべて地頭の支配下にあると主張し、証拠として右にあげた至徳元年の「地頭請所御判」を提出した。だが、結局、赤松氏の主張は退けられ、一条家による「検断人夫」支配は認められることになった。輪田荘でも、田所職などの所職をめぐり赤松氏との相論はあったものの、前述のように、こうした所職は早々に実質を失い、九条家は一定の年貢を受け取るだけの存在となっていた。ところが、福原荘では、こうして幕府によって現地支配に直接関係する所職が認められ、十五世紀後半にいたっても、一条家が「検断人夫」など現地を直接支配する所職を保持していたのである。福原荘では、一家当主が福原荘に下向し、直接支配に当たると、戦国期以降も一条家の支配が続いていくが、一条家が一定の現地支配権を確保できていたことは、このような支配の素地として大きなものだったといえるだろう。

湯起請裁判

以上見てきたように、南北朝から室町前期にかけて、輪田荘や福原荘では地頭として入部した赤松氏が莊園領主と地頭請の契約を結んで代官となり、年貢納入を請け負うが、十五世紀に入ると年貢納入自体、滞りがちになっていくのである。

そこで、話を再び室町時代の輪田荘へと戻すことにしよう。前述のように、応永五年（一三九八）、九条家は輪田荘の年貢無沙汰を幕府に訴えたが、これに対し幕府は摂津守護細川満元に地頭請の停止を命じている。だが、赤松氏の地頭請はいつしか復活し、年貢無沙汰はこの後もますます悪化していった。文安二年（一四五）八月の九条前関白家雑掌申状（『原史』九「九条家文書（統）」一〇八）によれば、年代は明らかでないが、六代將軍義教の時代、またしても輪田荘の年貢納入がとまり、九条家は範資の請文を根拠にして、代官の解

任を幕府に訴えた。ところが、これに対する赤松阿波入道の反論は、輪田荘は九条家領ではなく、地頭の一円領だ、とするものであったという。もはや赤松氏は上級領主としての九条家の存在を認めなくなっていたのである。九条家はこれに対し、後醍醐天皇繪旨をはじめとする代々の証拠文書を提出し、支配の正統性を主張した。通常、文書を重視する中世の裁判では証拠となる文書を持つ方が絶対的に有利である。だが、ここで將軍義教の法廷は文書による審査ではなく、湯起請ゆきせうという変わった方法でこの相論に決着を付けようとした。湯起請とは、原告・被告の双方が熱湯の中に手を入れて小石を拾い、火傷の具合によって事の実否を判断するという神判しんぱんの一つで、義教はこの方法を好んで幕府法廷でも用いたのである。裁判が湯起請になったことで赤松側は不利な状況を打開することになった。しかも、湯起請では湯誓文ゆせいもんという起請文きせうもんを書いて自分の主張が偽りがないことを誓うのだが、湯起請直前になって赤松側はこの湯誓文を書き換えたり、湯起請に立ち会う神子かみこや百姓とはかり、不利な結果が出ない秘事を伝授したりしていたらしい。この結果、証拠文書が明確であるにもかかわらず、九条家は裁判に完敗し、輪田荘は不知行化してしまうのである。

嘉吉の乱と

將軍義教期、こうして輪田荘では事実上、赤松氏による一円支配が確立した。だが、嘉吉元年（一四四一）、赤松氏にとっては大事件が発生する。播磨守護であった赤松満祐みつすけが將軍義教

七条赤松氏

を殺害して播磨に下向、幕府の追討軍と激戦の末、滅亡したのである。この嘉吉の乱は従来、兵庫の赤松氏

にとっても衰退のきっかけとなる事件として考えられてきた。しかし、嘉吉の乱前後の彼らの動向を見ると、実際には嘉吉の乱が彼らの衰退へと直接つながるわけではなかったようである。

まず、兵庫の赤松氏は播磨守護の赤松氏とは異なる系統の一族であった。前に輪田荘の地頭に任じられた

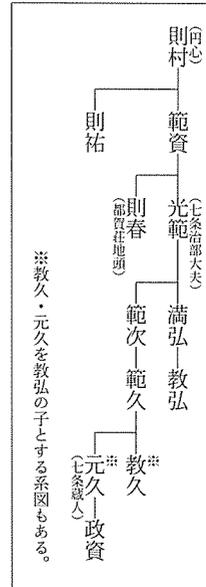


図73 七条赤松氏系図

頭職は惣領家ではなく、この七条赤松氏に継承されていた。

案(『九条家文書』三五八)は、輪田荘について「七条赤松代々代官」と記している。また、『康富記』文安五年八月十六日条は、福原荘・兵庫荘について「赤松廷尉治部少知行分」と記すが、七条赤松氏の教弘について「赤松系図」(『続群書類従』)には「孫次郎治部少輔」とあるから、この「赤松廷尉」は教弘とみられる。福原荘の永享四年裁判、輪田荘の湯起請裁判では、相論の相手として赤松阿波入道(性宗)という人物が登場したが、この人物も時期からみて教弘の父満弘と考えるのが妥当だろう。

そして、嘉吉の乱において七条赤松氏は、惣領家ではなく、むしろ幕府軍の一員として惣領家を追討する側に立っていた。『東寺執行日記』嘉吉元年七月十一日条(『上郡町史』第三卷)には、追討軍参加者として「(赤松)治部少輔七条」の名前が見え、治部少輔教弘が赤松満祐追討に出陣したことが分かる。また、『建内記』同年七月二十五日条は、「赤松廷尉」の軍勢が兵庫で満祐軍と衝突し、戦果をあげたことを伝えている。この「赤松廷尉」も、右に見た『康富記』の記事から、教弘のことと分かる。教弘が兵庫に入ったのは、

のは赤松範資であったと述べた。確かに範資は円心えんしんの長男で、赤松氏の惣領そうりょうであったが、観応二年(正平六・一三五〇)に急死したため、惣領の地位は弟則祐すくゆに移り、赤松氏の惣領は以後、則祐の子孫に継承された。一方で、範資子孫の系統を七条赤松氏というが、実は兵庫の地

長禄四年(一二六〇)十二月の九条家雜掌申状

おそらくここが彼の支配下にあったからだろう。

このように七条赤松氏は、赤松一族ながら惣領家とは距離を置いた存在であり、嘉吉の乱においても赤松側ではなく、幕府軍として活躍していた。そして、この結果として、兵庫では赤松氏の勢力は乱以後も衰退するどころか、かえって強められていくことになる。このことを示す事態として、輪田荘をめぐる裁判の展開について見ていこう。

將軍義教の時期、輪田荘に関し、正当な裁判を受け付けられなかった九条家では、文安二年（一四四五）、將軍の代替わりを好機ととらえ、また福原荘の裁判で一条家が赤松氏に勝利したことも後押しされて、幕府法廷に赤松氏による輪田荘押領問題を訴えた。このときは、九条家当主の前関白九条満家本人が、幕府の実権をもつ細川持賢（管領細川勝元の後見人）に書状を送って、前回の湯起請裁判の不当性を訴えるなど、幕府中枢への働きかけが盛んに行われた（『県史』九「九条家文書（続）」一・一・三・一〇など）。これに加え、摂津守護代長塩宗永を代官に任じるなど（『九条家文書』三五七）、守護方（このときの守護は細川勝元）を通しても問題を解決しようとしたようである。しかし、それでも裁判は不調に終わり、守護方を介した赤松氏の排除も失敗したらしい。幕府中枢や守護を介しても赤松氏の押領を押さえることは困難になっていたのである。永享四年（一四三三）の裁判で一条家が勝利した福原荘でも、嘉吉の乱の後、再び赤松氏の押領問題が生じていた。前述のように、福原荘では清原氏が下司職を伝領していたが、嘉吉二年九月、大外記清原業忠（よしただ）は一条家に参上し、下司職に関する得分が地頭赤松廷尉（教弘）によって「混領」され、代官年貢として押領されているため、奉書を下されるように願っている（『康富記』九月九日条）。また、文安五年（一四四八）、

赤松教弘は興福寺の兵庫関についても、自らの料所と称し、違乱を行ったという（『県史』七「春日大社文書」二五）。嘉吉の乱後、七条赤松氏は乱での戦功によって政治的地位を上昇させるとともに、兵庫津周辺地域での支配を拡大・強化させていたのである。

七条赤松氏 七条赤松氏の支配地域は、『康富記』文安五年（二四四八）八月十六日条に「福原庄・上庄已の知行没収 下三个庄」とみえ、輪田荘のほか、福原荘と兵庫上荘・中荘・下荘まで含むものであった。

ところが、赤松氏によるこれらの支配は、絶頂期にあつて突然幕を閉じることになる。文安五年八月、赤松教弘の知行していた莊園は突如幕府によって没収され、管領細川勝元の下に預けられたのである。右の『康富記』によれば、この原因は兵庫荘と東に隣接する伏見大光明寺領葺屋荘との境界相論であつたという。相論の発端は葺屋荘が兵庫荘に押し寄せ、放火したことであつたらしい。だが、兵庫側も報復として葺屋荘に討ち入り、ことごとくを焼き払つた。そこで、領主の大光明寺はこのことを幕府に訴えたのだが、幕府では、七月に弓矢停止を命じる管領奉書が出ていたにもかかわらず、兵庫荘がこれを守らなかつたとして、兵庫荘を厳しい罪科に処したというのである。ここに一一五年にわたり続いた赤松氏によるこの地域の支配はあつてなく終結した。

莊園領主は赤松氏によって長年、その權益を侵犯され、支配の実質を奪われてきた。だが、赤松氏の知行没収は、彼らにとって支配回復のための絶好の機会とはならず、むしろ一層悪い結果を招いた。文明五年（二四七三）十二月、九条家雜掌申状案（『九条家文書』三六一）によれば、赤松氏の知行没収に際し、輪田荘の領家職は地頭職と一緒にされ、ともに公方御料所とされたという。幕府は赤松氏の知行を没収する際、地

頭職だけでなく、九条家の権益まで一括りにして没収してしまったのである。九条家は輪田荘の支配回復のため奔走したようで、文安五年十月、九条満家は輪田荘の年貢について、將軍義政生母大方殿（裏松重子）より仰せ付けてもらうよう、重子の実家である日野家に依頼する書状を送っている（『県史』八「九条家文書」〔摂津国所領関係〕九二）。しかし、その後も一向にその支配回復は叶わなかった。年未詳の九条家雑掌申状では、返付が無理なら替地を仰せ付けるようお願い出ている（『九条家文書』三六八）。また、代官に任じて支配を請け負わせていた守護代長塩宗永も、公方御料所であり、「私の儀を以て、沙汰致し難し」といつて年貢納入を行わなかった（同上三五八）。同じく公方御料所とされたほかの二荘も状況は同じであつたらしい。文安六年四月には、兵庫上荘内徳珍名・福原荘西方散在田地が、荘園領主とは関係なく、御料所として石清水八幡宮に寄進されてしまっている（『県史』七「石清水文書」四九・五〇）。赤松氏が去つた後も、公方御料所化という事態の前に、荘園領主はなす術を失っていたのである。

文明元年、室町幕府はようやく九条家に輪田荘東西の直接支配を認める奉行人連署奉書（『九条家文書』三六〇）を発給した。文明六年には細川氏被官である斎藤元右が代官となり、請文を九条家に提出している（同上三六二）。しかし、応仁元年（一四六七）に始まつた応仁の乱以降、戦乱は各地に拡大し、この頃、都市領主による荘園支配はただでさえ困難な状況にあつたから、輪田荘でも九条家の支配は実際には全く回復されなかつたようである。この間、文明五年十二月に出された九条家雑掌申状案（前出）には、輪田荘について細川氏に度々申し入れたが、「上意をうかゝい申□□のよし申され、いまに返へしわたさす候」とある。また、この時期、九条家から細川被官の安富元家に宛てた奉書（同上三六三）も、輪田荘について「御押領

の地に候」と記している。しかも、文明元年十一月には山名是豊が兵庫五カ荘の地頭職を拝領したという（『大乘院寺社雜事記』十八日条、同文明四年九月十日条）。この兵庫五カ荘とは、赤松知行の没収により幕府御料所となっていた兵庫上荘・同中荘・同下荘および福原荘・輪田荘をさすものだろう。輪田荘の現地の支配權は細川氏からさらに山名氏に移っていたのである（なお是豊は山名宗全の子だが、父の宗全とは不仲で細川勝元に近い人物であった）。いずれにしろ、文明十四年頃に作成された撰津国寺社本所領并奉公方知行等注文（前出）には、輪田荘は「不知行」と見える。これ以後、九条家の輪田荘支配を示す史料は見られない。九条家領輪田荘は文明年間には名実ともに消滅したのである。

輪田荘東方の代官請負　ここまで赤松氏が地頭職となった西方を中心に南北朝期以降の輪田荘支配の展開について見たが、一方、東方の支配はどのように展開したのだろう。東方では、鎌倉末期、地頭葉

師寺氏との間で下地中分の契約が成立し、この体制が室町期にも続いていた。地頭や守護の請所とならず、荘園領主が荘園内の土地と人に対し直接支配を行うことを直務じきむというが、東方の半分は九条家の直務がつづいたのである。応永三年（一三九六）の九条経教遺誡（前出）によれば、経教は奉公への「御恩」として、東方の知行權を「一品禪門」（土御門保家）に与え、子息資家への相続を認めている。その資家が応永三十二年、輪田荘東方の段錢について記した書状（『九条家文書』二一四八―九）には次のようである。東方の田数五町五段余に対し、段錢は五六〇疋（五貫六〇〇文）を宛てたが、代官が「公私寄進」した田地を除いたため、二六〇疋（二貫六〇〇文）しか進上できなかった。また、田数についても、父保家が裏判をした暦応年間（一二三三―四二）の「古帳」に比べ三段不足している。これは畠が川（湊川か）になったためだろうか。ここから

は、東方でも年貢徴収などは代官に委ねているものの、一方で資家や九条家側でも、田数帳を作成するなど、現地の状況の把握に努めていたことがわかるだろう。



朝房請文
九条家文書
嘉吉二年十二月二日
朝房請文
九条家文書
嘉吉二年十二月二日
朝房請文
九条家文書
嘉吉二年十二月二日

写真110 朝房請文（九条家文書）（宮内庁書陵部蔵）

の荘園では、一定の給与や年限を条件として契約した代官に年貢納入を請け負わせる代官請負制が一般化した。東方においても、代官が契約内容を記し、九条家に提出した代官請文が数多く残されている。ただ、ここで興味深いのは、嘉吉元年（一四四一）から翌二年にかけて東方の代官請文が七点も残っていることである（同上三五〇～三五六）。本来的には代官とは、現地支配や年貢徴収を請け負わせているわけだから、同時に複数の代官が存在するのは不自然に思われる。にもかかわらず、こうして七点もの代官請文が残されているのはなぜなのだろうか。

その解答を探る手がかりとして注目したいのが、こうした代官請文の一つ、嘉吉二年十二月二日の朝房請文（同上三五六）である。ここには、東方代官職に任じられたので、借錢一〇貫文のうち、五貫文を五日中に進上する。残りの五貫文は現地を受け取ってから進上する、という記述が見られる。実は九条家は朝房から

一〇貫文の借銭をし、そのかわりに朝房を代官に任じたのである。この時期、莊園領主が借金をする場合、貸し主を所領の代官職に任じて年貢徴収権を与え、徴収した年貢によって借金を返済するという方法が一般的に行われていたことが指摘されており、朝房が代官に任じられたのも同様の事例だと思われる。こうした事例では、朝房のように代官に任じられた人物の多くは、金融業者に近い者であつたらしい。

だとすれば、ここで複数の代官請文が残っているのも、九条家がその分東方の年貢を質にして借銭を重ねていたことを示すものと考えていいだろう。嘉吉二年、神栄寺元秀は五〇〇〇疋（五〇貫文）の錢貨を進上し、九条家から東方代官に任じられた。このとき元秀が出した書状（同上三六六）には、五〇〇〇疋を用立ててくれたなら、中尾方からの借銭を返済し、現地の支配権を引き渡すということになっていたと見える。「九条家文書」には、前年九月、中尾次郎左衛門尉末俊という人物の請文もある（同上三五〇）。この末俊こそ、ここに見える中尾のことと思われる。九条家は中尾から借銭し、中尾を輪田莊の代官に任じたが、その後、元秀からの借銭によって中尾からの借銭を清算し、元秀を代官に任じた。九条家は東方の代官職を担保にして次から次へと借銭を重ね、借銭を借銭で返すという状態にあつたのである。しかし、かといって九条家は困窮していたわけではない。九条家は元秀に現地に混乱があることを伝えていなかったため、元秀が不満を申し立てると、この代官は方々に所望する者がいる、借銭を用立てないのなら、別人を代官に任じる、といって脅している。東方の代官を希望する者は引く手あまたであり、それだけに九条家は代官に対し、高圧的な態度で臨んでいたのである。

だが、九条家は結局こうした借銭によって足をすくわれることになる。嘉吉二年十月、九条家は、家領備

中国^{ちゆうこく} 厩^{うまや}里^り 荘^{しょう} に関する何らかの借物の質物として、東方の永代売券を備^び前^{ぜん}国^{こく}の細川氏有力被官である庄信元^{しょうしんげん}に渡した(同上三五五)。ところが、その後、東方の知行権は厩里荘の契約が果たせなかったためか、信元によって借物のかたとしてとられてしまう。文明元年(一四六九)十一月の室町幕府奉行人連署奉書案(同上三六〇)には「借錢に入れ置かるといえども落居」とあり、借錢の問題は解決したかに見えるが、同五年十二月の九条家雜掌申状案(同上三六一)では、いまだ返されていないという。九条家は借錢が原因で東方の支配権を失ったのである。

応仁の乱後の福原荘と一条家

応仁の乱後、戦乱が中央から地方へと拡大するのに伴い、荘園領主の年貢収取はますます困難になっていった。だが、輪田荘が公方御料所になったまま、文明年間には不知行化したのに対し、福原荘ではこの時期以後も一条家による最後の再建の努力が続けられていた。

前述のように、福原荘は公方御料所となった後、文安六年(一四四九)には散在田地が石清水八幡宮に寄進された。しかし、その後、寛正二年(一四六一)には一条家の直務を認め、守護の押妨を停止するよう後花園天皇の諭旨(『県史』七「春日大社文書」三五参考)が下されており、一応はこの時期には一条家の領主権が回復したようである。

そして、輪田荘と大きく異なるのが、この後の一条家の動きである。輪田荘では、九条家が問題とするのは年貢納入の有無のみで、実際の支配は現地の代官に委ねられていた。しかし、福原荘ではこの時期、一家の家督が現地に下向し、守護方の押妨を排除し、直接年貢を収納しようという行動に出るのである。

一条家で最初に福原荘に下向した家督は大納言政房で、応仁二年(一四六八)のことであった(『大乘院寺

社雜事記』十一月十九日条)。だが、前年に始まった応仁の乱に伴う戦乱は兵庫まで広がっており、政房の方向は悲劇的な結末を迎える。政房は一年ほど福原に滞在していたが、翌文明元年(一四六九)、西軍の大内軍と東軍の山名(是豊)・赤松軍が兵庫津で衝突した際、東軍側の福厳寺乱入に巻き込まれ、討たれてしまったのである(第八章第二節4項参照。『大乘院寺社雜事記』十一月十四日条 なお同十二月十七日条裏書によれば、政房が討たれたのは西軍の足利義視に間違われたためという)。しかも、この後、福原荘は將軍家御台所である日野富子の弟勝光に与えられるとの風聞も出ており(同上)、一条家の福原荘支配はかえって危機に直面する事となった。

こうした危機的状况からの立て直しをはかったのが、政房の祖父で、当代一流の文化人としても有名であった前関白一条兼良である。文明二年、兼良は福原荘領家職及び「検断人足」を、氏寺である興福寺に造営料所として寄進した(『県史』七「春日大社文書」三四)。これによって福原荘の年貢は代官より興福寺に納入されることになったが、一方で一条家も興福寺から礼銭を受け取ること、これに相違した場合、知行を召し放つことが契約されていた。戦乱により年貢収入の滞る中、一条家は寄進という形をとることで、年貢を少しでも確保しようとしたのである(ただし、このあと結局いつの間にか一条家は代官を補任するなど領主権を回復している)。

だが、この後も福原荘をめぐる混乱は続き、年貢は滞ることが多くなっていった。前述のように、御料所であった兵庫五カ荘の地頭職は文明二年、山名是豊によって拝領されたが、兵庫津をめぐる東軍・西軍の争奪とともに福原荘の代官職は次々と交替した。文明四年には將軍義政によって是豊の地頭職は没収され、そ

の後、大内氏が代官を置いたが、大内氏の撤退とともに、兵庫津周辺は細川氏の支配下に入り、福原荘の代官には細川氏の被官・香川氏が任じられたのである（第八章第二節4項）。しかし、一条兼良の子で興福寺大乗院門主であった尋尊の『大乘院寺社雜事記』文明十六年正月二日条によれば、香川氏は一向に年貢を弁済しなかったらしい。輪田荘と同様、福原荘でも代官は年貢の上納を渋り出すようになっていたのである。だが、一条家はこれに対し、香川氏の主家である細川氏に申し入れるだけでなく、家司の松殿忠顕を現地に派遣し、小守護代薬師寺備後守兄弟などとの交渉を頻繁に行わせた（同上）。そして、文明十五年十二月には、兼良の子冬良が福原荘に下向する。『大乘院寺社雜事記』文明十六年二月二十日条によれば、冬良が下向すると嶋中・陸方の百姓は冬良のもとに参上して御礼を申し入れ、香川氏の代官は「引退・上洛」したという。そして、二月八日から年貢の納入が行われることとなった。冬良が在荘した文明十六く十七年の間、一条家はようやく安定した年貢収入を得ることができたのである。

とはいえ、戦乱の中、冬良が長く福原に在荘することは困難であった。文明十七年、冬良が上洛すると、以後、福原荘の詳しい状況を記す史料は少なくなる。一条家の福原荘支配が確認できるのは、永正四年（二五〇七）、摂津守護代薬師寺三郎左衛門尉の押領を伝える『宣胤卿記』同年七月三日条が最後である。一条家領福原荘も十六世紀には消滅したのである。

2 伊川莊と明石光長

国人明石氏

播磨の代表的な国人の一つに、明石郡に拠点をおいて活動した明石氏がいる（以下、石田善人「明石と明石氏について」参照）。国人としての明石氏が史料上に現われるのは、永享二年（二四三〇）、明石郡の如意寺（西区楯谷）に田地を寄進した明石性会が最初のものである（『県史』二「如意寺文書」二二）。その後、十五世紀後半に入って明石修理亮が現れ、長祿二年（一四五八）の赤松牢人による神璽回復にいたる活動で、京都雑掌を担当している（『県史』九「上月文書」四六〇）。さらに、赤松惣領家再興直後には、明石氏が堀氏とともに当主赤松政則の雑掌をつとめており（『蔭涼軒日録』長祿三年五月六日条）、牢人衆のなかでも中心的な存在であったと考えられる。

その後、応仁・文明の乱では、明石越前守尚行の活躍が「応仁別記」（『群書類従』）にみえる。赤松氏の播磨回復後、尚行は守護のもとで明石郡を管轄していた（本節5項参照）。尚行の次代は、与四郎祐実である。祐実は、文明十六年（二四八四）、赤松政則の追放承認を幕府に求める書状に浦上則宗ら四名とともに署名している（『県史』九「蜷川家文書」一一二）。さらに、延徳三年（二四九二）から翌年にかけて、政則の御伴衆に祐実の名がみえる（『蔭涼軒日録』延徳三年九月二十三日条など）。この尚行・祐実が明石氏の嫡流であり、赤松氏被官中の宿老的存在であった。

祐実と同時期の明石氏庶流に、伊川莊の又代官（代官の代官）であった周防守光長がいる。光長と祐実の

系譜上の関係は、残念ながらわからない。だが、光長の活動は、荘園代官職を重要な経済基盤とした当時の国人と、荘園領主、守護、幕府中枢などとの関係を詳しく伝えてくれる。戦国期における嫡流の活動については本節5項などで述べることにし、この項では光長と伊川荘の関係を見ていくことにしたい。

大光明寺領伊

伊川荘（西区伊川谷町）は、明石川の支流伊川の流域にあった荘園である（以下、苅米一志

川荘の成立

『荘園社会における宗教構造』参照）。鎌倉後期には西園寺家が領家職を保持しており、鎌倉

末期に一族の女性に譲られたのち、西園寺公衡の娘広義門院寧子（後伏見天皇女御、延文二年（一三五七）没）が領家となり、その後広義門院の御願寺である大光明寺の所領となった。大光明寺は京都伏見にあった臨濟宗の寺院である。また、この間、暦応四年（一三四一）、西園寺家の女性と思われる深草姫君が伊川荘内布施畑村の領家職を太山寺に譲り（『県史』二「太山寺文書」二九）、観応二年（一三五二）には藤原範仲が同村地頭職を寄進した（同上三六）。これによって布施畑村は太山寺領となり、太山寺は西園寺家の祈禱寺としての性格もあわせもつこととなった。

伊川荘と赤

一方、伊川荘は赤松春日部家の所領でもあった（『県史』九「赤松（春日部）文書」〔友淵楠磨氏

松春日部家

旧蔵）七。赤松春日部家は、赤松円心（則村）の子息貞範に始まる赤松庶流家の一つで、丹

波国春日部荘（兵庫県氷上市）を所領としたことからこう呼ばれる。

春日部家と伊川荘の関係を示す最初の史料は、貞治三年（一三六四）に貞範が太山寺に下した禁制（寺内法）である（『県史』二「太山寺文書」四〇）。太山寺の寺内法としては、これより先に藤原範仲が貞和二年（一二四六）に承認した太山寺規式があった（同上三三）。範仲は地頭であったと推測されているが、先に述べ



図74 春日部家系図

う。春日部家は太山寺を保護し、貞範、貞村、教貞など春日部家の当主が与えた文書が多数残されている。

十五世紀後半になると、春日部家は、貞村の子息教貞とその弟貞祐の二系統に分裂して争うことになった（以下、渡邊大門「赤松春日部家に関する基礎的研究」、依藤保「明石周防守光長の伊河荘代官職請文」参照）。教貞の子息と思われる千代寿丸が上意に背いて逐電し、教貞の跡を貞祐（貞長）が継いだためである（『県史』九「赤松（春日部）文書」（友淵楠麿氏旧蔵）二二など）。文明二年（一四七〇）に貞祐が没すると、その遺跡は子息元祐に譲られた（同上「一五ほか」）。逐電した千代寿丸は方々で狼藉を働き、応仁・文明の乱では西軍に属した（『県史』九「赤松（春日部）文書」（岡山県立博物館所蔵）八ほか）。貞祐・元祐父子はもちろん東軍である。

こうした対立は伊川荘にも波及した。文明六年には千代寿丸が伊川荘に乱入し、元祐が逐電した。翌年、今度は元祐が伊川荘に出張し合戦が行われた。さらに、文明十一年にも元祐が乱入した。このときの合戦は「蜂之巢合戦」と呼ばれている（以上、『県史』二「太山寺文書」七二）。

伊川荘代官職 春日部家は、代々大光明寺領伊川荘の代官でもあった。貞範が伊川荘を獲得したのち、大をめぐる争い 光明寺は春日部家に現地支配を委ねたのである。

文明末年頃、代官は赤松伊豆次郎範行であった。範行は教貞の子息千代寿丸と考えられている。千代寿丸

た観応二年の寄進を最後に伊川荘の史料から姿を消す。貞範の禁制は貞和の規式に代わるものであり、春日部家が伊川荘で保持したのは地頭職であったと考えてよいだろう

は結局伊川莊を元祐の攻撃から守り通したわけである。そして、この範行のもとで又代官を務めていたのが、明石光長であった。正代官の範行は伊川莊に在莊せず、その代官として光長が現地支配を担当していたのである。

文明十八年（一四八六）、大光明寺住持が、細川政元の被官である細川（上野）元治を代官に補任^{ぶたに}し、元治の軍勢が伊川莊に打入るといふ事件が起こった。この住持は、春日部家と伊川莊代官職の由緒を知らなかったという。範行は、播磨守護の赤松政則に助力を願い出たのであろう。政則は、浦上則宗の書状をもって細川氏の有力被官である安富氏に申し入れた。浦上則宗は赤松氏被官中の最有力者であるだけでなく、將軍足利義尚^{よひな}や大御所足利義政の信任も厚く、また安富氏とも親しかった。政則は、則宗―安富ルートによる元治への働きかけを行ったのである。しかし、元治は承知しなかった（『蔭涼軒日録』七月三日条。以下、小林基伸「十五世紀後期の播磨における守護・国人・地下」参照）。

同年七月、範行は蔭涼軒主龜泉集証のもとに使いを送り、將軍への上申を依頼した。蔭涼軒は五山系寺院の寺領や僧職を統轄する職務に関わり、將軍に直接事案を具申できる立場にいた。集証は、まず大光明寺の新住持を説得し、範行の補任を認める寺家の文書を獲得した。集証はそれを義政に披露し、幕府の奉行人奉書がくだされたが、元治は伊川莊の引き渡しを拒否し、代官が現地の占拠を続けた（同上文明十八年七月十日条、同年十一月七日条など）。

明石光長の代

官職回復運動

この後、明石光長の活動が表に現われるようになる。光長は範行の代官であるから、範行が代官職を回復できなければ自らも權益を失うことになるのである。

光長もまた、浦上則宗に協力を求めた。長享元年（二四八七）十二月、則宗は近江在陣中の將軍義尚に働きかけ、守護赤松政則に対し、細川元治の代官を退け現地を範行方の代官（光長）に引き渡すよう命じる奉行人奉書を獲得した。翌年三月、政則が東播磨守護代別所則治あてに將軍の命令を執行するよう命じる文書をくだし、それを受けて則治が、守護使にあてて伊川莊引き渡しの実施を命じる内容の文書を出した。

このように、將軍の命令は守護、守護代、守護使へと伝達されるのである。ただし、この時代、それぞれの文書を獲得するのは当事者の役割であった。つまり、幕府の奉行人奉書をえた光長は、まず政則の奉行人に交渉し、そこで文書を獲得すると、今度は則治のもとへ赴くのである。当時、文書を出してもらうにはかなりの札銭が必要であった。しかも、手続きはこれで終了したわけではない。さらに、大光明寺住持に、範行の補任を認める文書を書いてもらう必要があった。これは四月九日に入手することができた。

四月二十五日、亀泉集証が大御所足利義政にこれら四通の文書を披露し、義政の裁可がくだった。つまり、範行補任・元治排除に関わる関係者すべての同意を確認したうえで、ようやく最終的な決定がなされるのである。集証は、大光明寺住持にあてて裁可の結果を知らせる書状を書き、翌日、集証のもとを訪れた光長に渡した。同時に、奉行人奉書、守護、守護代の文書も光長に返還された（以上、『陸涼軒日録』長享二年四月九日・二十五日・二十六日条）。こうして、光長の地位は無事回復されたかにみえたが、事態は順調には進まなかった。

在田小二郎の
二力村押領

じつは、範行が、在田小二郎・明石祐実と伊川莊に関わる何らかの契約をかわしていたのである。祐実が明石氏嫡流であることは先に述べた。在田氏は赤松氏庶流で、北播磨を中

心に勢力をもった一族であるが、小二郎は伊川荘内に何らかの所領をもっていたらしい。おそらく、範行は元治と対立するなかで、伊川荘を回復したら何らかの権益をあたえる約束をして、小二郎や祐実の協力を求めたのであろう。そのために、長享二年分の年貢が大光明寺に納入されないという事態が発生したのである。

これは、光長にとっては又代官としての権益を侵害されたことになる。光長は、大光明寺から、補任した以上は他人の妨害があっても年貢未納は認めないと命じられていた。そこで光長は、長享二年分の年貢を自ら負担し、以後は自分が直接納入することを大光明寺に誓約した。光長による地位保全運動である(『県史』九「大光明寺文書」一四)。代官職回復運動といい、年貢の肩代わりといい、光長は相当の財力の持ち主であったと思われる。

しかし、在田小二郎はその後伊川荘内の畑村(布施畑村)・開発村かいほつ二カ村の支配を続けた。これは、大光明寺からみれば押領であった。このことは、延徳二年(一四九〇)三月、大光明寺から亀泉集証に知らされ、集証から別所則治と光長のもとに書状が送られている。おそらく、実状を知るためであろう。このころ光長は入道し、周防入道良観と称していた(『蔭涼軒日録』延徳二年三月十六日条・四月七日条)。

この問題について、小二郎の父在田忠長が浦上則宗にあてて釈明した書状が残っている(『県史』九「赤松(春日部)文書」(岡山県立博物館所蔵)一一)。それによれば、小二郎が筑前殿ちくぜんという者の養子となり、畑・開発両村も筑前殿との契約にもとづいて支配しているのであるから、なんら不当なことはないという。筑前殿は春日部家の人物と推定されるが、詳しくはわからない。養子となり所領を継承することについては、しかるべき手続きをへており、赤松政則も承知しているとも述べている。忠長は、これらの事情を赤松元祐に伝

えて納得させてほしいと則宗に依頼しているのが、在田氏を訴えたのが元祐であったことがわかる。範行が小二郎と契約しているように、在田氏は範行と近い関係にあった。問題の背後には、赤松春日部家内部の対立がからんでいるのである。

この問題がその後どうなったかはわからない。赤松範行は延徳二年十二月に他界した〔『蔭涼軒日録』十二月五日条〕。後嗣は元範である。良観（光長）は範行没後も又代官を務めている。

延徳四年九月、赤松元祐が伊川莊を諸侍の兵糧料所にあてた。良観は集証を訪ねてこのことを伝えたが、又代官職はすでに子息に任せていたらしい〔『蔭涼軒日録』九月二日条〕。ともかく、良観の子息が又代官職を保持しているのであるから、この段階で元祐が伊川莊を回復していたのではなく、伊川莊の奪回を目的として兵糧料所に指定したとみるべきだろう。こうして、範行の他界後、伊川莊にはまた元祐の力が及んできた。しかし、明応八年（一四九九）には、元範が太山寺の護摩料を年貢銭から寄進しており〔『県史』二「太山寺文書」五六〕、元祐による伊川莊奪回計画は失敗に終わったようである。その後、伊川莊と春日部家の関係がどのようになったかはわからない。光長およびその子孫の動向も確認できないが、近世の史料に天文年間（一五三二～五五）頃の高畑城（西区伊川谷町前開）城主と伝えられる明石周防守宗安は、光長の流れではないかと考えられている。

3 赤松有馬氏と有馬郡内の荘園

醍醐寺領
野鞍荘
室町期から戦国期にかけて、各国の守護や有力国人は、代官職などの形で荘園の支配権を獲得していく。守護をはじめとする武家勢力や荘園住人との緊張関係により、直接的支配に行きづ

まった荘園領主が、現地に影響力をもつ武家に支配を委ねるのである。その結果、荘園領主の支配権はしだいに縮小し、荘園は守護や有力国人の勢力下に組み込まれていくことになる。有馬郡守護である赤松有馬氏も、守護として有馬郡を支配するだけでなく、郡内の荘園諸職を集積し、その経済基盤としていた。ここでは市域の荘園を中心に、それらを見ていくことにする（以下、『三田市史』第三巻参照）。



図75 有馬郡内の荘園
〔『国史大辞典』「摂津国」項を参考に作成〕

嘉吉二年（一四四二）三月、有馬教実は、醍醐寺三宝院領野鞍荘（三田市）の下司職と同荘内本庄村の下司分代官職に補任されることになった。そこで請文（誓約書）を提出したところ、なぜか請文を返却され就任を拒否された（『県史』七「醍醐寺文書」一〇八・一〇九）。本庄村下司分代官職については、十月にも請文が提出されたが、「文案不快」として再度拒否された（『三田市史』第三巻「醍醐寺文書」六一）。

結局、本庄村下司分代官職には、同じ月に黒田たじま但馬坊三阿弥なる者が補任された（『県史』七「醍醐寺文書」一一〇）。荘園の支配権は経済的利益をもたらすものであったから、その獲得をめぐるしばしば競合が生じ、補任権をもつ荘園領主に対してさまざまな働きかけが行われた。三宝院による教実就任拒否の背後にも、そのような動きがあったのであろう。その後の野鞍荘と赤松有馬氏の関係は不明である。

郡内荘園の

一括請負

同じ頃教実は、有馬郡内所々の下鴨社領荘園の預職あづかりしむを保持していた。同社領小野荘（三田市）では、嘉吉元年（一四四二）六月以来、地下人じげにん（小野荘の一般構成員）が各所で蜂起したため、教実が鎮庄につとめている。嘉吉元年六月は嘉吉の乱が起こった月である。地下人は「御敵」に与力して蜂起したというから、乱による混乱と関係があるのであろう（嘉吉二年十月赤松教実言上状『康富記』）。

赤松有馬氏は、郡内の四天王寺領荘園の支配にも関与していた。文明十六年（一四八四）、有馬則秀は、近年「有馬郡内天王寺領所々」の年貢が無沙汰（未納）であるとして、幕府から年貢の納入を命じられている（『大日本史料』八一十六、五三三頁）。通常、荘園の請負は所領単位に行われるのであるが、赤松有馬氏は郡内の下鴨社領や四天王寺領を一括で請負っていたようである。

南御所領上

津畑代官職

明応五年（一四九六）八月、有馬則秀・澄則父子が、南御所領上津畑こうづは（北区長尾町上津）の代官職に補任された（『県史』八「宝鏡寺文書」一八）。南御所とは、後光厳天皇の皇后崇賢門院

藤原仲子が創建したとされる大慈院の別称である。則秀・澄則の代官職補任をうけて、被官である松原則貞、青海野信重が又代官（代官の代官）に就任した（同上一九）。守護クラスの代官の場合、本人が直接現地支配に関わることはなく、年貢徴収等の実務は又代官として被官が担当するのが通例であった。代官職の獲得に

は、被官関係を強化する意義もあつたのである。

又代官職の請文によると、契約期間は三年で、年貢銭は年一〇〇貫文、旱害、水害、風損のいかんにかかわらず十月中に皆済するという内容である。このほか、長夫銭として毎月一貫二〇〇文を納めることになっていた。長夫銭は、おそらく上津畑の住人が夫役として大慈院まで行っていたものが、銭納化したのである。

このように、作柄のいかんに関わらず毎年定額の年貢納入を請負う契約を請切という。莊園領主はただ一定額の年貢収入だけを期待する存在となり、現地の経営は代官にすべて委ねられるのである。文明十七年（二四八五）に実相坊慶祐なるものが請負ったときの年貢額は二五〇貫文であつたから（同上二一）、十年余りで著しい減少である。それだけ、南御所にとって上津畑からの年貢確保が困難だったのである。

上津畑の又代官は、その後松原秀貞と堀江秀清がつとめたが、彼らは文龜三年（二五〇三）分の年貢銭を未進した（同上二四）。そのせいか、永正二年（二五〇五）には斎藤元高なるものが代官職に補任されている（同上二五）。元高は、請人として京都六角町の水谷定吉をたてた（同上二六）。請人とは保証人のことで、代官が年貢などを無沙汰した場合、肩代わりをするのである。水谷定吉は「ちきり屋」という屋号を称しており、六角町の商人と考えられる。莊園領主は、年貢をより確実に獲得するため、立替能力をもつ商業資本などを保証人として求めるのである。

上津畑代官 永正七年（一五一〇）、有馬村則が代官職に補任された（『奥史』八「宝鏡寺文書」三三二）。ところが、村則は年貢を無沙汰し、代官職を改易かひよされてしまった。そこで村則は、將軍足利義植よしむね職のその後

に口添えを依頼したらしい。その結果、永正十五年六月、再度代官職に補任されることになった(同上三三)。南御所としても、年貢収納を期待するには結局村則に頼るしかなかったのである。なお、このとき、契約年貢額は一一〇貫文に増額されている(同上三四)。

他の代官請の例でも、代官の未進がくりかえされ、やがて荘園領主の収入が完全にとだえるというのが一般的である。上津畑でも十六世紀半ば、村秀の代には数年にわたって年貢が上納されないという状況であった。南御所は、この頃畿内で実権を掌握していた三好長慶みみよしに上津畑の回復を要請した。村秀は、長慶からの書状に対し、未納は戦乱のせいだと弁明している(同上五一)。次代の国秀も上津畑の代官であったらしい。国秀もまた、天正二年てんしやう(一五七四)、南御所の意をうけた織田信長サイドからの問い合わせをうけ、「いささかもおろそかにはしない」と回答している(同上五六)。事実としては、上津畑は赤松有馬氏が実力で支配していたのである。

内上荘と 内上荘(三田市)は、大慈院の上臈寺院である惠聖院の荘園である。内上荘でも永正五年(一

有馬四郎 五〇八)には請切代官が成立していたが、『いんぎ県史』八「宝鏡寺文書」二九、永禄三年から五年(一

五六〇～六二〇)段階では、有馬四郎なるものが代官であった(同上五三・五四)。

有馬四郎が、村則―村秀―国秀とつながる嫡流とどのような関係になるのかは不明である。四郎は、永禄四年十一月に初めて幕府に出仕し、代始めの礼物として太刀と馬を献呈している(『後鑑』永禄四年十一月二十八日条所収「伊勢貞助記」)。また、四郎は湯山阿弥陀堂に諸役免許を保証する書状を送っているが、これは、代替わりと称して馬廻衆が礼物などを阿弥陀堂に強要したことにたいする措置であった(『県史』一「善福寺

文書二一四)。一方、村秀は、永禄二年五月以降史料からみえなくなる。嫡流の嫡子は通称が又次郎であるから村秀の嫡子でないことは確実なのだが、四郎が一時期嫡流当主に代わる地位にいた可能性も否定できない。しかし、四郎の名も、永禄五年を最後に姿を消す。

その後、内上荘では国秀が代官となったらしい。天正二年(一五七四)、国秀は恵聖院からの書状に対し、少しも疎略なき旨を申し送っている(『宝鏡寺文書』)。

4 山田荘と淡河荘

山田・淡河両 鎌倉時代、山田荘(北区)と淡河荘(北区)が、境界をめぐる争ったことは第七章第二節の山境相論 節1項で述べられている。両荘の対立は室町時代にも発生した。その過程をたどると、当

時の人びとの行動や地域社会のルールなどがみえてくる。

応永三年(一三九六)、播磨守護赤松義則の被官人たちが、押部・淡河両荘から山田荘の西北山境を越境して濫妨をはたらいていると、六条八幡宮から幕府に訴えがあった。淡河荘は現在の北区淡河町から三木市三津田にかけての地域、押部保(荘)は呑吐ダム西端から南に山を越えた栄(西区押部谷町)周辺の地域である。淡河荘は美囊郡、押部保は明石郡でいずれも播磨国、山田荘は摂津国八部郡である。つまり、境を接する播磨国側から同国守護の被官人たちが越境してきたわけである。

この訴えに対し、幕府は、境界を確定し被官人の濫妨を停止するよう摂津守護細川頼元に命じた(『県史』

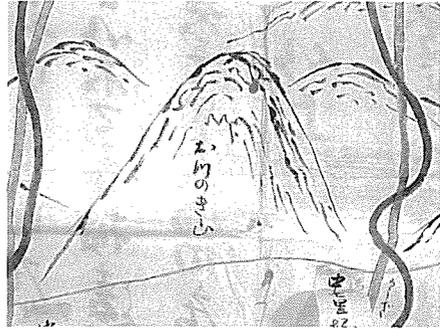


写真111 福原莊山田莊中一里山相論裁許絵
図写（山田出張所旧蔵文書）に見える
「おつのき山」

七「醍醐寺文書」七二）。そして、応永五年、幕府の裁定がくだり、山田莊の四至（東西南北四方の境界）が定められた（「山田出張所旧蔵文書」など）。それによれば、東は野香、西は柱上、北は奈呉町、南は大津野木を限るとある。このうち、東の野香がどこにあたるかは不明だが、北の奈呉町は現在の投町山、西の柱上は山田町衝原の小字柱上に比定される。小字柱上は、吞吐ダムの南西角付近である。南の大津野木は、慶長十年（一六〇五）の福原莊山田莊中一里山相論裁許絵図写（「山田出張所旧蔵文書」）に「おつのき山」と記される山のことであろう。現在の菊水山である。こうしてみると、山田莊はかなり広大な莊園であったことがわかる。

争いはその後も続き、押部・淡河の地下人に八多莊屏風村（北区八多町屏風）も加わって、山田莊内の大袖山を押領するという事態になった。応永三十二年、幕府は応永五年の裁定を再確認し、押領を排除して現地を六条八幡宮側に引き渡すよう撰津守護に命じている（『県史』七「醍醐寺文書」一〇二）。

問題の大袖山がどこなのかはわからないが、袖とは主として建築用材を切り出す山のことである。侵入者は、材木の伐採などを行ったのであろうか。山の境界をめぐる争いは、境界の両側に暮らす人びとによる資源の利用をめぐる争いである。応永初年の相論も、淡河・押部の地下人による境界侵犯に赤松氏被官が加担した、あるいは両地域の上層住人が赤松氏の被官であったというのが実相と思われる。今回の場合、さらに

八多荘屏風村という押部とはかなり離れた村の住人も加わっている。山の用益について利害を等しくする地
下人たちが、荘園のわくをこえ、連合して行動しているようすが窺えるのである。

作和谷をめぐ る相論

享徳四年（一四五五、七月、康正に改元）春、淡河荘と山田荘とのあいだで、作和谷をめぐ
る相論が発生した（以下、稲葉継陽「自立する村の光と影」参照）。作和谷の正確な位置は不明だ
が、丹生山頂上より西北のほうにあたるらしい。両荘の住人にとって、ここは木の採取地であった。山田
荘の住人は、窯を設置して炭焼きも行い、丹生山王社か六条八幡宮に納めていたようである。紛争は、作和
谷で山田荘の住人が山木を切り取ったことから始まった。さいわい、裁判に提出された双方の主張を伝える
文書が残されているので、それにしたがって、経緯をたどってみよう（『県史』七「醍醐寺文書」一一六・一一
七）。

淡河荘側は、まず、作和谷は同荘内三津田村（三木市）にあり、同村が昔より今にいたるまで相違なく知
行してきたと主張している。中世では、境界地帯の用益権を主張するためには、単に自分の荘園内であると
いうだけでは不十分であり、紛争相手の用益を実力で排除し、長期間にわたって現実に支配を続けていると
いう事実（当知行）が必要であった。

山田荘側の山木伐採を権利侵害ととらえた三津田村は、山田荘側から済物せいぶつをとった。済物とは本来上納品
という意味であるが、ここでは、山田荘側が三津田村側に本来支払うべきもの、つまり三津田村が受けた損
害に相当する物品を実力で奪い取ったということである。三津田村側は、それを「法にまかせ」た、つまり
慣習法にしたがった正当な行為であると認識していた。

第二節 莊園・村・町

山田荘の 山田荘側は、むろん三津
反攻行動 田村側が主張する境界を
認めてはいない。済物を奪われた山田
荘側は、路次で三津田村の住人を待ち
ぶせ、米二荷と腰刀を奪った。山田荘
側はこれを「取り返しと号して」行っ
た。つまり、正当な損害回復行為であ
るという主張である。ただし、無制限
に物品を奪ってはならず、受けた損害
に相応する程度に留めておく必要があっ
た。それが、「相当の儀」などと呼ば
れる当時のルールであった。また、こ
の場合、物品を奪う相手は済物を奪っ
た当人である必要はなく、三津田村の
構成員であればだれでもよかった。そ
れも、中世の社会で一般に認められて
いたことである。中世では個人と集団

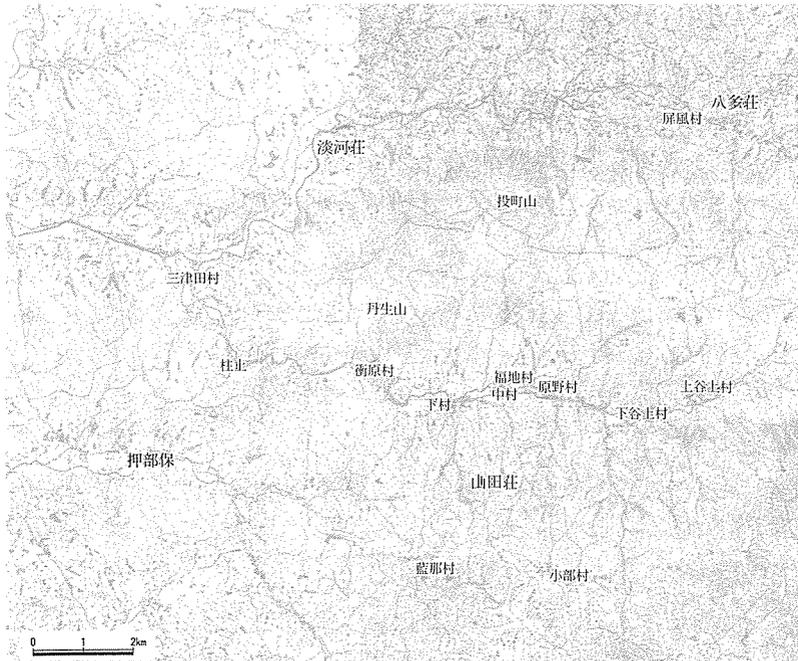


図76 山田荘・淡河荘山論関係地図（陸軍陸地測量部作製正式二万分一地形図 屏風辻・丹生山・神戸・淡河町・押部・前開をもとに作成）

は分離されておらず、当事者相互の紛争は、そのまま彼らが所属する集団相互の紛争に転化するのである。したがって、三津田村や山田荘側の行為は、無法な報復行為ではなかった。損なわれた権利は自力で回復すること（自力救済）が中世社会の基本であり、そこには慣習法として認知されたルールがあったのである。

山田荘側は、さらに三津田村に押し寄せた。三津田村側の主張によると、家を残らず焼き払われたという。それに対し、山田荘側は、三津田村住人が数年來作和谷で山木を盗み取っただけでなく、神役の炭を焼く窯をことごとく破壊したため、三津田村に押し寄せて所存を申したのだと反論した。三津田村はすぐに寄せ返して無念をはらすべきところであったが、播磨が「乱世」であったため見送らざるをえなかった。乱世とは、前年十一月から続く赤松則尚のりひさの乱をいうのであろう（第八章第二節3項参照）。山田荘側は、乱による播磨の混乱に乗じて作和谷の木を切り、三津田村を襲撃した可能性がある。このときは延期されたが、三津田村の反撃も「相当の儀」に沿った行為である。このように、在地における知行紛争は実力行使の応酬に発展することがしばしばであった。

同年秋になって、この対立は幕府法廷に持ち込まれた。翌康正二年（一四五六）、幕府は双方に審問したうえで、両者がともに境界として認める柱上を境とすることを命じる裁定をくだした（『奥史』七「醍醐寺文書」一一八）。しかし、もともと柱上が境界であることは双方が認めただけの紛争であって、この裁定がどれだけの効果をもったのかは疑問とせざるをえない。

山田荘の 作和谷をめぐる相論では、淡河荘側の実際の当事者は三津田村であった。淡河荘の名による主
村々 張も、実質は三津田村の主張である。淡河荘では、この頃には三津田村のような政治的主体性



写真112 明応三年山田莊年貢米錢算用狀（原野村文書）
（神戸市立博物館蔵）

をもった村が成立していたのである。それに対し、山田莊側が主張を述べた文書には村の名が出てこない。では、山田莊にはこのような村は存在していなかったのであろうか。

山田莊にもむろん村はあった。しかし、この時期、個々の莊園をこえた争いは、幕府における裁判などの場では莊園対莊園の形をとって現われるのが普通であった（榎原雅治『日本中世地域社会の構造』）。三津田村の主張にしても、正式には「淡河莊百姓等」として表明されているのである。したがって、山田莊側では、実際に三津田村と争ったのが莊園全体なのか、衝原など直接境を接する村だけだったのかは明確ではないのである。

山田莊の村としては、十五世紀中頃の史料に谷上村や原野村がみえるのが早い例である。明応三年（一四九四）の山田莊年貢米錢算用狀（神戸市立博物館蔵「原野村文書」）には、谷上村、原野村、小部村、中村、下村、衝原村、福地村、藍那村があげられ、村ごとに年貢高が記されている。谷上村は一括で記載されているが、「上下」と注記があり、すでに二分されていた。したがって、このときまでに実質九つの村が存在していたことになる。これらの村は単なる地域区分ではなく、莊園住人の生活の単位であった。十五世紀になると、そうした「村人」の活動が認められるようになる。

村の神社・ 莊園には、莊園全体を守護する惣莊鎮守があった。山田莊では、山田町中の六条八幡神社が村のお堂 それにあたる。現存する三重塔は、文正元年（一四六六）、平盛俊、鷲尾綱真らつなざねを願主として造立されたものである（三重塔棟札『県史』四「造像銘・棟札等」（撰津国）二三三）。平盛俊らはおそらく山田莊の指導層であろう。室町期になると、このような惣莊鎮守とは別に、村ごとに村人の生活と信仰のよりどころとなる神社や村堂が形成されてくる。

山田町福地の若王子神社は、永仁五年（一二九七）に橋長綱が大願主となって建立したものであったが、その後朽損が進み、応永十五年（一四〇八）に再造された（本殿棟札銘（同上二））。このときの願主には、橋光綱らとともに「村人」として道阿弥陀仏、彦三郎太夫、源太夫が名を連ね、再興の意趣として「当村繁昌」があげられている。橋長綱は、弘安六年（一二八三）に若宮（六条八幡神社）の神主職しきに補任ふたみされており、山田莊の有力者であったと考えられる（『県史』一「林文書」一）。光綱は、その子孫であろう。若王子神社は、莊内の有力な一族の神社という性格を残しつつ、福地村の鎮守社としての性格をあわせ持つようになったのである。

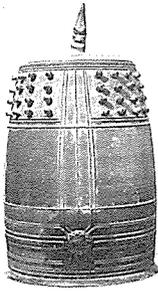


写真113 福祥寺梵鐘
（須磨区）

また、弘治二年（一五五六）には、太郎兵衛ら年寄三名が中心となって同社境内に福地村大日如来堂が造立された（『兵庫県神社誌』）。大日如来堂は福地村の村堂であった。この堂は明治になって廃寺となり、本尊の大日如来像は堂の跡地に移転してきた無動寺に祀られている。

長禄四年（一四六〇）、原野村安養寺の鐘が鑄造された。その銘文の

最後には「綱真・村人等敬白」と刻まれており、原野村の村人の発願によって造られたものであることがわかる（福祥寺梵鐘銘『県史』四「金石文・金工品」（撰津国）一四）。綱真は先の三重塔棟札にみえる鷲尾綱真であり、村人とは別扱いである。橘氏や鷲尾氏（同一の可能性もある）は、おそらく個別の村をこえた勢力をもつ存在であり、村の寺社造営を援助することで村落に対する影響力を保とうとしたのであろう。なお、この梵鐘は現在福祥寺（須磨寺）に伝来している。

年寄・若衆 天文十四年（一五四五）、山田荘の下谷上村と上谷上村で山の用益をめぐる争いがあった

・村有田 『県史』一「阪田文書」二。従来立会山として両村が共同利用してきた山に関して、下谷上

村の若衆が問題を起こしたらしい。そこで、下谷上村の年寄衆が上谷上村の年寄衆に、問題の山が立会山であることを再確認する文書を送った。これにより、下谷上村には若衆と年寄衆という年齢階梯集団があり、年寄衆が村落を代表して対外的な意思表示をしていることがわかる。このような、構成や役割は上谷上村でも同様であろう。荘内の山の用益は、こうした村どうしで取り決めがなされていたのである。

原野村では、永祿十一年（二五六八）、同村の年寄衆と思われる四名が連署し、村有の田地を露次郎左衛門尉に売り渡している（『県史』一「粟花落文書」一四）。原野村は、村有財産として田地を所持していたことがわかる。

これらの、いささか断片的で時間幅も広い事例をつなぎあわせてみると、年齢階梯集団に編成され、年寄衆が主導し、村有田をもち、村鎮守や村堂を信仰の中心とする村の存在がみえてくる。上・下谷上村の相論にみられるように、この村が地域における社会集団の単位であった。中世のこのような村は、一般に惣村と

呼ばれる。では、それはいつ頃成立したのだろうか。

山田荘に近い兵庫下荘白河畑（須磨区白川）では、応永二十六年（二四一九）に「白川畑惣村中」の田地が惣中によって売却されている（『県史』一「藤田文書」六）。白河畑では、この当時すでに惣有田地をもつ惣村が成立していたのである。山田荘では、福地の若王子神社が再興された頃である。近接する地域で大きな時間差があるとは考えがたく、撰津の西端地域では、十五世紀初頭にはすでに惣村が成立していたとみてよいのではないだろうか。

山田荘一三

山田荘に明応三年（一四九四）当時九つの村が存在していたことは先に述べた。その後、慶長十年（一六〇五）の撰津国絵図では、山田荘域に坂本村と小河村もみえる。坂本の地名は、

カ村の成立

天文二年（一五三三）の文書に「下村坂本字尾屋敷」とみえている（『県史』一「阪田文書」二）。坂本村は下村内の小集落から発展し、近世初頭までに独立した村落になったものと考えられる。さらに、下村、小部村は十七世紀前半にそれぞれ東西に分村した。こうして近世の丹生山田荘一三カ村が成立し、それらは近代の大字に続いてゆく。

小河村は成立の由来をおさえがたいが、それ以外の村は、上記のとおり十五世紀末までに成立していた村を何らかの形で引きついで近世から近代に至っている。そして、六条八幡神社は、現在も山田荘域の惣鎮守である。その意味で、旧山田荘地域におけるこの枠組みは、中世の惣村にまでその源を辿ることができる。

5 細田村と性海寺の山相論

文明二年、前項で述べた山相論は隣接する莊園相互の対立であったが、同様の問題が同じ莊園内の村落間の相論でも起こったことは、上下谷上両村の例からも窺うことができる。さらに、山の用益をめぐる

争いは、村落と寺院の間でも発生した。中世の有力寺院は山林を含む広大な寺領をもっており、生活や生産上の必要から山林を利用しようとする周辺住人との間で、しばしば利害の衝突が起こるのである。これから述べる細田村と性海寺の対立は、村落と寺院との山相論というだけでなく、それをおして時代の変化の方向を見通すことのできる興味深い事例である（以下、小林基伸「十五世紀後期の播磨における守護・国人・地下」参照）。

細田村（西区押部谷町細田）は明石川の兩岸に広がる村である。明石川東岸では村の南に東から西に伸びる尾根があり、その南に性海寺（同町高和）がある。性海寺は東大寺につながる華嚴修学の地であり、『県史』二「性海寺文書」三、室町時代には將軍家、守護家の祈禱所であった。鎌倉時代初期の文書によると、寺領東西二〇町、南北一〇町は殺生禁断であったという（同上）。しかし、鎌倉時代にはすでに、近隣の住人が寺領内で薪を切り、炭を焼き、材木を取り、さらには狩猟を行うなどしたために、性海寺との間に深刻な対立が起こっていた。

文明二年（一四七〇）にも、細田村と性海寺の間で山争いが起こった。細田村の地下人が山中で薪を採るな

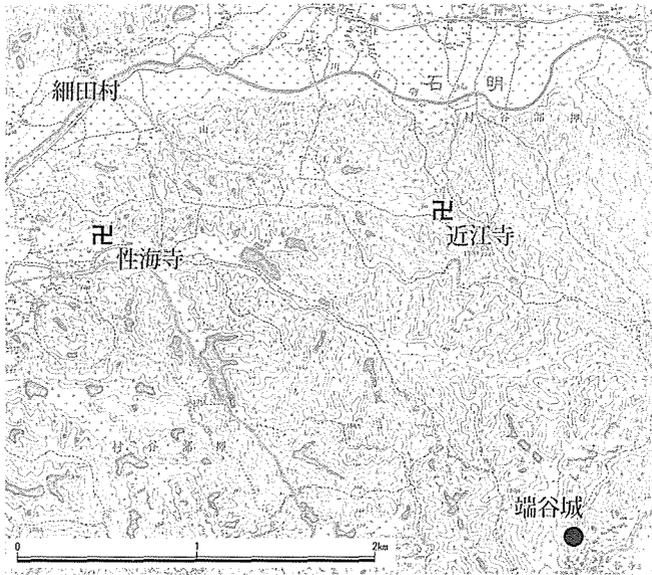


図77 細田村・性海寺山論関係地図
 (陸軍陸地測量部作製正式二万分一地形図 押部・前開をもとに作成)

どの活動を行い、それが性海寺との間で問題となったのである。地下人とは一般には庶民をさす言葉で、ここでは細田村の構成員のことである。

争いは明石尚行ひさゆきから播磨守護赤松氏のもとに報告されたが、守護は尚行に裁定をくだすよう申し付けた(『県史』二「大西文書」)。応仁おつね・文明の乱の始まりをきっかけとして赤松氏が播磨を回復してまだ三年である。守護赤松政則は京都におり、尚行への命令も京都で下されている。京都の守護にはまだ自ら審理し裁決を下すだけの条件が整っていなかったのであろう。

守護からの裁定委任をうけた明石尚行は、細田村が提出した「応永年中御成敗」の文書を証拠として係争地を立会山(共同利益地)と認定し、細田村地下人が薪をとることを認めた。あわせて尚行は、「小林造道」から寺側への立ち

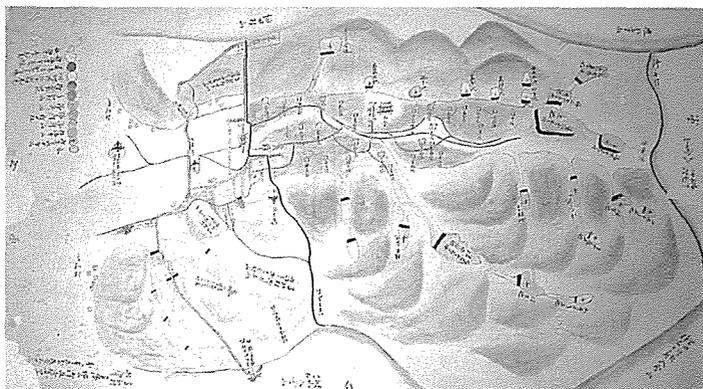


写真114 江戸時代の高和村・性海寺地所御改絵図写（性海寺蔵）

入りを禁じ、破ったものは処罰すると細田村住人に命じている（同上）。尚行は、住人が利用できる範囲を限定しながらも、細田村側に有利な裁定を下したわけである。

文明年間
の展開

しかし、争いはこれで決着したわけではない。文明七年（一四七五）には、逆に細田村地下人に不利な裁定が守護から下された（『県史』二「性海寺文書」二七）。地下人が寺辺境内で狼藉を行っていると言性海寺が守護に訴えたのである。守護は、明石道祖鶴に対し、山林の利用についてはとくに厳しく禁庄せよと命じている。文明二年の尚行の裁定は否定されてしまっただけである。道祖鶴は尚行の後嗣で、後の与四郎祐実^{すけざね}であると考えられている（石田善人「明石と明石氏について」）。

その後も相論は続き、文明十年には性海寺の僧侶が離山するという事態にいたっている（同上二八）。文明七年の守護裁定によっても、地下人の山利用（性海寺にとっては狼藉）は止まらなかったのである。離山とは文字通り寺を退去することである。もっとも、二度と戻ってこないのではない。祈禱など祈願寺としての勤めを放棄して寺を離れ、自分たちの要求実現を迫る示威行為である。

この事態に対し守護は、糾明のため性海寺、細田村双方に守護

法廷への出廷を命じる文書を送った。しかし、細田村はこれに応じなかった。細田村にとって、守護は絶対的な存在ではなくなっていたのである。守護は、細田村については追って事情を調べるとしたうえで、性海寺の僧侶に対し、すみやかに還住し祈願所として祈禱に励むよう呼びかけている。

このようなことがあったのち、文明十一年八月に再度守護の裁定が下った。守護は、文明二年に尚行が裁定の根拠とした応永年中の文書を退け、立会山であるとする細田村の主張を認めず、性海寺の勝訴とした。守護は、この裁定を性海寺に伝えるとともに、明石与四郎(祐実)に対してもこの決定を遵守するよう命じている(同上三〇)。こうして、細田村はふたたび敗訴することとなった。

このように、戦国期には村が訴訟の当事者として登場してくる。村が法的な主体として社会的に認知されていたのである。性海寺とともにこの相論関係の文書を伝える大西家は、中世の細田村における強豪名主であったと考えられており、江戸時代には明石藩領押部谷組の大庄屋を務めた家であった。村が裁判の当事者となることによって村に文書が蓄積し、それが村の指導層の家に伝来してきたのである。

明石氏と ところで、この相論に一貫して関与している明石氏の立場は、守護による播磨国支配のなかで守護 どのように考えたらよいのであろうか。

通常理解されている支配のしくみは、守護の下に守護代、守護代の下に郡代がいて、守護の命令はこの順に上から下へと伝達される。この頃、播磨守護代は赤松政秀であった。しかし、文明年間(一四六九〜八七)の相論を通じて政秀はこの相論に関与しておらず、明石氏は直接守護の命令をうけている。すでに述べたように、文明二年(一四七〇)には、尚行が相論を守護に取り次ぎ、さらに守護からの委任をうけて裁定を下

した。文明七年、同十一年のときも、守護の命令は直接明石氏に伝えられている。つまり、明石氏は、守護代―郡代のラインとは別に守護と直結しているのである。任国内の相論に裁定を下すのは公的支配者としての守護の役割であるから、守護の委任を受けて裁定を下した明石氏は、守護の支配機構の一端を構成していたことになる。しかし、このような存在はいままであまり注目されたことがなく、その立場を何と呼ぶかは定まっていないのである。従来の研究には明石氏を郡代とする例もあるが、郡代は守護代配下の役職なので適切ではない。そこで、ここでは仮に「郡奉行」と呼んでおきたい。

では、「郡奉行」の権限とはどのようなものであったのだろうか。細田村と性海寺の相論を通じて想定されるのは、相論の受理と守護への進達、守護裁定の現地における実現、違反者の取り締りなどである。守護代が主として寺社本所領に関する幕府・守護の命令を郡代に取り次ぎ執行させること、あるいは守護役の徴収・免除などであるのに対し、「郡奉行」は管轄内寺社の所領や地域内秩序の維持に関することであつたらしい。明石氏は、守護に直屬して明石郡を担当する地方行政官的存在であつた。

永正十二年明 　さて、相論は文明十一年（一四七九）の守護裁定のちしばらく史料が途切れ、永正十二
石則行の裁定 　年（一五二五）になって新たな事態をむかえる。この年、祐実の後嗣と思われる明石則行

が、細田村の訴えにこたえ、再び細田村に有利な裁定を下したのである（『県史』二「大西文書」四）。

ところで、この裁定を伝える文書の宛先は細田村でも性海寺でもなく「近江寺衆徒御中」である。しかし、内容からみて細田村の主張を認めるものであることはまちがいない。そして、文書はそれによって利益を与える者に与えられるという原則どおり、この文書も細田村の大西家に伝えられているのである。

近江寺は明石川の東岸、細田村の東の谷をさかのぼったところにある。その谷の南の尾根を越えると性海寺のある谷である。近世には近江寺は性海寺と境内の範囲を争っており、『旧押部村古文書集』「性海寺文書」四〇、中世でも兩寺間に山をめぐる対立があったのではないだろうか。細田村は、地理的に連続する位置にあり、性海寺に対して共通の利害関係を有する近江寺に助力を求め、近江寺の提訴を受けて則行が同寺あてに裁決を下したものと考えておきたい。

さて、則行の裁定は、明石氏の歴史を考えるうえでも大きな意義がある。則行は、文明二年の明石尚行の裁定を再確認するかたちで地下人の主張を認めているが、尚行が守護からの委任を受けて裁定を下したのに対し、則行は守護と関係なく、独自にこの裁定を行っているのである。つまり、則行は自立した権力としてこの相論を裁いているのである。

このように、相論の一連の経緯には、地下人の要求を認めようとする明石氏と、それを否定する守護権力との矛盾がみてとれる。それとともに、明石氏が、守護の支配機構に属して権限を行使する立場から、自立した権力へと成長を遂げつつあることも窺うことができる。

この時期、山野河海の用益をめぐる地下人と寺院の争いはこの事例だけではなかった。文明十二年には、山林の用益をめぐる清水寺きよみづと麓の鴨川百姓との間で武力衝突が発生し、守護が百姓の用益を禁じる命令を下している（『県史』二「清水寺文書」二二七など）。また、やや後になるが、永正十七年（一五二〇）には、報恩寺領内における殺生禁断を侵害するとして加古川での築漁やなりょうが守護によって禁じられている（『県史』二「報恩寺文書」一六）。これらの例からもあきらかなように、守護は地下人ではなく寺院の既得権を保護した。地

下人にとって、守護は自らの生産活動に対する保護を期待できる権力ではなかったのである。地下人はすでに守護の権力を相対化しており、そのことは、守護法廷からの呼び出しに出頭拒否で答えた細田村地下人の行動によく現われている。そして、地下人は自らの要求の実現を地域の有力者に求めたのである。つまり、明石氏は、地下人の要求によって地域権力としての自立を促されていたのである。

播磨では、十六世紀前期頃から、三木の別所氏、龍野の赤松下野守家、御着の小寺氏などの有力諸家が、しだいに守護赤松氏の支配を離脱し、地域権力として自立しはじめる。こうした動向の根底にあるものを考えるうえでも、細田村と性海寺の山相論は重要な手がかりを与えてくれるのである。

なお、史料は残されていないが、細田村と性海寺の争いはその後も続いていたらしい。この問題に最終的な決着がつけられるのは、元禄四年（一六九二）の江戸幕府による裁許によってであった（『旧押部村古文書集』「性海寺文書」四一ほか）。

衣笠氏と射庭
 永禄（一五五八〜七〇）頃、性海寺一帯は衣笠氏の勢力下に入っていた。天文九年（一五四〇）には明石祐行が性海寺に田地を寄進しているので（『県史』二「性海寺文書」三三三）、衣

笠氏の進出はそれ以降ということであろう。衣笠氏の本拠地は寺谷（西区櫛谷町寺谷）にある端谷城である。衣笠氏の勢力が山を越えて性海寺にも及んできたわけである。なお、祐行は明石氏の嫡流で、則行の後嗣と考えられる。

永禄七年、衣笠氏は性海寺領内の射庭谷というところに新しく池を造ることにした（同上三四）。残念ながら、「射庭谷」をどう読むのかも不明だし、どこにあったのかもわからない。性海寺領の内というが、必ず

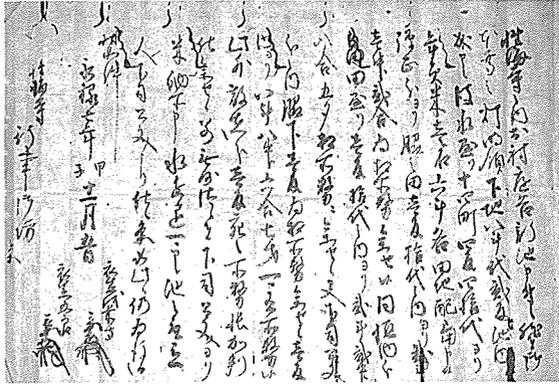


写真115 衣笠景安等連署状（性海寺文書）

しも性海寺がある谷の中とは限らないのかもしれない。ともかく、新しく池を造ると一四町四反余りに水が行き渡るのだが、そのために性海寺本尊の燈明料に当てる田二反が池敷となって消滅することになる。そこで、二反分の年貢一石六斗を池の恩恵を受ける水田に割り当てて負担させることとした。

受益地一四町四反余といえは、それなりに大きな池である。この新池造成には下司げしと公文くぶんが深く関わっていたらしい。下司・公文は本来莊園の役職名だが、この時期には村落や地域の指導層としての性格が強い。下司・公文は性海寺に納める年貢の半分以上を負担し、さらに他に割り当てた水田からの納入が滞った場合は、両者が米を納入することになっている。池の維持管理や池水の運用は下司・公文の主導で行われることになっており、そのために

彼らが性海寺への年貢納入にも責任を持つというのである。つまり、この新池造成は、村落や地域の指導層による運営と性海寺への年貢納入保証を前提として計画され、そのうえで衣笠氏は性海寺との調整を行っている。新池造成の根底には地域住民の用水源確保の要求があり、その実現をはかることが地域権力者の役割だったのである。

6 都賀荘と山路荘・本庄

「天城文書」 都賀荘は、現在の灘区のうち、徳井地区を除いた地域を荘域とすると推定される荘園である。

と都賀荘 江戸時代の村でいえば、岩屋・味泥・大石・稗田・原田・上野・五毛・鍛冶屋・森・河原・

小・八幡・高羽・新在家・篠原・畑原の村々を含む領域にわたっている（なお、これらの村々は、享保十九年

〔二七三四〕成立の地誌『撰津志』でも「都賀荘」とされている）。この都賀荘については、「天城文書」から、室

町く戦国時代の動向をある程度知ることができる。「天城文書」は、もともと篠原村の旧家若林家に伝来したと推定される文書群で、明治以降、河原村出身の天城佐兵衛が譲り受け、以後しばらく天城家に伝えられた。「天城文書」の名はここに由来する。しかし、昭和十年代に同家より西宮神社宮司の吉井家（二二点）と

灘区水車新田の旧家大利家（二二点）に譲られて現在は両家の所蔵となっている。加えて、明治二十一年（一八八八）に内閣修史局（東京大学史料編纂所の前身）の重野安繹が兵庫県下の古文書調査を行った際、佐兵衛の所蔵文書を収集採録した影写本（東京大学史料編纂所架蔵）のうちには、現在両家とも所蔵せず、所在不明となっている文書が四点収録されている。以上二八点の佐兵衛のもとにあったとおぼしい文書のうち、他と性格の異なる一点を除く二七点は『兵庫県史』史料編中世一に翻刻掲載されており、その全貌を参照可能である（残る一点、撰津一國附改帳并領主村名附は同上近世一に翻刻掲載）。

「天城文書」中の文書群に詳しく触れる前に、戦国時代までの都賀荘の支配・領有関係について明らかに

なっていることを述べておこう。都賀荘は、『猪熊関白記』^{しやうじ} 正治二年（一二〇〇）正月十日条に、春日社（奈良市）の大祭である春日祭の雑事のうち四日夕の「秣藟」^{まっすう}（まぐさ）を負担した荘園として、撰津杭全荘（大阪府）とともに見えるのが史料上での初見で、ここから、もとは藤原撰関家が領主であったと推定されている。しかし、この後撰関家領としての徴証は見えず、大きく降って「天城文書」中の文書から、戦国時代には、京都妙観院領となっていたことがわかる（『泉史』一「天城文書」一一〜一四）。この妙観院は現存しないが、その名が相国寺鹿苑院主の日記『鹿苑日録』に散見され、住持と思われる周隆（道号貞叔）が、天文六年（一五三七）には天龍寺別院臨川寺（京都市）の住持として見え、『鹿苑日録』九月晦日条、同八年には天龍寺雲居庵の塔主となっている（同上四月十日条）ことより、相国寺周辺の臨濟系禅院（同寺の塔頭^{たうちゆう}か）と考えられる。

一方、建武二年（一三三五）九月、相模国三浦郡^{さがみ}の在庁官人三浦高継が足利尊氏から勲功の賞として都賀荘^{あてが}を宛行^{あてが}われており（『泉史』九「宇都宮文書」一）、これは地頭職^{しき}と推定されている。その後、地頭職は、経緯は不明ながら赤松円心の長男範資の子赤松則春に帰し（「赤松系図（浅羽本）」「有馬系図」とともに『続群書類従』）、以後、その子孫（赤松氏庶流葉山氏）に伝えられたようで、文明十四年（一四八二）頃のものとして推定される撰津国社領并人給分等注文（『泉史』九「蟻川家文書」一〇）によると、赤松葉山三郎の都賀荘の所領が「不知行」となっている。これもやはり地頭職であろう。なお、この地頭赤松葉山氏が、「不知行」となる以前、都賀荘現地に対してどのような支配を行っていたのかは、史料がなく、明らかにできない。

加えて、やはり文明十四年頃のものとして推定される撰津国社本所領并奉公方知行等注文（同上九）による

と、都賀荘のうち、下司名と公文名については、摩耶山別当職・宝泉寺領田畠散在とともに京都相国寺雲頂院富春軒領となっていたが、これも「不知行」となっている。摩耶山は切利天上寺、宝泉寺は原田村にあった法泉寺（廃寺）のことと考えられ、ともに都賀荘内に含まれた（後述）。下司名・公文名とは、莊園を管理する役人（荘官）である下司・公文に支給される名（名は、莊園の年貢・公事徴収の単位となる耕地群）をいい、年貢は領主に納めるが、公事（夫役や綿・絹・酒などの雑公事＝雑税）については免除され、下司・公文の職務に対する報酬となる。この場合、雲頂院富春軒はその免除される公事を得る権利を持っていたということだろう。後で述べるように、「天城文書」には、この下司名・公文名に関わる文書が含まれており、両者が不知行となったことは、当期における都賀荘あるいは現地支配の中心にあった若林氏の動向と密接に関わっている。

以下、「天城文書」中の文書群からうかがえる室町～戦国時代の都賀荘のありさまについて見ていくことにしよう。なお、「天城文書」に関わっては、江戸時代以降のものが中心であるが、本来そこに含まれる文書群とともに若林氏のもとに伝わったとおぼしい文書が、神戸大学社会科学系図書館に所蔵されている（篠原村関係文書）。『篠原の昔と今 古文書と古写真』に紹介）。加えて、やはり若林家に伝わったらしい文書が一点、東京大学史料編纂所架蔵の影写本の中に「若林家文書」として収録され、『兵庫県史』史料編中世一に翻刻掲載されているので、これらも参照しつつ、話を進めることにする。

莊園と番 「天城文書」には、都賀荘内の田地や年貢・公事の収納に関わる帳簿類が複数含まれているが、ほとんどが下司名・公文名のような特定の名を対象とするものとなっている。その中で、長

享三年（一四八九）五月付の都賀荘夏麦指出（『県史』一「天城文書」四。以下、「天城文書」については、同様に『兵庫県史』史料編中世一から引用するが、原本の確認により史料の文字の読みに変更を加えたところがある）は、唯一荘園全体に関わるものと考えられ、夏麦年貢を出す耕地ごとに、年貢高と負担者が書き上げられている（所在地や面積など、耕地そのものの情報は記されていない）。そこで、まず、この史料から見えていこう。耕地は、

一 末友名

五升五合 西 幸 院

六升 彦二郎 大夫

老斗一升 与 二 郎

六升 大夫 大郎

以上

のように原則として名別にまとめられ、さらにいくつかの名が集まって一番〜三番の「番」というグループに編成されている。ここに見える名は、先に挙げた下司名・公文名とは異なり、年貢・公事をとともに負担する百姓名といわれる一般の名である。百姓名は、通常この末友名のように年貢・公事徴収の責任者である名主の名前をつけて〇〇名と呼ばれる（前代の名主の名前がそのまま引き継がれ、実際の名主の名前とは異なっている場合もある）。また、番は、基本的には、荘園領主に対して月ごとに納める公事を務める単位として、荘内の耕地を名別あるいは地域的区画により編成したものとされる。ただし一方で、中世後期、荘内の耕地の流動化が進み、結果、名の上に依存できなくなった年貢収取を確実にするため、年貢の番別収取を主目的として番が編成される事例も指摘されており、ここでは、二番・三番の各末尾に「〇番之内」として、名に含まれない耕地の記事が挙げられていることから、後者にあたると考えられる。なお、このように、荘内が番に編

第二節 荘園・村・町

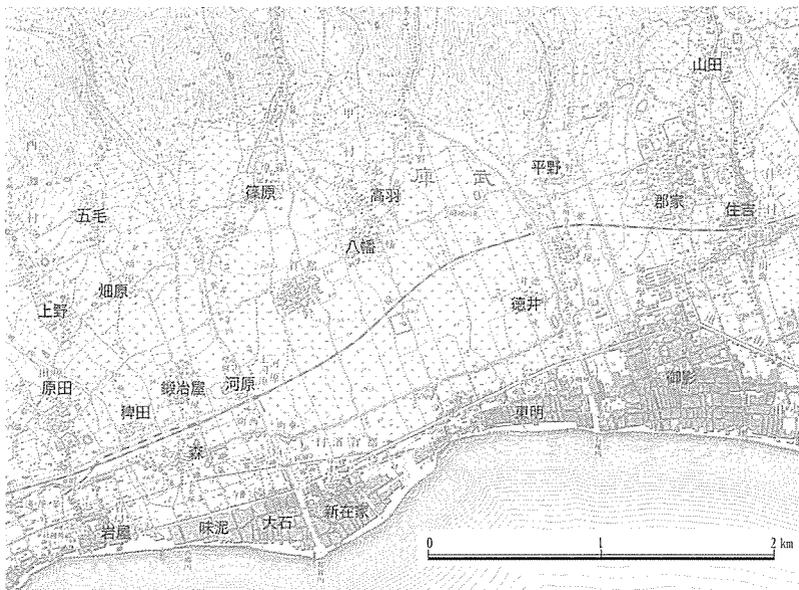


図78 都賀荘周辺の村落
(陸軍陸地測量部作製正式二万分一地形図 御影をもとに作成)

成された荘園を番制荘園、あるいは番の責任者である番頭から番頭制荘園と呼び、畿内周辺部には比較的事例が多い(渡辺澄夫『増訂版 畿内荘園の基礎構造』上巻)。

さて、都賀荘夏麦指出(以下「指出」と略す)に見える番と名を挙げてみると、一番が末友名・岩里名、二番が貞松名・浄蓮名・光貞名・光弘名・宗清名・包任名・新行名・安国名・安次名・清武名・末吉名、三番が光元名・教意名・依行名・専光名・安光名・半名である。ただし、ここに挙げられているのは、夏麦年貢を負担する耕地が存在する名のみで、ほかにも名は存在したように思われる。ここでは、「一番」に属する名はわずか二つであるが、他にも名があった可能性がある。永正三年(一五〇六)の都賀荘一番段銭注文(『奥史』一「天城文書」六)は、「都賀庄一番段銭事」と

して、「末友」を肩書に持つ人物二人、「岩里」と付記された人物一人に加えて、「安景」「貞安」「吉宗」「新
仏」「清成」を肩書に持つ人物二人ずつの所有地に賦課された段銭たんせせ（田地一段別に銭で賦課された公事）の額を
書き上げているが、これらの肩書等はみな所有地が属する名の名前であろう。この「一番段銭」の一番も、
「指出」の一番と同じ組織を指すと考えられるから、一番には、末友名・岩里名以外に、安景名・貞安名・
吉宗名・新仏名・清成名の各名があった可能性がある。同様に、二番・三番に属する名もほかにあったので
はなかるうか。

また、「指出」には、各名の年貢負担者の一部に、居住地を示す地名が肩書として付されていて、「八幡林」
「ヒエタ（稗田）」「コマウ（五毛）」「ミトロ（味泥）」「畑原」「シノ原（篠原）」「上ノ（上野）」「山田」「にしも
り」「原田」「トチ林」「ハマ」といったものが見える。これらは、ほとんどが江戸時代の村の名前と一致し
ており、こうした村が荘内に成立していたことがわかるとともに、名・番に含まれる耕地の分布状況を知る
一つの手がかりになる（ただし、居住地と所有する耕地の所在地は必ずしも同じでないことに注意を要する）。事例
がさほど多くないので（特に一番、断定的なことは述べられないものの、次のようなことはいえるだろう。
すなわち、たとえば岩里名の年貢負担者の肩書に「コマウ」「畑原」「ミトロ」「シノ原」が見え、ここか
ら岩里名の耕地が散在していることがうかがえるが、こうした名が少なくなる。しかし、番を単位として見
ると、「八幡林」は一番にしか見えず、二番には「コマウ（五毛）」と「上ノ（上野）」が目立ち、「原田」は
一番に見えず、二番にも一カ所しか見えないのに対して、三番には数多く見られるといったことから、番の耕地
がある程度地域的に集められていた、言い換えると、番が地域的に編成されていた可能性が指摘できる。こ

れを先述した都賀荘の番は中世後期に新たに編成されたいとすること考えあわせると、番編成が荘内の村の成立を考慮して行われたことが推測できるように思われる。この点については、村について述べる際にもう一度触れることにしたい。

次に、「指出」には含まれていない下司名・公文名についても見ておこう。これらについては、ほぼその耕地の全容を示す史料が残されている。文明二年（一四七〇）に名内の耕地一筆ごとの面積・斗代（耕地一段あたりの年貢高）・年貢負担者を書き上げた都賀荘公文名地帳（『県史』一「天城文書」三）によれば、公文名は耕地総数六二筆・面積六町六段二七〇歩（本帳には表紙・表紙裏、及び帳末に「納夏麦日記」と題した追筆があるが、この部分は記事の内容に検討の余地があり、省いた）である。また、永正十七年の年貢の収納簿で、同じく耕地一筆ごとの面積・年貢高・年貢負担者を記した都賀荘下司名年貢納帳（『県史』一「天城文書」九）によれば、下司名の耕地は総数四五筆・面積三町七段四〇歩である。後述するように、これらは、百姓名である岩里名が二町余、末吉名が一町一段余であるのに比べて規模が大きい。

加えて、前者については、耕地の一部に字名が肩書きされており、その場所の現地比定ができるものを見ると、江戸時代の畑原・篠原・五毛・鍛冶屋・原田・八幡・河原村にわたっていて、公文名の耕地は荘内に広く散在していたことがわかる（今井林太郎『旧天城文書と都賀荘』）。一方、後者の耕地には字名はないが、年貢負担者の居住地を示す肩書きとして「たかう（高羽）」「とくい（得位・徳井）」「トラメ（東明）」「ひらの（平野）」「ミカケ（御影）」「ヤハタ（八幡）」が見え、耕地の所在の手がかりとなる。これらは、「指出」で年貢負担者の居住地として見えた地名と同様、江戸時代、村の名として見える地名である。ただし、得位（徳

井、東明、平野、御影は、都賀荘内ではなく、その東方にあった得位荘、今南荘、郡家荘等に含まれたと推定されている。これより、下司名の耕地の主要部分は都賀荘の東部に存在し、多く近隣の荘民の作出によっていたであろうことが推測され、あわせて、当時、こうした荘園内にも村が成立していたことがわかる。なお、前者にも、年貢負担者の一部に居住地を示す肩書として「こまう（五毛）」「畑原」「トチハヤシ」「山田」「森」「八田」「小村」といった地名が見え、その多くはやはり江戸時代の村名と一致している。

以上、史料の限界からその全貌を知ることにはできないものの、室町〜戦国時代の都賀荘は、最低二〇以上の百姓名と公文名・下司名によって構成され、百姓名については三番に編成されていた。ただし、ここに見える番は、中世後期における荘内の耕地の流動化や村の成立といった社会変動に伴って編成されたものと考えられる。そして実際に、この番や名を通じて、当期においても年貢・公事が領主に納められていた。そこで、続いては、番や名の番頭・名主として、年貢・公事の収納を支えていた存在について考えてみよう。

若林氏と都賀荘の土豪 「指出」に見えた各名のうち、岩里名には「若林方」、浄蓮名には「坂本方」、包任名・新行名には「安田方」、安次名・依行名には「善興寺方」、清武名には「風早方」、教意名には

「吉田方」、半名には「藤二郎方」と名の名前の下に記されている。これらは、各名の名主みょうしゅの名前と考えられるが、一見してわかるように、「若林方」≡若林氏を始め、ほとんどが苗字＋敬称を表す「方」で呼ばれている（なお、「善興寺方」の「善興寺」は寺院の名前とも取れるが、某書状『興史』中世一「若林文書」一）の宛名に、若林氏や風早氏、安田氏、坂本氏の人物とならんで「善興寺新介」なる人物の名前が見えるので、これも人名らしい）。こうした人名表記は、各名の年貢負担者にも見え、浄蓮名に「大利方」、宗清名に「帯刀方」「中方」、安沢

名に「半三方」、光元名に「松本方」、教意名に「西林方」「原田方」「孫衛門方」といった名前が確認できる。彼らは、一般に土豪・地侍と呼ばれる階層の人々である。彼らの名前は、「指出」以外の文書にも、年貢負担者や土地所有者として数多く見ることができ、中には「松本殿」「やすだ殿」のように、「方」の代わりに「殿」という敬称を付される場合もあることから、「殿原」と呼ばれることもある。「原」は中世、複数を表す語。彼らは、帯刀し、漢字二文字からなる名（実名・諱）を名乗り（たとえば、若林氏の人物は、満重・満秋・正秀・満秀という実名を持つ。後述）、武士のような花押（手書きのサイン）を持つことなどにより、「侍」とされるが、中世前期以来公武に仕えた侍層と異なり、中世後期、名主を務めるような有力百姓層の中から成長してきた新たな侍身分である。都賀荘内の耕地の多くを所有し、また、名主となっていたのは、こうした土豪・地侍層（以下土豪とする）であった。

加えて、「指出」では、若林氏が名主を務める岩里名は番編成の「一番」に含まれていたが、「天城文書」には、このほかに、都賀荘一番段銭注文、天正八年（一五八〇）の二郎名一番惣抱田地注文（『県史』一「天城文書」一八）と、「一番」に関わる文書が複数残されていることから（永正八年（一五一一）の都賀荘岩里名指出『県史』一「天城文書」八）にも、「一番之分」という記載がある）、若林氏が、都賀荘の一番に含まれる各名の年貢・公事収納の責任者である番頭であったことが推測できる。そして、これ同様に、一番・三番の番頭も、各番に属するいずれかの名の名主にあたる土豪が務めており、それぞれが、各番の年貢・公事の収納と、それに伴う文書を管理し、若林氏を含むこの番頭たちが、名主を束ねて、荘園の現地経営の中核を担っていたのではなからうか。

なお、右の点に関連して、「天城文書」には、下司名・公文名に関する文書が含まれていることから、若林氏が下司あるいは公文でもあった可能性を検討しておく必要がある。先に引用した都賀荘公文名地帳には、後筆であるが（若林）満重による書き込みと署名・花押があり、都賀荘下司名年貢納帳は（若林）正秀の署名・花押のある大永元年（一五二二）の都賀荘末吉名田数注文（『県史』一「天城文書」一〇）と同筆と見られ、正秀の作成と見られることから、これらの文書の作成時期かそれに近い時期には、公文名・下司名を若林氏が管掌していたのは確実である。若林氏のような土豪がこうした役職に任じられていた例は珍しくなく、同氏が荘園の現地役所である政所まんどころの屋敷地を所有、すなわち政所を預り（天文十五年（一五四六）公文名納帳『県史』一「天城文書」二六）、荘内の段銭の免除や催徴に関して領主妙観院から荘園現地に送付された文書（後述）が「天城文書」の中に残されていることも、それを裏付けるようにも思われる。

しかし、「天城文書」には、若林氏が下司なり公文であったという明白な史料——たとえば下司若林某・公文若林某の名が見えるような——は存在しない。また、本項冒頭で紹介したように、下司名・公文名は、ある時期より京都相国寺雲頂院富春軒領となり、文明十四年（一四八二）頃には、「不知行」となっていた。これは、応仁元年（一四六七）に勃発した応仁・文明の乱を契機に、何者かによって押領おつりようされたためと推定できるが、本文書中の両名の関係文書は、ちょうど符合するように、文明二年の都賀荘公文名地帳以降のものとなっていて、若林氏がまさにその押領者であるか、何者かが押領したものを引き継いだ可能性を示唆する。

以上から、ここでは、若林氏が下司あるいは公文であったか否については、判断を保留しておく。この時

期、莊園に必ずしも下司や公文がいた訳ではなく、例えば、九条家領和泉国日根野莊入山田村（大阪府泉佐野市）では、番頭層が年貢公事の徴収と送進を担う唯一の現地支配機関となっていて、政所も番頭の宅に置かれていた（田沼睦「都市貴族の下向直務と中世村落」）。これより類推すれば、若林氏も、一番の番頭として政所を管轄していたのであり、領主妙観院が莊園現地に送付した文書を保管していたのも、こうした立場からと見ることもできる。ただ、その立場がいずれであったにせよ、若林氏が都賀荘内の土豪の中心にあつて、莊園の現地支配を支えていたことは間違いないだろう。

土豪の実態

いま、都賀荘の番頭・名主の多くが土豪であつたとした。そこで、若林氏を事例として、名や土地の管理・経営を中心に、彼らの実態について見ておこう。

先に指摘したように、若林氏は本来岩里名の名主で、一番の番頭と推定され、若林満重の時までに公文名を、正秀の代までには下司名を管掌した。加えて、正秀は大永元年に都賀荘末吉名田敷注文を作成していることから、彼の代には末吉名の名主ともなつたらしい（これに先立つ「指出」では、末吉名に「若林孫三郎方」「若林孫太郎方」が年貢負担者として見えるが、若林氏は名主とされていない）。この正秀は、右の両名についての帳簿である都賀荘下司名年貢納帳・都賀荘末吉名田敷注文のほか、公文名納帳を作製しており（料紙の継ぎ目の裏側に正秀の花押が押されている）、本帳には、公文名以外に、岩里名や「他名分」（後述）の耕地等に関する記事も含まれているので、この三つの帳簿のうちに、正秀の代に若林氏が管掌あるいは所有した荘内の耕地が網羅されていると見られる。そこで、これらを用いて若林氏の土豪としての姿を追うことにしよう。ただし、都賀荘下司名年貢納帳から読み取れる下司名の概要についてはすでに紹介したので、ここではくり返

さな。

まず、若林氏と最も関係の深い岩里名について見よう。本名については、若林氏の系図では正秀の父とされる（今井前掲書）太郎左衛門（満秋）の代、永正八年（一五一一）の都賀荘岩里名指出があるので、先に当時の状況を確認しておく。これは、満秋分の岩里名の田地について、田地の種別に面積や分米（年貢高）を記したもので、田地一筆ごとの情報はない。田地の総面積は一町二段一二〇歩であるが、その約三分二の九段一五〇歩は「不」、すなわち耕作不能となっていて、特に七段は山成やまなり（地震・洪水などで山稜が崩れて土砂が田畑を荒らし耕作不能になること）であることから、岩里名の田地は山に近い場所にあつたらしいことがわかる。

そして、耕作可能な田地には、公田・斗代・後・佃の種別があり、このうち公田は定田すなわち本来年貢・公事の賦課対象とされた田地をいうと思われるが、ここでは、本役（年貢）・諸公事ともに「孫四郎方」が出すと注記されている。この「孫四郎方」は一族と推定され、どうやら、公田の一部は「孫四郎方」に譲渡され、その際に、本来公田全体にかかるべき年貢・公事のすべてが「孫四郎方」への譲渡分に転嫁されたというこららしい。すなわち、名が若林氏一族の間で分割されていたことがわかる。なお、公田以外の、斗代・後・佃のうち、佃は本来荘園領主の直営地で、鎌倉時代以降各名主に割り当てられた田地である。斗代・後についてはよくわからないが、「不」の田地には、斗代と後の間に「開」＝新開田という種別があり、また両者とも公田より分米が低く設定されていることから新開発田の一種と推測しておく。

さて、公文名納帳に併記された岩里名の記事では、正秀分の岩里名の田地の面積は一町三段一八〇歩で、

都賀荘岩里名指出の田地面積に近い。あるいは「不」となっていた耕地がこの間に再開発されたものか。なお、この正秀分と別に、都賀荘岩里名指出の「孫四郎方」分の公田につながると推定される「孫大郎分」の岩里名の田地があり（七段）、よってこの時点での岩里名全体の田地の面積は二町一八〇歩ということになる。そして、本帳では田地一筆ごとの面積や年貢・公事銭（銭納化された公事）の額、年貢負担者等が記されているのだが（ただし、ここでは「公田」の表記が一部に見える以外、都賀荘岩里名指出にあった斗代・後・佃・開の種別は記されない）、そのうちに、「一色」と記される田地が二段三〇〇歩あるのが注目される。この「一色」の田地については、負担する年貢・公事銭額が記されないところから、若林氏が年貢・公事銭を取得することのできる田地にあたるように思われる。この田地の面積は、同様の性格を指摘した都賀荘岩里名指出の公田の面積（二段一五歩）と近似しており、若林氏が土地に対する権利を強めるのに従い、こうした名称で呼ばれるようになったのかも知れない。加えて、田地の中には若林氏の「自作」、すなわち同氏が直接経営している田地（三段）があるが、こちらについても、負担する年貢・公事銭の額が記されておらず、同様に若林氏の取得するところとなっていたらしい。さらに、「孫大郎分」の田地も、うち「一色」など三段に年貢・公事銭額の記載がなく、かくして、この時期までには、岩里名の田地の半分近くが、年貢・公事銭を若林氏が取得できる田地となっていることになり、同氏の強い支配下にあったことが推測されよう。

次に、都賀荘末吉名田数注文によれば、末吉名は、田地計一町一段三〇〇歩のうち、自作分が三段半あって、「山田左衛門五郎大夫」と追記されている一筆（後に譲渡した分か）を除き年貢・公事の額が記されないので、岩里名の自作分同様、若林氏の取得するところとなっていたらしい。加えてここには、ほかに「畠分」

七カ所が挙げられ（三カ所は屋敷。面積の記載はなく、麦の収納額と負担者のみ）、そのうち六カ所から納められる麦は「内納」とされていて、別に「公方へ入方夏麦分」（領主への納入分）が特記されることから、この分はすべて若林氏のものとなった可能性が高い。すなわち、末吉名にも若林氏が年貢を取得できる耕地が存在した。

最後に、再び公文名納帳に戻って、公文名の田地について見ると、岩里名同様、正秀分（四町三段六〇歩）のほかに「孫大郎分」（二町三〇〇歩）があつて、両者の和は、これに先立つ都賀荘公文名地帳の田地総計六町六段二七〇歩に近似している。年貢負担者が変わっているため、両帳の田地一筆一筆をうまく対応させることができないが、この間にやはり名の田地が若林氏一族内で分割されたと見てよいだろう。うち、「孫大郎分」には、「一色」二段一二〇歩と自作分二段が見え、やはり年貢・公事銭の記載がない。加えて、本帳には、「他名分」として計八段半の田地が挙げられている。これらは、公文名・下司名・岩里名・末吉名以外の名に散在する若林氏の所有地と推定されるが（「指出」では光弘名や清武名に若林氏の所有地が見える）、うち三段が「一色」、四段が自作となっている。後者に先述の「まん所屋敷」が含まれ、その年貢米の一部と夏麦が政所に納められるようになっていて、これらにも年貢・公事銭の記載がなく、若林氏の取得するところとなっていたと思われる。

以上のように、若林氏一族は、別に触れた下司名分もあわせ、荘内で総計一四町を超える耕地を名あるいは散在の耕地として管掌あるいは所有していた。このうち名に属する耕地はもちろんすべてが若林氏の所有地ではないが、年貢・公事を取付できる耕地を所有するなどして、名に対する支配力を強め、一族で分割す

るなど、事実上所領のように扱っていた。加えて、正秀の父満秋は、永正六年に今南荘内かと推定される平野マエの土地一段二〇歩を、同荘内の土豪平野二郎五郎方に売却しており（『県史』一「天城文書」七）、若林氏は荘外にも多くの土地を所有していた可能性があるが、史料の限界から明らかにできない。そして、このような、自身が名主を務める名を事実上所領化し、他名や他荘にも土地を所有するというあり方は、若林氏以外の土豪も同様であったと思われる。

たとえば、「指出」でわかる範囲でも、安田氏は包任名・新行名と二つの名の名主であるとともに、光貞名や宗清名にも耕地を持ち（都賀荘公文名地帳・公文名納帳によれば、公文名にも耕地を所有する）、浄蓮名の名主である坂本氏は光弘名・包任名・依行名にも耕地を持っている。ことに、土豪が名を事実上所領化し財産化していたという点については、「指出」で教意名の名主が吉田氏であったことに如実に表れているといえるかも知れない。この吉田氏は、都賀荘内ではなく、隣接する山路荘内住吉村に本拠をおく土豪と推定されている（今井前掲書）。これが正しければ、吉田氏はもとから教意名の名主であったとは考えがたいので、買得なり譲渡なりで入手したとせざるをえないだろう。ともあれ、かくして土豪たちは、荘内外の土地に対する支配を強めていたのである。

都賀荘の

先に見たように、都賀荘では、若林氏をはじめ、番頭を務める土豪たちが中心となり、名主惣荘（これも多くは土豪）を束ねて年貢・公事の収納を行っていたと推測されるが、彼らやそのもとにあった荘内の百姓たちと領主妙観院の関係はどのようなものであったろうか。

「天城文書」の中には、撰津守護細川晴元から都賀荘に段銭が賦課された際、領主妙観院の関係者が荘園

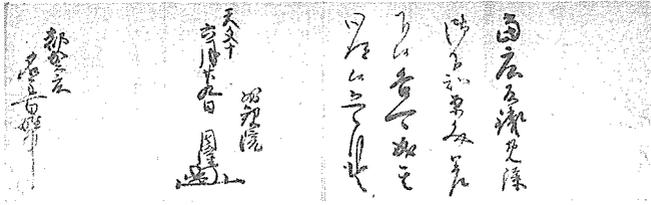


写真116 妙観院周隆書状（天城文書）

現地に宛てて発給した文書が四通含まれている（『県史』一「天城文書」一二〇―二五）。うち二通は、天文十年（二五四）六月二十九日付で晴元が発給した、三好孫次郎（長慶）と平井新左衛門尉（段銭奉行か）に対し、「妙観院領撰州下郡御料所中郷并都賀庄」の段銭を免除するので、段銭の催徴をとどめるよう命じる文書を受けて出されたものである（「下郡」は撰津国の西部一帯を指す地域呼称。第十章第一節一項参照。なおここで「御料所」が「都賀庄」までかかるなら、都賀庄は幕府ないし守護の直轄領でもあったことになる）。一通は、妙観院の住持かと思われる周隆がその案文（写し。『県史』一「天城文書」一一）を現地に送付する旨を伝えた書状であり（①、写真116）、もう一通は、妙観院の上使永賀が案文及び周隆の書状に添えた書状である（②）。

残る二通は、年不詳であるが、天文十年代前半と推定される七月十八日付のもの、前年の下郡の段銭が段銭奉行である三好長慶と堀和道祐の両方から催促される「二重段銭」という事態になったことに関わるものらしい（天野忠幸「戦国期撰津における三好氏の地域支配と都市」。妙観院周隆（①に同）が、道祐に段銭（ここでは「運上金」とされている）一〇貫文を渡したこと、及び山路荘・本庄・今南荘は三好氏に渡したらしい旨を聞いたことを伝える書状（③）と、同じく妙観院の人物と思われる周光が、先に段銭を道祐へ渡したが、もう一回分が未納で言語道断であるとの旨返答があったとして、早々にあと一〇〇〇疋（銭一〇貫文）を送付するよう求

める督促状(④)からなる。

これらのうち、①②④は「都賀庄名主百姓中」に宛てられており、「都賀庄名主百姓中」が、段銭納入を請け負う主体と認識されていることがわかる。この「都賀庄名主百姓中」とは、直接的には都賀荘の番頭・名主つまりは土豪たちを指し、ひいては彼等を中心とする都賀荘の百姓結合をいうとみてよい。すなわち、都賀荘では、土豪を中心とした百姓の結合体が存在し、領主から自立した一個の責任主体と認められていた。こうした、荘園を単位とする百姓の自立的な結合体を惣荘と呼ぶ。「惣」とは、中世の自治的な組織体の総称である。

一方、③については、宛先は若林惣左衛門尉と大利喜二郎になっている。前者は、若林氏の系図で若林正秀を「宗(惣と音が通じる)左衛門」とも称しており、时期的にも矛盾がないので、正秀であろう。大利氏も「指出」に見えた土豪である。若林氏の立場について先に検討したところから考えると、両者は番頭、特に若林氏は政所を預かる番頭として段銭徴収・納入の中心となっていたことから、書状の宛先とされたのではないかと思われる。すなわち、①②④は組織としての都賀荘惣荘に、③はその代表格の個人に宛てられたと言えようか。なお、この時期、守護方の段銭催徴にあたっては、納入を命じる文書(配符という)が直接現地に送付され(都賀荘では納入主体としての「都賀庄名主百姓中」に宛てられただろう)、催促が行われたと考えられるが、ここでは、領主妙観院から段銭免除が伝えられたり、領主を通じて京都に段銭が納入される形(京済きやうせい)となっている。これは、都賀荘惣荘が妙観院に、在京の摂津守護細川晴元と段銭の免除あるいは京済を交渉するよう求めた結果の可能性もあろう。なお、この京済にするということは、言い換えれば、守護

方の催促の使いが荘内に立ち入ることを避けることを意味していた。

惣荘の組

織と機能

中世の都賀荘において、こうした領主から自立した組織体としての惣荘が形成されていたことを示唆する他の史料として、元龜二年（一五七二）四月二十九日付の大土ヶ平山掟（『県史』一「天城文書」一七）を挙げよう。これは、荘内の大土ヶ平山（灘区水車新田付近）を共同で利用する篠原村、山

田村、八幡村、高羽村、川原村、太田村が植林のため三年間下草に至るまで伐採停止を申し合わせた掟書で、違反した場合には、罰金を課し、異儀に及んだら「惣中として」処罰すると定めている。

署名者は山田の左衛門二郎大夫、八幡村の林頼重ほか三名、河原村の公文大夫ほか三名、高羽村の弥三郎大夫ほか二名と、若林満秀（若満秀）及び風早氏と思われる「風佐家長」である。若林氏はこちらん、風早氏も「指出」に見えた土豪である。加えて、八幡村の林氏は、「指出」には見えないが、苗字を名乗り、その子孫は江戸時代には領主の地方代官を務めており、河原村の公文大夫も、ここでは苗字を名乗っていないが、衣笠の苗字を持ち、江戸時代にはやはり子孫が河原村の庄屋と船寺八幡神社（現船寺神社。灘区船寺通）の神主を務めていることが指摘されている（若林泰『灘・神戸地方史の研究』）。両者ともに若林氏・風早氏同様の花押をしたためている



写真117 大土ヶ平山掟（天城文書）

ことから彼らも土豪といつてよいだろう。ちなみに、この四人以外では、川原村の大郎三郎が一応花押であるほかは、簡略な略押か、無筆の者が毛筆の軸頭に墨を塗って押した筆軸印である。

この捷書は、都賀荘全域に関わるものではないが、土豪を中心に広い範囲の人々がかかわって山林の管理を自主的に行う枠組みとなっており、惣荘結合のあり方の一端をうかがわせるものといえる。なお、署名者のうち、若林氏と風早氏はおのの篠原村・太田村の代表でもあると思われるが、あえて村名を名乗らず、また単独で署名に加わっていることに、彼らが荘内で特に有力な人物であることがよく示されている。一方で、山田の左衛門大夫以下の人々は、村名を肩書きとして、明らかに村の代表という形で署名しており、ここから惣荘の下での自立した村の存在が窺える点に注意しておきたい（後述）。

そして、降って江戸時代初頭の慶長九年（一六〇四）、詳細は不明ながら、都賀荘が六甲山系の山をはさんで接する山田荘谷上村（北区山田町上谷上・下谷上）と山の用益をめぐって争った際、そのあつかい人（仲裁者）が提供した和解措置をふまえ、都賀荘側が唼人への返答を申し合わせたものの控と考えられる文書が残されている（都賀荘惣申合状案「篠原村関係文書」）。その差出人すなわち申し合わせの主体は「都賀庄惣中」である。この「都賀庄惣中」とは、都賀荘惣荘そのもの、あるいはその執行部のことをいう。ここに、自治組織としての惣荘の姿をはっきりと確認することができる。

以上のように、都賀荘では、番頭・名主である土豪が中心となって、自治組織Ⅱ惣荘が形成されていた。いまそれを示すものとして紹介してきた諸史料から確認できる自治組織としての都賀荘惣荘の役割・機能をまとめてみると、対外的には支配権力や他荘などの外部の集団との交渉の主体となること、対内的には山野



写真118 春日神社（灘区）

を共有してその用益を管理すること、荘民が守るべき掟を制定し、秩序を守るために場合によっては強制力を行使することなどになる。加えて、段銭の徴収・納入を惣荘が請け負っていたという事実にも、若林氏のような番頭が年貢・公事の収納とそれに関わる文書を管理していたことを考えあわせると、惣荘が領主に定額の年貢・公事を請け負う、「地下請」を行っていた可能性が高い。また、多くの場合、惣は、山野のほかに、田地を共有財産（惣有田）として保有していたが、天正八年（一五八〇）の二郎名一番惣抱田地注文に

ある「一番惣抱田地」は、その名称からして惣有田と考えられる。なお、荘園には一般に荘園鎮守があり、信仰を通じて荘民を結びつける惣荘結合の中核となっていたが、都賀荘については、春日神社（灘区神前町）に若林氏が奈良から鎮守として分霊したという伝承が残っている（『神戸の町名、改訂版』。平安期、撰関家領であったことから、同社が都賀荘の鎮守であったというのは事実としてよいように思われる。その創設に若林氏が関わっていたという伝承は、同氏の荘内での立場をよく示すものであろう。

土豪たちは、惣荘の指導者としては一般におとな（乙名）・年寄などと呼ばれた。番頭・名主として一般百姓に対して優位な立場にあったのに加え、惣荘のおとな・年寄でもあった都賀荘の土豪たちは、荘内で特に重要な位置を占めるに至ったと考えられる。それは、大土ヶ平山掟の署名者に見えた若林氏・風早氏・林氏に、「指出」に登場した大利氏・松本氏・安田氏を加えた六氏が、江戸時代以降においても、「都賀荘の六

司」と呼ばれ、特別な地位に置かれ続けたということによく表れている（今井前掲書）。

都賀荘の

寺庵

いま、都賀荘の土豪と彼らを中心に形成された惣荘について触れたが、土豪層と密接に関わりながら荘内に広く展開していた存在として、寺庵が挙げられる。たとえば、「指出」には、夏表年貢の負担者として、西幸院、きこ庵、海蔵寺、報恩寺、瑞田庵、専称院、仏眼院、瑞泉庵、ミトロめう泉（味泥妙泉）、清浄光院、観音寺、承蔵坊、中浜庵、祥龍寺、太平寺、阿弥陀寺、大善庵、道場、吉祥庵、地福庵、宝泉寺と、数多くの寺院や庵・坊の名が見える。また、文明元年（一四六九）の都賀荘寺庵帳（『県史』一「天城文書」二）には、荘内の寺庵として、摩耶山（切利天上寺）を始め、一部右に挙げた寺庵と重なる合計三七の寺庵の名が挙げられている（表19参照。なお、ここには神社も含む）。

これらの史料に挙がっている寺庵は、ほとんどが中世で廃絶しており、当時の実態については不明瞭で、宗派などもほとんど明らかにならない。ただ、そうした点の差異はさしおいて、寺庵には共通する部分がある。たとえば、「指出」から、西幸院、専称院、仏眼院、瑞泉庵、瑞田庵、大善庵、吉祥庵は、複数の名にわたって耕地を所有していることがわかる。また、「指出」と作成時期に近い都賀荘公文名地帳によると、専称院、西幸院、仏眼院、宝泉寺は公文名にも耕地を所有する。これらから時代が少し降るが、都賀荘末吉名田数注文によれば、西幸院、大善庵は末吉名に、公文名納帳によれば、吉祥庵は公文名にも耕地を所有している（後者では、都賀荘公文名地帳に見えた西幸院、仏眼院、宝泉寺は見えず、当時の土地所有が流動的であったことがわかる）。このように、各寺庵は、荘内に散在する形で多くの耕地を所有していた。都賀荘寺庵帳には、各寺庵の所有地の面積らしいものが記されており、切利天上寺の一町四段半余を最大に、おおむね二、三段

表19 都賀荘寺庵帳に見える中世都賀荘の寺庵（含、神社）

名称	現状
摩耶山	切利天上寺（灘区摩耶山町、真言宗）
八幡日尾	廃絶（旧所在地：灘区日尾町付近）
市尾山常住寺	一王山十善寺（灘区一王山町、臨濟宗）の前身か
しの原慶隆寺	慶光寺（灘区篠原中町、浄土宗）
報恩寺	廃絶（不詳）
善興寺持満福寺	廃絶（不詳。善興寺は中世鍛冶屋村にあったとされる寺院）
味泥妙法泉	廃絶（不詳）
山田正福寺	廃絶（旧所在地：灘区篠原本町付近）
上野観音寺	廃絶（旧所在地：灘区上野通付近）
山田海蔵寺	廃絶（旧所在地：灘区篠原本町付近）
原田宝泉寺	廃絶（法泉寺、旧所在地：灘区原田通付近、浄土宗）
こまうべゝの木	廃絶（不詳）
高羽中天王	廃絶（不詳）
原田王子免	王子神社（灘区原田通）
原田松本寺	廃絶（旧所在地：灘区城内通付近、浄土宗）
カチャ大日堂	廃絶（不詳）
原田水室常楽寺	廃絶（不詳）
カチャ末友天王	素佐男神社（灘区岸地通）
善海寺	廃絶（不詳）
塔	不詳
原田春日免	廃絶（旧所在地：灘区原田通付近か）
市尾持金岡寺	一王山十善寺（灘区一王山町）の前身か
原田阿弥陀堂	廃絶（不詳）
報恩寺持智恩寺	廃絶（不詳）
地藏堂	不詳
こまう大利天神	河内国魂神社（灘区国玉通）か
稗田大平寺	廃絶（不詳。江戸時代、稗田村字大平寺に薬師堂あり）
高羽観音寺	廃絶（不詳）
高羽沢免	廃絶（不詳）
湯谷宝福寺	廃絶（不詳）
山田祥龍寺	祥龍寺（灘区篠原北町、臨濟宗）
こまう仏眼院	廃絶（旧五毛村に「仏元」の小字あり〈灘区高尾通付近〉）
西光天王	廃絶（不詳）
岩屋免	敏馬神社か（旧岩屋村に同社に隣接して「当免」の小字あり〈灘区岩屋中町付近〉）
光明寺	廃絶（絵馬堂。旧所在地：灘区高尾通付近）
川原船寺	廃絶（旧所在地：灘区船寺通付近）
川原吉し寺	廃絶（旧所在地：灘区岸地通付近）

- ・文明元年11月都賀荘寺庵帳（『旧史』一「天城文書」二）より作成。
- ・現状については、『灘・神戸地方史の研究』『神戸の町名 改訂版』『西撰大観』『西灘村史』を参考にした。



写真119 摩耶山の町石（灘区）

一町に及んでいる。これらは、おそらく寄進や買得により集積したものであろう。

以上から、寺庵が、荘内で土地に対する支配を強めていたことが知れよう。これは、すでに述べた土豪の実態と共通している。実際、中世、荘園内に展開していた寺庵については、「名主層（地侍）の準聖職的な生活形態（生き方）であった」（林文理「戦国前期荘園村落の宗教構造」）とも評価され、土地所有者・経営者の面のみならず、惣荘の指導的役割を担うという面においても土豪と共通する存在であったことが明らかにされている（林文理前掲論文・坂下俊彦「中世末期の寺庵」）。おそらく、都賀荘の寺庵も同様であっただろう。

さらに、寺庵は土豪と性格的に共通するのみならず、実際に土豪との関係が窺われる。たとえば慶隆寺は応仁年間（一四六七〜六九）若林秀勝（時代があわなないが、若林氏の系図によれば満重の曾祖父。今井前掲書）の再建、祥龍寺も若林氏が大檀越^{だんごち}であったといわれ（『西撰大観』）、松本寺は松本氏による建立で、その墓も同寺の墓地にあつたとされる（『神戸の町名 改訂版』）。このほか、「指出」によれば、西幸院は、光弘名の若林氏

の所有地が同氏により「西幸院抱之分（所有分）」と主張されていたり、また後に若林氏が名主となる末吉名に耕地を持つなど、土地の所有に関して若林氏との関係が読みとれる。これ以外の寺庵については、詳細はわからないが、多くはやはり土豪層と師檀関係を持っていたり、あるいはその子弟を受け入れるなど、密接な関係にあつたのではなからうか。

先述のように、ここで名前を挙げた寺庵のほとんどは中世で

廃絶しており、江戸時代まで存続したのは、中世より名を知られた初利天上寺は別格として、祥龍寺、慶隆寺、宝泉寺、松本寺など、ごく一部にすぎない。これは、寺庵が、先に挙げた土豪と共通する世俗的な側面に活動の重きを置いていて、一般の百姓層の中に数多くの檀那を獲得するという性格を持たなかったゆえに、若林氏や松本氏のような特に有力な檀那を持つ寺庵以外、江戸時代の檀家制度のもとでは存続できなかったためと推測される。なお、江戸時代、旧都賀荘の村々の寺院の多数を占め、多くの村人の檀那寺となったのは、浄土真宗の寺院であった。その進出の様子をここで述べることはできないが、「指出」に年貢負担者として見える「道場」は真宗の道場かと思われ、これが正しければ真宗の展開の最も早い時期の姿を示すものといえよう。

都賀荘の すでに見たように都賀荘では、土豪たちが惣荘のおとな・年寄として指導的立場を占めていた。

惣村 その一方で、たとえば若林氏が篠原村、坂本氏が上野村、大利氏が五毛村、安田氏が畑原村、

風早氏が太田村（江戸時代の鍛冶屋村の一部。なお、風早氏自身は江戸時代に篠原村へ移転）、松本氏・原田氏が原田村におのおの拠点を持ち、坂本・大利・松本氏については、江戸時代それぞれの村の庄屋を勤めていることからわかるように、彼らの台頭は、村の成立・成長と密接に関わっており、彼らは村のおとな・年寄でもあったと考えられる。そこで、最後に、都賀荘内の村の成立について見ていこう。

「天城文書」中では最古の文書となる文安四年（一四四七）五月五日の日付を持つ夏斐山手注文（『県史』一「天城文書」一）には、篠原村の山に入り会って山手（山野の利用料）を納める主体として、高羽村、やわた（八幡）村、大道村、河原、きよめ村、大田村、山田、森、ミトロ（味泥）、ヒエタ（稗田）、西大石、新在

家が挙がつており、これらの村々が遅くとも十五世紀初めまでには成立していたことがわかる。これに、十五世紀後半の作成になる「指出」や都賀荘公文名地帳に年貢負担者の居住地として見える地名、同じく都賀荘寺庵帳に寺庵や神社の所在地として見える地名をあわせると、江戸時代、旧都賀荘域に成立していた村々の名すべてを見いだすことができる。ただし一方で、いま挙げた諸史料に見える村名・地名のうち、大道村、きよめ村、太田村、山田村、八田、トチ林、にしもり、ハマなどは、江戸時代には独立した村とはなっていない（このうち、きよめ村・山田村は篠原村、大道村は八幡村、太田村は鍛冶屋村の各々一部となっている。今井前掲書）。以上より、当時存在した村あるいは集落すべてがそのまま江戸時代の村となったわけではないが、この時期には、江戸時代以降につながる村々の枠組みがほぼ出来上がっていたといえよう。

そして、夏麦山手注文に挙がつている村々は、村として山手を納めており、時期は降るが、篠原、山田、八幡、高羽、河原、太田村はおの代表を出す形で大土ヶ平山掟を結んでいることから、こうした村々が村として山の利益に関与していたことがわかる。また、都賀荘末吉名田数注文によれば、篠原村は末吉名内に共有財産としての畠（惣有畠）を持っていた。加えて、都賀荘寺庵帳には、江戸時代原田村の鎮守であった王子権現（現王子神社、灘区王子町）の前身と思われる「原田王子免」や、同じく鍛冶屋村の鎮守であった牛頭天王社（現素佐男神社、灘区岸地通）の前身らしい「カチャ末友天王」を確認することができ、村の信仰の核が成立していたらしいことも推測できる。なお、このうち原田村の王子権現については、松本氏がその創設に関わったという伝承が残されており（『神戸の町名 改訂版』）、村のおとなどもある土豪が村の鎮守の成立に関与したことがうかがえる。

ともあれ、これらの村は、本節4項の山田荘で紹介したような、地域における人々の生活の単位であり、また、政治的な主体性を持った村落共同体としての惣村の実態を持っていたと見て良いだろう。そして、こうした惣村は、大土ヶ平山掟に見えるように、自立した存在として惣荘の下で自治に関わっていたのである。なお、「天城文書」中の年貢・公事徴収に関する帳簿では、村は直接徴収の単位とされていないが、都賀荘の番・名に言及したところで述べたように、番の編成に地域性が見られることは、惣村の成立が都賀荘の年貢・公事の徴収システムにも影響を及ぼしたことを示唆するのもかも知れない。

以上のように、都賀荘では、中世後期に成長を遂げてきた土豪と村により、惣荘―惣村という重層的な形で自治的な地域運営がなされていたと考えられる。そして、この地域住民による自律的な秩序が、地域社会において時の権力者からも認知されていたことを明瞭に示すものとして、次の例を挙げておこう。大土ヶ平山掟の袖（文書の右端部分）には、「坂大季頼」という署名と花押が認められている。この「坂大季頼」とは、この掟が定められた当時、都賀荘を含む西撰でいまだ大きな勢力をもっていた三好三人衆の一人三好長逸の^{ながや}内衆（家臣）坂東大炊助季頼である（天野忠幸「戦国時代の芦屋庄・本庄・西宮の山をめぐる相論」）。文書の差出人の上位者が、文書の袖に署判することは、その文書の内容を確認・保証・権威付けすることを意味するから、長逸がこの掟とそれによって守られる秩序に対して保証を与えていたことになる。こうして、室町・戦国時代には、惣村や惣荘が、地域社会の主体として位置づけられていくのである。

室町時代 山路荘については、南北朝時代までの動向として、^{しょうわ}正和五年（一二二六）に「春日社大般若経の山路荘 并神供料所」として寄進されて春日社兼興福寺領となり、^{かんの}観応〜^{こうあん}康安（一二三〇〜一二三二）頃には

撰津守護の兵糧人夫役賦課や半済設定をうけて、興福寺が守護や室町幕府に抗議していることを見た(本章第一節1項)。ここではまず、その後の山路荘の領主支配の動向について見ておこう(『本庄村史 歴史編』)。

室町時代中期成立の興福寺大乘院門跡の運営台帳ともいべき『三箇院家抄』によれば、山路荘は、同門跡領莊園の一つとなっており、春日社の勅願三十講にあわせて行われる大般若経会の供料をまかなう料所(これが「春日社大般若経并神供料所」にあたる)で、檢校は大乗院門跡、給主・奉行は興福寺の院家である松林院とされている。檢校とは、法会の執行・管轄にあたり、それと一体となる料所莊園の支配までを行う職、給主は檢校の下で実際に莊務を行う役職、奉行は檢校の命令を給主に取次ぐ役職である。

ただし、大乘院門跡あるいは松林院が直接莊園を支配していたかといえば、そうではないらしい。正長元年(一四二八)十月、撰津守護細川持元が、三宝院満済に「若月入道をもって撰州今南荘ならびに山地加納庄等預所職の事」を申し入れている(『満済准后日記』十月四日条)。この史料を、持元が、將軍義教(正式な將軍宣下は翌正長二年三月)の側近である満済を通じて、義教に今南荘および山路荘の預所職(この場合は代官を意味すると思われる)として「若月入道」を起用することを申し入れてきたものと解釈できるなら、これは山路荘の代官請の成立を示唆する史料ということになる。

そして、時代は降るが、これに関わる史料として、「山道庄年貢の事、勢州方に納むべしとうんぬん、請口を若槻方と申し定むとうんぬん」という記事がある(『大乘院寺社雜事記』明応二年(二四九三)十一月二十四日条)。勢州とは室町幕府政所執事の伊勢貞陸のことだが、なぜ貞陸に山路荘の年貢を納めるかは後述するとして、ここでは請口(請け負う年貢額)を「若槻」と申し定めたとされている。この「若槻」は、年代的に

右の「若月入道」と同一人物ではありえないものの、おそらくその系譜をひく者であろう。若月（槻）氏は、守護細川氏の内衆の一族である。以上から、詳細は明らかには出来ないものの、少なくともこの間においては、同氏が山路荘の代官となっていた可能性が高いように思われる。守護の推挙によって代官となったというので、事実上守護請（守護が荘園の年貢を請け負った制度）が成立していたと言っただけでよいかも知れない。

ついで、山路荘の領主春日社・興福寺と武家勢力の関係をめぐる注目すべき出来事として、文安四年（一四四七）九月、摂津守護代の長塩宗永が、同荘の公文中嶋入道良円を罪料ありと称して荘内に使者を入れて検断（警察権・刑事裁判権の行使）を加え、その資財等を没収したのに対し、春日社・興福寺側が山路荘は「守護不入の地」であるとして、資財等の返還を幕府に訴えるという事件が起こっている（『建内記』九月二十四日〜十一月十六日条）。將軍不在の当時（七代將軍義勝は嘉吉三年（一四四三）七月没。八代將軍義政の元服・將軍就任は文安六年四月）、幕府の事実上のトップは摂津守護でもある管領細川勝元であった。春日社・興福寺側が主張する守護不入とは、正確には守護使不入といい、守護が検断や公的賦課の徴収のための使者を現地に入部させることを禁ずることをいう。あるいは南北朝時代、興福寺が摂津守護の半済設定を幕府に訴えた時に幕府からこれを認める裁決を受けた可能性もある。

この際、春日社・興福寺側の主張に対し、幕閣の最有力者であった細川持賢（摂津西成郡の分郡守護で、管領細川勝元の後見人）の内衆佐藤性通は、守護不入というのは昔のことで、今は守護請であると反論している。これは、若槻氏が守護の推挙によって代官となっていることを言っているらしい。検断や公的賦課の徴収に関わる守護使不入と、年貢・公事の収納に関わる守護請は別の範疇に属し、両立しうるので、両者の主張は

必ずしもかみ合っていないことになるが、佐藤の態度は守護勢力が年貢の請負を通じて守護不入とされるような荘園内にも介入していく様相をよく示しているように思われる。ただし、ここでは興福寺側が、要求が通らない場合、後花園天皇に奏聞してこの年十一月に予定されていた春日社の式年遷宮を抑止するという強硬な姿勢を見せ、後花園天皇が細川勝元に事態の穏便な收拾を促したこともあって、結局勝元は中嶋入道良円の資財等を興福寺側に引き渡すよう守護代長塩に命じており、武家勢力の山路荘への浸透は一応止められた。

武家勢力 しかし、応仁元年（一四六七）五月に勃発した応仁・文明の乱では、山路荘周辺も武家勢力への浸透 よって席捲されることになる。なかでも、同年七月に兵庫津に上陸して以降摂津国の攻略を進

め、文明元年（一四六九）なかばまでにはほぼその領国化を達成したとされる西軍の大内政弘（周防・長門・豊前・筑前国守護）の軍勢のために、事実上軍事占領下に置かれることになったらしい。文明七年には、「供料の事、大内押領」により「山道講」（大般若経会のことか）がとりやめとなり、『大乘院寺社雜事記』二月十二日条）、文明九年六月二日頃には、東軍の領袖細川政元（勝元の子）の内衆薬師寺与次が三〇〇人ほどの軍勢を率いて山路荘内に打ち入り、大内方と合戦に及んでいる（同上六月六日条）。そして、同年十一月に大内政弘を含む西軍の諸将が一斉に帰国し乱が一応の終結を見たあとも、その余波で山路荘も何者かの押領下にあり（あるいは代官の若槻氏か）、本項冒頭で紹介した文明十四年頃のものと同推定される摂津国社領并人給分等注文では「不知行」とされている。

一方、応仁・文明の乱勃発後の応仁二年、給主・奉行として山路荘の年貢収納・管理と供料配分の実務に

当たっていた松林院の院主兼雅と興福寺の学僧である学侶（春日社勅願三十講・大般若経会の供僧として供料を受ける立場にあった）の間で、山路荘を含む同院領の管轄をめぐる対立が顕在化する（『大乘院寺社雜事記』十一月二十七日条）。松林院の経営が悪化し、大般若経会の供料を始め、同院領荘園の年貢から充当される諸法会の供料が滞るようになっていたのである。そして、文明十三年五月に兼雅が亡くなり、弟子の兼親が院主を継ぐと、兼親の実家である室町幕府政所執事の伊勢氏（貞宗・貞陸）がこの問題に介入し、事態は長期化・複雑化する。その詳細は省略するが、この間、「不知行」となっていた山路荘の年貢納入が再開されるものの、伊勢氏が松林院の管轄を任せられた者によって、たびたび年貢の未納・遅延の問題が引き起こされている。

しかし、この確執は、明応二年（一四九三）、結局伊勢氏が手を引き、松林院とその院領を事実上学侶の管轄下に置くことで解決をみた（『大乘院寺社雜事記』十一月二十九日条）。なお、先に紹介した、伊勢貞陸に納める山路荘の年貢額を若槻氏と申し定めたという史料（同上十二月二十四日条）はこの時のもので、いささか情報が混乱していたらしい。そして以後、史料上では永禄十二年（一五六九）まで、山路荘から春日社・興福寺に年貢・公事が納入されていたことを確認できる（春日社御神供料撰州山路庄公事銭取納帳「今西家文書」）。

「本庄」 山路荘に隣接して、「本庄」と呼ばれた地域がある。これは、現在の東灘区の東部く芦屋市の西部に及ぶ、江戸時代の森村・北畑村・田辺村・少路村・中野村・深江村・青木村・三条村・

津知村（これらの村々を本庄九カ村という）を含む地域で、都賀荘の惣荘について述べる際言及した「天城文書」中の天文十年代前半と推定される妙観院周隆の書状に、山路荘・本庄・今南荘が三好氏に段銭を渡した旨が見え、本項最後で紹介する享禄二年（一五二九）の所領記録（篠原村関係文書）にも「本庄」の名がある

第二節 荘園・村・町



図79 山路荘周辺の村落（陸軍陸地測量部作製 正式二万分一地形図西ノ宮・御影をもとに作成）

から、戦国期までには「本庄」の名で呼ばれる地域的まとまりが存在していたのは間違いない。こうした地域的まとまりがいついかにして成立したかについては、現在のところはっきりしたことはわかっていない。しかし、正和四年（一二三五）十一月付の籠置悪党交名注進状案（『県史』五「東大寺文書」〔撰津国兵庫関〕三三五）に、東大寺領兵庫北関にやってきた守護使を襲撃した悪党として、兵庫の住人等とともに「本庄入道五郎」という人物が登場する。この肩書の本庄がここでいう「本庄」と同一ならば、このまとまりは鎌倉時代末にさかのぼる。

一方、この「本庄」の名の由来については二つの有力な説がある。その一つは、本庄九カ村に芦屋村・打出村（ともに芦屋市内）を加えた領域をもった広義の芦屋荘が、中世後期に分裂して本庄と芦屋荘になったという説（『新修芦屋市史』本篇）である。これに対し近年、中世の荘園は在地領主や貴族から寄進された中核

となる所領（これを「本庄」「本免」という）と、その周辺にある国衙領や寺社領（これを「加納」と呼ぶ）を包摂して構成されていたことが明らかにされ、史料上に、たびたび「山路加納（荘）」という表現が登場することから（たとえば、先に引用した『満濟准后日記』正長二年（一四二八）十月四日条参照）、「本庄」は「山路加納」に対する「山路本庄」に由来するのではないかという説も出されている（『本庄村史』歴史編）。特に後者は説得力のある説のように思われるが、「本庄」を「山路本庄」とする明確な史料がないなど、問題も残る。「本庄」が中世前期の荘園制の枠組みがもとになってできた地域的まとまりであることは確かだろうが、その成り立ちについては、いまだ少し検討が必要である。

山路荘・本
庄の土豪

都賀荘では、土豪を中心とする惣荘―惣村という重層的な自治の枠組みが生まれていたことを指摘したが、山路荘や本庄ではどうだろうか。これについては、まず、先述した文安四年（一四四七）の撰津守護代による荘内への検断をめぐる争いの際、検断の対象となった同荘の公文中嶋入道良円という人物に注目しよう。大きく時代は降るが、永禄十二年（一五六九）の春日社御神供料撰州山路荘公事銭取納帳（以下「取納帳」と略）には、この人物に関わる記事が含まれている。本史料は、山路荘内の百姓や寺庵の所有地単位に賦課された公事銭の徴収に関わって、原則として村別に、賦課された土地の所在地（字名）、面積、公事銭の内容、負担者を書き上げたものである。この冒頭、「住吉村分」の後に、「吉田方分」「横田方分」などと並んで「中嶋方分」の項が見え、四筆八反半の所有地が挙げられている。この「〇〇方分」の項に挙げられる土地の字名は、「住吉村分」に見えるそれと一致し、また、これらに続いて再び「野寄村分」以下村別の記述となるので、「中嶋方」等は、住吉村の百姓のうち、特にほかと区別されて記され

るべき存在であったといつてよい。苗字を持ち、「方」の敬称を付される彼らが、村の有力百姓層から台頭した土豪であることはもはや説明不要だろう。

おそらく、山路莊の公文中嶋入道良円は、この「中嶋方」の先祖にあたる人物であろう。旧住吉村には「中嶋」という小字があることから、中嶋氏はこの地に居を構える有力百姓として、室町時代までには居住地の字名を苗字とする土豪となり、それに前後して山路莊の公文職に任じられたのだろう。なお、かつて小字中島の近傍の小字坊ヶ塚に春日神社が存在し、明治に小字中島の中島氏（中嶋氏の末裔であろう）邸裏に移転したことが知られている（のち住吉神社に合祀。『住吉村誌』。「取納帳」の「中嶋方」の所持地に、「坊ヶ塚」の田一反が見えるので、この社は、春日社領山路莊の莊官たる中嶋氏によりここに勧請かんとくされた可能性が強い。明治期の移転は、両者の深い関係を物語るものといえよう。

以上のように、山路莊においても、室町時代中期には、有力百姓層の中から土豪の成長が見られることを指摘できる。この時期、山路莊関係の史料で確認できるのは中嶋氏だけのだが、「取納帳」に見えた住吉村の「吉田方」、すなわち土豪吉田氏は、先述のように「指出」の教意名の名主「吉田方」にあたると思われる。これが正しければ土豪としての台頭はやはり室町時代にはさかのぼることになる。さらに、両氏と並んで「取納帳」に見えた住吉村の横田氏も同様であろう（なお、横田氏の名は本項最後に紹介する享禄二年（一五二九）の所領記録に見出せる）。このほか、中世の史料には見えないが、旧野寄村の旧家高井宗官家も同莊の莊官から土豪へと成長していったとされ、「取納帳」の写本を伝えている（『奥史』一「高井文書」一）。現在「取納帳」の原本は、中世、春日社社家で社領撰津国垂水西牧（大阪府豊中市）の目代を務め、盛時には

山路荘を含む周辺一帯の郷村域を支配する惣目代となったという今西氏の所蔵となっているが（『春日大社南郷目代 今西家文書』本文編）、もともとは、荘官たる高井氏が作製し、控え（右の写本そのものかその原本）をとって今西氏に提出したものなのかもしれない。

また、本庄では、旧深江村の永井氏について、深江村の前身の一つは同氏の屋敷を中心とする「永井屋敷」という集落であるとの伝承があり（『武庫郡誌』『本庄村史 地理編・民俗編』）、旧小路村の旧家臼井氏の居住地周辺は「臼井内」という字となっている。先の中嶋氏同様、居住地の名を苗字とするこの両氏についても、やはり中世土豪の系譜をひくと見てよいだろう。なお、小路村の名は荘官を意味する「荘司」に由来するという説があつて（『本山村誌』）、これが正しければ臼井氏のことを言う可能性が高い。加えて、本庄九カ村には江戸時代、「庄の儀」を勤める「庄老」という特権的な家筋があり、臼井氏のほか、深江村の磯野氏や中野村の高橋氏、田辺村の松田氏・末吉氏などの名が見える（庄老取極定連判証文『新修芦屋市史』資料篇②）。先に見たように、江戸時代の「都賀荘の六司」が、かつて都賀荘の中核にあつた土豪の後裔であることから類推すれば、彼らも同様に土豪に出自を持つ人々と考えてよいだろう。

なお、「取納帳」によれば、山路荘においても「神明寺之中之坊」「南之坊」「慶法庵」「善住庵」「宝善庵」「正寿庵」「妙楽寺」「蔵主庵」など、やはり、数多くの寺庵が土地の所有者として確認できることを付け加えておこう。その実態は、都賀荘の場合と同じく、土豪に共通する性格をもった存在であろう。

山路荘・本庄 そして、都賀荘でも述べたように、土豪の台頭は、居住する村の成立・成長と密接に結び
の惣村・惣荘 ついでいる。山路荘あるいは本庄については、都賀荘のように、室町時代前後のまとまっ

た史料がないため、当時の様子は充分に明らかにできない。しかし、永徳二年（一三八二）の長蘆寺宗算跡諸方出挙方証文目録（『県史』七「大徳寺文書」二九五）に、魚崎村（山路荘内）の名を見つけることができるので、隣接する地域間で大きな差違があったとは考えにくいから、当地の他の村々の多くも室町時代までには成立し、この頃、江戸時代以降につながる村々の枠組みが生まれていたとみてよいと思われる。

そして、大きく時代は降るが、先に紹介したように、永禄十二年（一五六九）の「取納帳」は、土豪たちが別扱いになっているのを除き、原則として村別に公事銭の収納を記録しており、明らかに村が収納の単位として位置づけられている。そこには、「魚崎村分」のほか、「住吉村分」「野寄村分」「岡本村分」「横屋村分」「青木村分」「庄戸村分」が見えるが、このうち、「青木村分」については、帳末に別に「西青木村分」があつて、両者に含まれる田地の字名や公事銭負担者の名がほぼ一致するので、この「青木村」は江戸時代の西青木村にあたるとしてよいだろう。また、「庄戸村分」については、公事銭負担者に「田中ノ」の肩書を持つ者がいることと、田地に付された字名から、この「庄戸村」は同じく田中村にあたる事がわかる。すなわち、本帳の時点に至れば、江戸時代旧山路荘域に存在したすべての村が揃っていたことになる。

さらに、「取納帳」には、「本庄村出作」として、山路荘内に土地を持つ「中ノ（野）村」「たなへ（田辺）」の住人の名が確認できるほか、「魚崎村分」の項には、「東あふき（青木）ノ源三郎衛門さば起」とある耕地も見える。「東青木」は江戸時代の青木村にあたるものとみてよく、これより、おそらく本庄についても、山路荘と同様に、本帳の時点で「本庄九カ村」すべてが成立していた可能性が高いだろう。史料の限界から、これらの村について多くを語ることは出来ないが、本帳の「岡本村分」には、村の共有田（惣有田）を意味す



写真120 所領記録（篠原村関係文書）（神戸大学社会科学系図書館蔵）

とを示すものであろう。

本項の結びに、都賀荘や山路荘、本庄の土豪や惣荘に関する史料として、享祿二年（一五二九）の年紀を持つ、仮に「所領記録」と名付けられた文書を紹介しておこう（「篠原村関係文書」）。本文書は冒頭部分が欠落しているが、「安弘」という都賀荘内の名の名前らしいものに始まり（「指出」の年貢負担者の中に「安弘」を

る「村田」が見えるので、ここに見える村々も、やはり惣村としての実態を持っていたのではなからうか。

こうした惣村から構成される山路荘や本庄が、土豪を中核とする自治組織としての惣荘の実態を持っていたことについては、第十章第一節1項で「灘五郷」の動向として述べられる。ここでは、すでに紹介した「天城文書」中の天文十年代前半と推定される妙観院周隆の書状に、山路荘・本庄・今南荘が三好氏に段銭を渡した旨が見えることから、山路荘や本庄が守護方から段銭の納入主体とされていたことがわかること、加えて、文明十六年（一四八四）に、山路荘と福原荘（本節1項参照）との間で公事（訴訟）が発生し、合戦に及ぼんとしていることが伝えられていること（『大乘院寺社雑事記』二月二十日条）を指摘しておこう。これらは、山路荘や本庄が、政治的主体性を持った住民組織となっていたこ

確認できる)、上野・稗田・味泥・河原村等の都賀荘内の村、今南荘・山路荘・蘆屋荘・福原荘・山田荘、御影・魚崎・谷上村等、都賀荘近隣の荘園と村、西宮・尼崎・兵庫嶋等の町場、摩耶山・鷺林寺・瀧勝寺等の寺院、風早殿・横田殿・中嶋殿等の本項で紹介した都賀荘周辺の土豪たち、伊丹殿・池田殿・河原林殿・高槻殿等の摂津の有力国人、さらには三木郡・明石灘・押部村、堺浜、別所殿・三好等、詳細不明なものもあるが、主として摂津国、特に下郡に属するものを中心に、一部播磨磨三木郡(美奈郡)・明石郡、和泉国にわたる地名と、そこで活動していた諸勢力の名前が挙げられている。また、御本所・御代官・妙観院といった領主とその関係者の名称や、「灘中」「郷与(組)」など、灘地域の惣荘Ⅱ郷による地域結合を指すらしい語も見える。なお「灘中」は、第十章第一節1項に見える「灘五郷」にあたると見られる。欠落部分もあって、この文書の性格は容易に見極めがたいが、あるいは都賀荘の有力土豪である若林氏が、自身の活動の中で、何らかの関係を持った人名や地名、用語等を書き記したものでないかと思われる。この推測が正しければ、戦国期の土豪が認識していた政治・社会空間を示す、興味深い史料といえるのではなからうか。

7 有馬温泉の賑わい

湯山を訪れ
 湯山を訪れ
 た人びと

十五世紀後期の禅僧万里集九ばんりしりゅうきゅうは、日本の三霊湯として、草津(群馬県)、湯島(岐阜県下呂温泉)とともに有馬温泉をあげている(『梅花無尽蔵』『続群書類従』)。有馬温泉は湯山と呼ば

れ(以下「湯山」とする)、中世でももっとも著名な温泉の一つであり、多くの人びとが訪れた。そのことを

表20 南北朝～戦国期の湯山来訪者

年	西暦	来訪者	身分・地位等	史料
康永 3年	1344	雪村友梅	禪僧	雪村大和尚行道記
貞和元年	1345	虎関師練	禪僧	虎関紀年録
観応 2年	1351	義堂周信	禪僧	空華集
応安 4年	1371	顕詮	祇園社執行	祇園執行日記
		赤松則祐	播磨・備前守護	祇園執行日記
		紀良子	將軍足利義満母	祇園執行日記
応安 6年	1373	龍湫周沢	禪僧	随得集
永和 2年	1376	古劍妙快	禪僧	了幻集
永徳元年	1381	義堂周信	禪僧	空華日用工夫略集
		斯波義種	管領斯波義将弟	空華日用工夫略集
嘉慶 2年	1388	義堂周信	禪僧	空華日用工夫略集
明德元年	1390	太白真玄	禪僧	峨眉鴉臭集
永享 4年	1432	雲峯梵興	禪僧	看聞日記
		畠山満家	前管領	満濟准后日記
永享 8年	1436	東御方	伏見宮仕女	看聞日記
嘉吉 3年	1443	悅林中恰	禪僧	建内記
文安元年	1444	悅林中恰	禪僧	建内記
文安 4年	1447	飯尾為種	幕府奉行人	建内記
享徳元年	1452	清嚴正徹・小笠原持長	禪僧・信濃守護	草根集
		瑞溪周鳳	禪僧	温泉行記
長祿元年	1458	俊円	興福寺僧	大乗院寺社雜事記
長祿 2年	1458	季瓊真薬	禪僧	蔭涼軒日録
		俊円	興福寺僧	大乗院寺社雜事記
長祿 3年	1459	玉崖受環	禪僧	臥雲日伴録抜尤
寛正元年	1460	季瓊真薬	禪僧	蔭涼軒日録
寛正 4年	1463	季瓊真薬	禪僧	蔭涼軒日録
文正元年	1466	季瓊真薬	禪僧	蔭涼軒日録
		多賀高忠	侍所所司代	蔭涼軒日録
		浦上則宗	赤松氏被官	蔭涼軒日録
		藤首座	播磨円光寺僧	蔭涼軒日録
		宝渚庵塔主	播磨宝林寺僧	蔭涼軒日録
		天隠龍沢	禪僧	黙雲藁
文明11年	1479	俊円	興福寺僧	大乗院寺社雜事記
文明12年	1480	甘露寺親長	公家	親長卿記
文明13年	1481	飛鳥井雅康・高倉永繼	公家	親長卿記
文明14年	1482	宗祇・宗伊	連歌師	湯山両吟百韻
文明15年	1483	蓮如	真宗僧	有馬道の記
		東陽英朝	丹波龍興寺住持	小林無孔笛
長享元年	1487	尋尊・政寛	興福寺僧	大乗院寺社雜事記
		北畠政郷	伊勢国司	大乗院寺社雜事記
		松殿忠顕	公家	大乗院寺社雜事記
長享 2年	1488	黙堂寿昭	禪僧	蔭涼軒日録
		有馬某	紀伊熊野の人	大乗院寺社雜事記
		飛鳥井雅康	公家	蔭涼軒日録
延徳元年	1489	清賢	興福寺僧	大乗院寺社雜事記
		宗祇	連歌師	実隆公記
延徳 3年	1491	宗祇・肖柏・宗長	連歌師	実隆公記

第二節 莊園・村・町

明応 2年	1493	景徐周麟 長塩又四郎	禪僧 細川氏内衆	蔭涼軒日録 後法興院記
明応 4年	1495	宗祇 甘露寺元長 安禪寺殿 浦上則宗 景徐周麟 富小路俊通	連歌師 公家 皇女 赤松氏被官 禪僧 公家	実隆公記 親長卿記 親長卿記 晴富宿禰記 翰林葫蘆集 実隆公記
明応 5年	1496	梅叔法霖	禪僧	鹿苑日録
明応 7年	1498	寿春妙永・景徐周麟	禪僧	湯山聯句
明応 9年	1500	近衛政家	前関白	後法興院記
文龜 2年	1502	尋尊	興福寺僧	大乘院寺社雜事記
永正元年	1504	景徐周麟 尋尊	禪僧 興福寺僧	鹿苑日録 大乘院寺社雜事記
永正 2年	1505	景徐周麟 古市澄胤	禪僧 大和国人	翰林葫蘆集 大乘院寺社雜事記
永正 4年	1507	宗長	連歌師	宇都山記
永正13年	1516	足利義植	將軍	守光公記
永正14年	1517	赤松則実 若槻国定	赤松氏庶流 細川氏被官か	赤松家風々々録 実隆公記
大永 5年	1525	宗永	醍醐寺僧	嚴助往年記
大永 6年	1526	神余昌綱	上杉氏被官	実隆公記
享祿元年	1528	宗永	醍醐寺僧	嚴助往年記
天文 6年	1537	印溪周森・光岳梵曜 鳥居小路経厚 朽木植綱 佐子局	醍醐寺僧 青蓮院坊官 近江国人 將軍足利義晴女房	鹿苑日録 証如上人日記 鹿苑日録 証如上人日記
天文 7年	1538	印溪周森・光岳梵曜 下間真慶	禪僧 本願寺坊官	鹿苑日録 証如上人日記
天文 8年	1539	宗永・嚴助 光岳梵曜	醍醐寺僧 禪僧	嚴助往年記 鹿苑日録
天文 9年	1540	大原高保 龍伯集総 長井七郎	六角高頼子息 禪僧	証如上人日記 鹿苑日録
天文10年	1541	印溪周森・光岳梵曜	美濃国人 禪僧	鹿苑日録 鹿苑日録
天文13年	1544	義堯・源雅	醍醐寺僧・東寺僧	嚴助往年記
天文18年	1549	嚴助・源雅	醍醐寺僧・東寺僧	嚴助往年記
天文19年	1550	義堯	醍醐寺僧	嚴助往年記
弘治 2年	1556	北畠晴具 山科言綱後室	前伊勢国司 公家	嚴助往年記 言繼卿記
永祿 7年	1564	足利義輝	將軍	言繼卿記
永祿 8年	1565	仁如集堯	禪僧	鏝水集
永祿10年	1567	長橋局	宮中女官	言繼卿記
永祿11年	1568	日野輝資	公家	言繼卿記
永祿12年	1569	長橋局	宮中女官	御湯殿上日記

※風早恂『有馬温泉史料 上巻』をもとに作成

※海野眞「中世における湯治と温泉信仰について」を参考にした

※史料は主要なもののみを掲出した

伝える史料はかなりの数にのぼるが、幸い地元の風早恂が収集した史料が『有馬温泉史料』として刊行され、勞せずして見るができるようになった。

表20は、『有馬温泉史料』を基本に、南北朝期から戦国期に湯治を目的として湯山を訪れた主な人びとをリストアップしたものである。このほかにも、夢窓疎石など、来訪年次が不明なために掲載していない人物も少なくない。將軍、有力守護、その被官クラスなどの武家、前関白をはじめとする公家、京都、奈良の主要寺院や禅宗の僧侶、そして連歌師や女性たち。この表だけでも、中世の湯山がいかに多くの来訪者で賑わっていたかがわかるであろう。湯治の目的は、あきらかに病気の治療・療養の場合があり、湯山で死を迎えた人もいる（伊藤克己「中世の温泉と『温泉寺』をめぐって」）。その一方、保養と思われる例も少なくない。表には、二度、三度と訪れた人も目につく。目的が何であれ、京都・奈良の人びとにとって、湯山は身近な存在だったのである。

表20の事例は、一定の身分や地位をもつ人びとであるが、『大乘院寺社雜事記』には、寺院のより下層の構成員と思われる者の湯山来訪もしばしばみられる。また、享徳元年（一四五二）、湯山に向かう瑞深周鳳は、湯山から帰る途中の「一夫」に道を尋ねている。湯山は、けっして上層階層だけの温泉ではなかったのである。地域的にも、京都・奈良以外に播磨、丹波、紀伊、伊勢、美濃からの来訪が確かめられる。京都・奈良の公家や僧侶たちが伝える事例の外側に、階層的にも地域的にもより大きな広がりが見えてきそうである。

湯山への道

では、湯山に赴く人びとは、どのようなコースをたどったのであろうか。京都・奈良方面から湯山に行くには、大きく分けて三つのコースがあった（以下、白井信義「中世の有馬道と湯山

兵庫に到着。一日逗留したのち、兵庫から湯山に入った『大乘院寺社雜事記』文明十九年二月条)。現在の有馬街道のようなルートをとったのであろうか。延徳元年(一四八九)にも、興福寺成就院の清賢一行が兵庫經由で湯山をめざしている(同上八月二十日条)。

これらのルートは、いずれも山中を進むことになる。どのルートかは不明だが、寛正二年(一四六一)には興福寺の一行が山賊に襲われ、僧五名と童一人が死亡、一人が負傷するという事件が起こっている(同上八月五日条)。湯山行きはかならずしも安全な旅ではなく、重職にある僧などには將軍によって警固がつけられた(『蔭涼軒日録』文正元年二月十七日条)。

湯山街道 湯山は、むろん播磨ともつながっていた。史料から確認できる播磨府中(姫路市)へのルートと関 は二つである。一つは、湯山からいったん北に向い、播磨に入って東条川沿いを下るコースで

ある。応安四年(一二七二)、湯治をおえた祇園社の顯詮は、山口莊(西宮市)、道場河原、家原、上津畑(以上、北区)をへて播磨に入り、東条の八日市場、久保木(以上、小野市)を経由して広峯社(姫路市)をめざした(『祇園執行日記』十月七日・八日条)。途中、道場河原からそのまま北にいけば、丹波に通じる。

二つめは、湯山から西へ進み、三木(三木市)をへて府中に至るコースである。湯山街道の西半分で、三木の手前までは、淡河の谷を通るルートと山田の谷を通るルートがある。このコースの具体例としては、天正四年(一五七〇)の伊予宇和島城主西園寺宣久の場合が詳しい(『伊勢參宮海陸記』)。宣久は、英賀(姫路市)を發つて姫路、志方(加古川市)と進み三木で一泊。翌日、三本松(北区八多町屏風)をへて湯山に到着した。淡河谷を通るルートで、三本松から東が摂津国有馬郡である。ただし、宣久は湯山に逗留せず、その日は生

瀬で宿泊した。永祿八年（一五六五）、置塩城おしほの帰路、三木を經由して湯山に立ち寄った仁如集にんじょしゅうぎょう、堯などもこのコースを通ったのであろう（『縷水集』）。

戦国期、有馬郡内の湯山街道には、六つの関が設置されていた（『県史』一「石峯寺文書」四一）。三本松、湯山両関、船坂両関、生瀬渡である。三本松は前記のとおり有馬郡と播磨の境界である。生瀬は武庫川の渡河点で、ここから西が有馬郡であった。湯山を訪れる者は、これらの関で関銭を払わなければならなかったのである。関銭を免除する権限は有馬郡守護の有馬氏にあり、湯山を訪れた興福寺の尋尊などは、有馬氏から過書（関銭免除状）を入手している（『大乘院寺社雜事記』文明十九年二月二十七日条など）。

このように、湯山には四方から道が通じていた。「およそ溪間の旅宿は、西より東より、北より南より、浴淋の往還來復、千万人を識らず」（『蔭涼軒日録』文正元年閏二月十八日条）というのは、人数は別として誇張ではないのである。

入湯三七日

中世の湯山のようなすは、享徳元年（一四五〇）四月に來訪した瑞溪周鳳の『温泉行記』にもっとも詳しく描かれている。それにつぐのは、季瓊きけいしんずい真蕪まゐの日記『蔭涼軒日録』の文正元年（一四六六）二月後半からの記事である。『温泉行記』を中心としつつ、二つの史料によって十五世紀中頃の湯山をみていくことにしよう（以下、主に臼井信義「中世の有馬道と湯山の変遷」、伊藤克己「温泉の歴史―中世の温泉―」参照）。

湯山に着いた周鳳は、息殿を宿所とした。かつて、足利義満が來訪したおりに休息したことになむ名であるという。息殿から、わずか十数歩のところこゝろに二の湯があった。二の湯の南に一の湯があり、二つの湯は

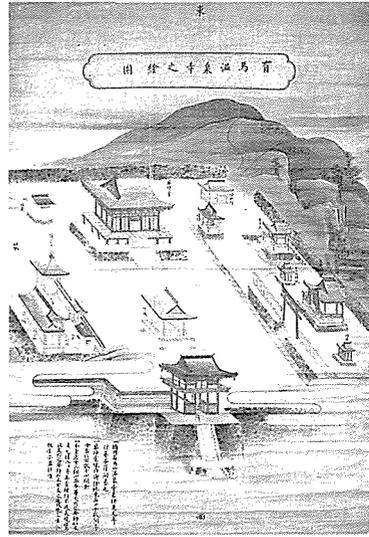


写真121 温泉寺絵図（温泉寺蔵）

一つの建物で、中央の壁で仕切られているだけである。二の湯は北の通りに面しており、一の湯は南が入口である。一の湯、二の湯に優劣はなく、ただ湯屋の南にある温泉寺に近いほうを一の湯と呼ぶのである。湯客は貴賤の区別なく、町の南側に寓する者は一の湯に、北側に寓する者は二の湯に入るようになっていた。一の湯、二の湯の前は順番を争う湯客の声がるさく、まるで市のようなであったという。

周鳳は二の湯に入った。広さ四間の脱衣場があり、そこから五、六段下ったところに湯室がある。湯室は南を頭とし、広さは四間で中に浴槽がある。浴槽の大きさは、横五、六尺、縦七、八尺で、南側の一尺余を板で区切って別槽とし、その湯を灌頂や口をすすぐのに用いた。真蘂の日記では、南北五尺五寸、東西四尺五寸、枕船（別槽）一尺五寸で、松の木で作られていたという。いずれにせよ、浴槽は小さく、同時に入れるのは一〇人にすぎなかった。浴槽の底には方石が八、九個敷かれ、その下は細かな砂である。湯は石の間から湧き上がってくるのである。午の刻（午前十二時頃）に必ず湧出があり、石の間に足を置くと、波動が肌に触れ心地よい。その湯の下には、薬師如来の石像が埋められていると伝えられていた。

入湯は、一日に早湯、午湯、晩湯の三回である。湯治の日数は、三七日（二日間）が故実であった（『祇園執行日記』応安四年十月六日条）。周鳳の湯宿に備えられていた「湯治養生表目」と題する湯治法の書による

と、湯山の湯は塩湯で力が強く、病は早く回復するが、あまり多く浴すると害になると警告している。三七日の場合、最初の七日間は少なく、次の七日間は多く、最後の七日間は少なく入るのがよいという。ほかの記録をみても、三七日で湯治を終え帰路につく例が多い。もともと、二七日、つまり一四日間で切り上げる来訪者も少なくなかった。

湯山の町

と寺社

周鳳は湯山の家数を一〇〇戸とし、真薬は六、七〇軒と伝える。開きはあるもの、おおよその規模はわかる。町には東西二町余の横の通りと、南北一町余の縦の通りがあった。横の通りは蛇のように曲がりくねっていた。二つの通りの交点が町の中心である。交点の南西角に一の湯・二の湯の湯屋があり、周鳳の宿泊した息殿は北東角である。一の湯の西に御所坊という湯宿があった。御所坊は温泉寺が領しており、その名は、足利義満が来湯したときに宿所としたことに由来するという。御所坊には、真薬、北畠政郷（まきさき）、尋尊、蓮如などが宿泊している。御所坊は、湯山でもっとも格式の高い湯宿であった。

交点から西へ進むと、西の入口を出たところに橋があり、橋の西に善福寺があった。周鳳は善福寺を二度訪れている。縦の通りは、南に行った先で二つに分かれ、一方は温泉寺へ、他方は菩提律院に通じていた。

温泉寺は湯山の信仰の中心であり、湯山を訪れた人はかならずこの寺に参詣した。温泉寺の草創はつぎのように伝えられている。行基が毘陽野寺から湯山をめざす途中、瘡を患った病者にであった。病者は行基に魚食の提供を乞い、さらに病気でただれた皮膚をなめるよう求めた。行基はいずれにも応じた。病者は湯山の石像薬師の化身であった。薬師は行基の慈心を試したのである。行基は薬師の導きに従って石像を見出し、そこに温泉寺を建立したのである（内容は所伝により異なる）。

温泉寺の本堂は、薬師像を祀る薬師堂である。薬師堂の前に楼門があった。境内には湯山の鎮守である女性権現の廟があり、その右に三輪明神、鹿舌明神の小廟が建つ。女性権現の前では、毎月二日夜、巫女による舞が行われていた。ほかに、熊野権現、天満天神の廟、地藏堂、如法堂などがならび、本堂南の山上には三重塔もある。温泉寺の中心施設は律院であり、身分の高い湯客を宿泊させることもあった（『大乘院寺社雑事記』長享元年二月二十二日条）。温泉寺は律宗と関係が深く、この頃の住持は律宗の老僧であった。

温泉寺では、律院の僧による寺記の絵解きが行われていた。湯客が一〇〇文出すと、寺記の中の場面を描いた絵を見せながら、僧が寺記を読むのである。周鳳も読賃を払い、寺記を聞き、絵を見ている。周鳳は、その内容を日記に書きとめ、今日に伝えた。そのとき周鳳が見たと思われる絵は、京都国立博物館に現存している（藤原重雄「有馬温泉寺の縁起絵をめぐって」）。

さて、縦の通りを北へ行くと山の腰に施薬院があった。念仏尼の道場である。また、山を登ったところに阿弥陀院（堂）があった。門も堂も南面して建っていた。真薬はここで詩会を開き、所司代多賀高忠は真薬らを招いて齋（食事）を催している。阿弥陀院の住持も律僧である。

阿弥陀院の門を出て東南に下り、横の通りに出たところに且過堂たながどう無垢庵があった。ここが、湯山の東の入口である。且過堂とは、諸国を行脚する禪僧のための宿泊施設である。湯山の無垢庵は、夢窓疎石が創建したものと伝えられていた。無垢庵は道の南にあり、その前に温泉があった。しかし、周鳳が訪れたときにはすでに浴する者なく、浴槽は朽ちて壊れ、湯と水が混じってほのかに温かいという状態であった（以上、榎原雅治「中世地方都市の空間構成」参照）。



写真122 鼓ヶ滝（北区）

鼓滝・鎌倉谷

湯治客は、自然の景物を見に行くこともあった。代表的なのが鼓滝と鎌倉谷である。

倉谷

鼓滝は、滝川をさかのぼったところに今もある。周鳳が訪れたときは、縦の通りの南口を出て、山の腰を巻くように上っていった。滝の近くには、不動像を安置する四柱堂と弁財天の小祠があった。高さは五、六丈あり、けだし偉観であると周鳳は書き記している。鼓滝には、真葵をはじめ、甘露寺親長（『親長卿記』文明十二年五月九日条）、景徐周麟（『翰林葫蘆集』『五山文学全集』）なども見物の記録を残している。温泉にほど近い鼓滝には、湯治客の多くが訪れたことであろう。

鎌倉谷は、北区道場町生野の船坂川上流の溪谷である。周鳳は湯山を発ち、山口、平田を通過して山中に入り、丸木橋を渡るなどしてようやくたどりついた。そこには清寥庵という庵があり、周鳳は庵主に鎌倉谷の名の由来を尋ねている。それによると、鎌倉谷は羚羊谷（なましか）のなまったものだという。この溪谷には、南北朝期の禅僧古劍妙快（こけんみょうかい）が名づけた六つの佳景（六境）があった。鎌倉谷は湯山からやや遠く、道も険しかったが、連如（『有馬道の記』）や尋尊（『大乘院寺社雜事記』文明十九年三月二日条）も訪れた名峽であった。

京都・奈良から来た僧や武家たちは、入湯以外の時間を、これらの寺社や名所を訪ね、寺僧と語らい、花を愛で、風光を楽しんで過ごした。さらに、湯宿や寺院では、同行者や滞在中の貴人らとともに、茶話に興じ、詩会や連歌、宴を催した。上層の人びとにとって、湯治は一面で社交サロンのな性格ももっていたのであ

る（伊藤克己「中世の温泉と『温泉寺』をめぐる」）。

湯山に暮ら 湯山には、寺院の僧のほかにとのような人びとが暮らしていたのだろうか。

す人びと

湯山の宿は御所坊や息殿だけではない。湯山の家々は二階建てで、上を湯客に提供し、下を自家としていた。その一階では挽物ひきものが作られていた。挽物とは、轆轤ろくろを使って木を挽き、成形した器などのことである。周鳳が泊まった宿の階下では、店主が手に曲刃を持って器材を削り、かたわらで別の一人が轆轤をひいていた。湯宿の主人が、轆轤師として挽物生産を営んでいるのである。湯山では挽物細工が盛んであり、轆轤の音がいたるところから聞こえ、やかましいほどであったという。この頃、湯山の二湯兵衛なるものが、轆轤師として公方くぼう（将軍家）大工職に任じられていた（「別本賦引付」。網野善彦「中世の旅人たち」）。湯山の轆轤師の技術は、京都でも評価されていたのである。つぎにみる二湯兵衛と同様、一湯兵衛も湯宿の主人であることはまちがいあるまい。湯宿経営者にして挽物師、これが湯山の町の中核的構成員であった。湯宿の主人の一人に、二湯兵衛と呼ばれるものがいた。この二湯は、御所坊の北隣にあった湯宿のことである。二湯兵衛は、真薬の湯山来訪に先だって京都にいき、真薬と面談している。将軍から真薬の世話を命じられた有馬郡守護有馬直祐からの連絡をうけて上洛したのである。おそらく、現地で真薬を迎える準備を整えるのであろう。二湯兵衛は、湯宿経営者の中心的存在であり、同時に有馬直祐の被官でもあった可能性がある。また、二湯兵衛は、別の湯宿の主人である明覚と姻戚関係にあった。湯宿経営者どうしは、このような形でも結びついていたのである（北村彰裕「室町期有馬温泉の二湯兵衛について」）。

湯山には、毎日湯宿を回り、銭を求めるものがいた。「番乞食」と呼ばれる、瘡を患う者たちである（「臥

雲日件録抜尤』享徳元年四月十八日条)。彼らは、薬師が瘡の病者となって行基の前に現出したことにちなみ、薬師の眷属と称していた。輪番を組んで町の掃除を行い、それにより毎日一人が湯宿をめぐって銭二文を集めて歩くのである。番乞食は、おそらく温泉寺のもとに組織されていたのであろう。

行基の温泉寺開創伝説に関連づける風習はほかにもあった。行商人は湯山に入ると荷物を肩に担かず、手に提げて売り歩くことになっていった(同上)。病者(薬師)に魚食を求められた行基が、長洲浜(尼崎市)で魚を買い、それを杖にかけ肩に担いで戻ってきたという伝えをふまえ、行基と同じ姿になることを避けたのである。

その行商人であろうか、湯山には魚売りの声があふれていた。湯山では、行基の行いにより、肉(魚)食を忌まなくてもよかったのである(「温泉山住僧薬能記」。問屋真一「縁起からみる中世の有馬」)。ところが、真薬が訪れたとき、薬師堂が魚売りを禁じた。都の高僧にはばかったのであろう。それを知った真薬が禁を解かせると、四面に魚を売る声が聞こえ、商人たちはおおいに喜んだという。行基が薬師に魚食を提供したという開創の由来を考えても、魚売りの営業は薬師堂(温泉寺)が統制していたものと思われる。

温泉には、入浴の世話をする湯女ゆながいた。文明十九年(一四八七)、興福寺僧の政覚らは、湯山を離れる前日、湯帷ゆかたを湯女に与えている(『政覚大僧正記』三月十三日条)。また、湯客に入浴の時を知らせる女性がいた(「小林無孔笛」)。これも湯女の役割であろうか。

このほか、湯山には番匠がいた。応永二十年(一四二三)、東寺の御影堂造営に、東寺、伊丹、神崎の番匠とともに湯山番匠が参加している(『県史』六「東寺文書」(その他所領関係等)四四)。

湯山みやげ

旅先から帰途につく旅行者がみやげを買い求めるのは、中世でも同様である。公家や僧侶の

と挽物細工

日記には、湯山帰りの知人からみやげをもらった記事がしばしばみられる。

湯山みやげとしては、まず柄杓ひしやくがあげられる。柄杓は、湯山のみやげとして誰もが知っているものであったらしい。宝徳元年（一四四九）、瑞溪周鳳ほうふうらがたまたま出会った「一夫」に湯山への道を尋ねたのも、手に白柄杓をもっているのを見て、すぐに湯山の帰りとわかったからであった。湯山に着いた周鳳も、柄杓三柄を買っていったん京都に帰る興こころき昇ありましたせている（温泉行記）。

ほかに、楊枝（『大乘院寺社雜事記』文明九年九月二日条など）や播磨間鍋の例もみられる（『鹿苑日録』天文九年二月二十日条など）。間鍋は、酒を爛するのに用いる鍋である。間鍋をふくむ播磨鍋は播磨の野里（姫路市）で作られる鍋のことで、室町時代には播磨のみやげとして著名であった。それが、湯山でも販売され、みやげとして人に贈られているのである。

しかし、湯山みやげの代表は何といっても挽物であった。湯山の挽物には、葉器（『蔭涼軒日録』延徳三年十月二十二日条）、食籠（『御湯殿上日記』明応四年十月五日条など）、香合（『実隆公記』大永三年三月二十八日条など）、盃（同上大永三年閏三月二十日条など）、茶碗台（『言繼卿記』天文十九年閏五月一日条）などがあつた。季瓊真藁きしゅうまがらがもらった湯山みやげの印籠は、三重の入れ子になった精巧なものであつた（『蔭涼軒日録』延徳三年十一月五日条）。挽物は木地のままであるから、みやげを受け取ると塗師屋に出して漆装飾をほどこしてもらつたようである（同上延徳三年十月二十二日条）。

湯山挽物は、湯治客のみやげとされるほか、贈答にも用いられている。「湯山物」という呼び方もされ、

第二節 荘園・村・町

いわばブランド化していた（『言継卿記』天文十九年閏五月一日条）。湯山挽物は、京都でも販売されていたのであろう。